

平成 28 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成 28 年 9 月 6 日 開会
平成 28 年 9 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成28年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月6日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第5号から認定第7号まで14件一括提案説明	4
散 会	9

9月8日（木曜日）第2号

議事日程	1 1
会議に付した事件	1 1
会議に出欠席した議員	1 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 1
職務のため出席した者の職、氏名	1 1
開議の宣告	1 2
町政に対する一般質問	1 2
○3番 大岩 靖君	1 3
1 美浜町の家庭系ごみ減量化計画について	
(1) 現在の知多南部クリーンセンターの排出量及び処理費の現状は。	
(2) 家庭系ごみ袋有料化について、今後どのように進めていく予定か。	
(3) 町民にごみ減量化をどのように進めていくか、具体的施策はあるか。	
2 町営住宅建替事業について	
(1) 工期が遅れていると聞くが、現在までの進捗状況は。	
(2) 工期変更により影響を受ける住宅居住者等への説明会の予定はあるか。	
3 河和台の調整池について	
調整池の有効利用を図るため、コミュニティセンター、集会場あるいは運動公園といっ	
た整備を行う予定はあるか。	
○1番 横田貴次君	1 9
1 美浜町の障害者福祉の現状について	
(1) 障害者差別解消法に基づく、本町の基本的な考え方、具体的事例を示すガイドライン	
はあるか。	
(2) 本町内の障害福祉サービス事業を担う事業所が定員を満たしている状況の中、本町に	

において特別な支援を必要とする児童・生徒が卒業し、本町で住み暮らすための支援、福祉サービスが必要と考えるが、具体的な対策を考えているか。

2 美浜町第4期障害福祉計画の進捗について

- (1) 平成27年度訪問系サービスの計画数値に対する実績は。
- (2) 福祉サービス現場の人手不足という大きな課題に対して具体的にどのような施策を考えているか。
- (3) 日中活動系サービス計画で利用者数の多い生活介護の数値目標に対する、平成27年度、平成28年度半期の実績は。
- (4) 日中活動系サービス計画のうち、他市町に依存しているサービスを本町独自のサービスとして発展させる具体策はあるか。
- (5) 「ジョブコーチ等の就労支援に携わることができる人材の育成に努める」ため、本町が取り組む人材育成の内容と進捗状況は。
- (6) 第4期障害福祉計画（案）に寄せられたパブリックコメントに対し、本町として今後、検討・対応していくと回答したが、現在の進捗状況は。

○2番 荒井勝彦君 29

1 美浜町内の消防団詰所・車庫について

老朽化が目立ち、耐震補強工事あるいは建て替えが必要な消防団詰所・車庫について、町として今後の対策は。

2 河和台地区の集会場について

河和台地区の集会場を調整池に建設してはどうか。

3 美浜町における介護サービスのこれからについて

「要支援1・2」のサービスの一部について、町は独自の「総合事業」に移行させたか。住民にとって、良い介護サービスとは何か、将来に向けた方向性は。

○8番 鈴木美代子君 36

1 地元養鶏業者を育成しつつ環境改善をするための対策について

- (1) 野犬が相当数いて、子供たちの安全が心配だが、捕獲手段を工夫して駆除の効果をあげられないか、今後の計画は。
- (2) 養鶏場の悪臭を軽減するために、鶏舎・堆肥舎の密閉化や餌に薬品を混ぜるなど、町が助成してでも改善策を進めてはどうか。

2 小学校の登下校時のヘルメット着帽についての町教育委員会の方針は

義務ではないと過去に教育長答弁を受けたが、一部の保護者には周知徹底されておらず、苦言を耳にする。どのように周知しているか。

3 浄化槽の法定検査について

法定検査を実施していない家、法定検査制度を知らない人に対して、町としてどう考えどのような対策を実施しているか。

4 介護保険について

- (1) 介護保険法改正により、一部サービスを保険から外して町の総合事業に移すことになった、約220名の要支援1・2の人たちの方のサービスは介護保険事業者で行うことに

なったか。

- (2) 一定の所得以上ある人は、利用料を2割引き上げることになり個人負担が増えて困ったと聞くが、現在対象となる人は何人ほどか。
- (3) 介護認定を受けないすべての高齢者に対する「基本チェックリスト」の配布は美浜町でも行われたか。基本チェックで簡易判定をした結果認定の申請を受けられないケースが他市町であったが、すべての高齢者が介護認定を受けられるべきであり、美浜の実態を伺う。
- (4) 補足給付の削減によりどの程度の人がどれくらい負担が増えたか。
- (5) 介護施設の介護度1・2の待機者にはどう対処したか。

○ 7 番 山本辰見君 4 5

1 都市計画事業の在り方について

- (1) これまで取り組んできた都市計画事業は、都市計画税を負担している市街化区域内の皆さんに還元できているか。
- (2) 都市計画税を負担している市街化区域内の住民の状況、特に高齢者世帯の経済的環境をどのように認識しているか。その実態と住民要望からすると交流拠点整備・交流人口増を対象とした事業はかけ離れていないか。
- (3) 現在計画されている総合公園グランド拡張事業及び計画予定の知多奥田駅前運動競技場開発での都市計画税負担の見直しは。
- (4) 山王川の改修等奥田駅前開発計画の抱える課題はどうなっているか。また、西側への展開は。
- (5) 人口減少問題解決のためには、公園整備や交流拠点対策より、住民が暮らす市街地の改善が優先されるべきではないか。
- (6) 町長の選挙公約の一つに「都市計画税の見直し」があるが、どのように見直し・削減を計画していくか。

○ 4 番 横田全博君 5 5

1 町長が施政方針等で示された事業の進捗状況について

- (1) 知多奥田駅前拠点整備事業は駅周辺の基盤整備とともに、交流拠点としているが、交流の対象は誰を想定しているか。
- (2) 河和・布土・河和南部の活性策はあるか。
- (3) 観光振興策として、日帰り型から宿泊型に誘導するとしているが、具体的にどのように取り組んできたか。
- (4) モデル事業として、英語教育を布土小学校の全学年で2学期より実施予定とのことだが、その結果を基に町内全小学校へ拡大実施するか。

2 元気な町づくり事業について

- (1) まちづくりエンジョイぷらん等を拡充し、多くのイベント案を募集・後援する予定・計画はあるか。
- (2) 町民の参加を募るため、広報誌やメルマガを活用する予定・計画はあるか。
- (3) 都市農村交流事業、地域資源活用プロジェクトへの高齢者の参加要請を行う予定・計

画はあるか。

- (4) 泊って楽しむ「食と歴史の街巡り」の企画とガイドの育成・組織化の予定・計画はあるか。

散 会	6 5
-----------	-----

9月13日（火曜日）第3号

議事日程	6 7
会議に付した事件	6 7
会議に出欠席した議員	6 7
説明のため出席した者の職、氏名	6 7
職務のため出席した者の職、氏名	6 8
開議の宣告	6 8
同意第4号（質疑・討論・採決）	6 9
承認第9号（質疑・討論・採決）	6 9
議案第41号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第42号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第43号（質疑・委員会付託）	7 0
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	7 1
発議第6号（提案説明・質疑）	9 1
発議第7号（提案説明・質疑）	9 4
発議第8号から発議第10号まで3件一括（提案説明・質疑）	9 7
散 会	9 9

9月21日（水曜日）第4号

議事日程	1 0 1
会議に付した事件	1 0 1
会議に出欠席した議員	1 0 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 2
開議の宣告	1 0 2
議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 3
議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 4
議案第43号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 5
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 6
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
発議第6号（討論・採決）	1 1 4
発議第7号（討論・採決）	1 1 5

発議第8号（討論・採決）	1 1 7
発議第9号（討論・採決）	1 1 7
発議第10号（討論・採決）	1 1 8
委員会の所管事務調査報告について（委員長報告）	1 1 8
議員派遣の件について	1 1 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 9
閉 会	1 2 0

平成28年 9 月 6 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成28年 9 月 6 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 5 号 専決処分事項の報告について

報告第 6 号 専決処分事項の報告について

同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命について

承認第 9 号 専決処分事項の報告承認について

議案第 41 号 美浜町飲酒運転根絶条例について

議案第 42 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 43 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 横 田 貴 次 君

2 番 荒 井 勝 彦 君

3 番 大 岩 靖 君

4 番 横 田 全 博 君

5 番 大 崎 卓 夫 君

6 番 丸 田 博 雅 君

7 番 山 本 辰 見 君

8 番 鈴 木 美代子 君

9 番 野 田 増 男 君

10 番 森 川 元 晴 君

12 番 石 田 秀 夫 君

13 番 杉 浦 剛 君

14 番 江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 坂 本 順 一 君

経 済 環 境 部 長 竹 内 康 雄 君

建設部長 斎藤 功 君
総務課長 杉本 康寿 君
税務課長 廣澤 辰雄 君
秘書広報課長 谷川 徳寿 君
福祉課長 西田 林治 君
健康推進課長 齋藤 孝茂 君
環境保全課長 岩本 健市 君
都市整備課長 石川 喜次 君
学校教育課長 日比 郁夫 君
学校給食センター所長 夏目 明房 君

教育部長 牧 守 君
防災安全課長 石濱 克彦 君
企画政策課長 磯貝 尚美 君
住民課長 茶谷 佳宏 君
子育て支援課主幹 久綱 勇 君
産業振興課長 天木 孝利 君
建設課長 鈴木 学 君
水道課長 鈴木 晴雄 君
生涯学習課長 河村 伸吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷 充則 君

議会係長 山下 美幸 君

〔午前９時００分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆さん、おはようございます。

平成28年第３回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございました。

さて、９月に入りまして、残暑はまだまだ厳しいですが、毎年ですが、操法大会が終わりますと、美浜町の夏も終わりだなということを感じます。本当に団員の皆様お疲れさまでした。

そして、心配なのは台風であります。10号は岩手県、北海道に甚大な被害を出しました。昨日の12号は熱帯低気圧に変わりましたが、湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定で、今後も大雨が予想されております。また、既に次の台風の卵ができています。この地域では今のところ被害ということはありませんが、そろそろこの地域もというような、そんな気がいたします。事前の備え、対策をしっかりと心がけていただきたいと思います。

それでは、美浜町議会はこの９月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いします。

なお、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆様、おはようございます。

本日は、平成28年第３回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

また、８月26日、セントレアで開催されました「知多から世界へ」の講演会には、皆様方にはわざわざ遠いと

ころを御出席いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、美浜町のPRが町内外にできたのではないかなというふうに思っております。また、もう一点といたしましては、4日の日曜日には美浜町消防団消防操法大会には、あの暑い中を最後までおつき合いをいただき、ありがとうございました。きっと団員の皆様方も励みになったのではないかなというふうに思っております。

さて、9月に入りまして、台風の襲来時期となり、また、まだまだ蒸し暑い日が続くと思いますが、あと2週間ほどで秋分の日を迎え、この日を境に季節は徐々に秋へと移り変わり、爽やかな季節が到来することを心待ちにしているところでございます。

しかしながら、自然災害はいつ、どこで起きるとも限りません。我々行政は、常に臨機応変に住民の生命及び財産の確保に努める、そういった気構えでいなければならないと、9月を迎え、改めて心に強く思うところでございます。

議員の皆様方におかれましても、残暑が厳しい中、体調管理に十分御留意の上、町行政に対して一層御支援、御協力をくださいますよう改めてお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

閉会中に会派設立の届けがありましたので、美浜町議会運営委員会内規第4条及び美浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、8月16日付にて、荒井勝彦君、横田全博君を議会運営委員に指名しました。

次に、監査委員より、平成28年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写しを、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認を願います。

なお、山下子育て支援課長でございますが、病気療養のため欠席させていただきます、代理として久綱子育て支援課主幹が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 荒井勝彦君、12番 石田秀夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間と決しました。

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告についてから

認定第7号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで14件一括
提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第3、報告第5号、専決処分事項の報告についてから認定第7号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上14件を一括議題とします。

以上14件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日、御提案を申し上げますのは、報告第5号、専決処分事項の報告についてを初めとして14件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第5号、専決処分事項の報告についてでございますが、去る7月3日、日曜日午前8時、美浜町大字古布字榊池34番5地先の町道古布岩屋線におきまして、碧南市在住の方が運転する自転車が町道にあいた穴に前輪がはまり転倒し、打撲・創傷のけが、自転車の破損等の事故が発生いたしました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として車両修理費用、医療費の3割、16万2,420円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、8月8日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告をいたします。

次に、報告第6号、専決処分事項の報告についてでございますが、去る6月28日、火曜日午前10時頃、美浜町大字河和字北田面地内の県道小鈴谷河和線におきまして、常滑市在住の方が運転する軽自動車と職員が運転する公用車が衝突し、相手車両の左側フェンダーと公用車の右側ヘッドライト部分が破損する事故が発生いたしました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として相手車両修理費用の8割、14万5,809円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、7月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げ、なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわ

せて御報告をいたします。

次に、同意第４号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、河和学区選出教育委員加藤信氏及び上野間学区選出教育委員川上英雄氏が来る９月30日をもって任期満了となります。

お二人とも地元での人望も厚く、また１期４年間に在職され教育現場も熟知されており、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございます。

よって、再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、平成28年10月１日より４年間でございます。

加藤信氏は、大学を卒業後、一般企業を経て、地元の有限会社北斗に入社し、その後代表取締役として就任されておられます。

川上英雄氏は、高校を卒業後、中部電力株式会社、株式会社シーテックを経て、現在、県内の中日本鑄工株式会社にお勤めになられております。また、平成22年４月１日からの２年間は、地元の美浜緑苑区長として御活躍されておられました。

両氏の教育委員選任につきまして、御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、承認第９号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、本年４月14日に発生しました熊本地震に伴う被災地支援事業として、愛知県市町村会より６月23日に人的支援要請がございました。早急に職員を被災地へ派遣するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、７月４日付で職員派遣に要する補正予算を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第41号、美浜町飲酒運転根絶条例についてでございますが、美浜町及び町民並びに事業者が一体となって、日常生活や地域活動の場において飲酒運転根絶活動を推進し、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、本条例を制定するものでございます。

町、町民、事業者、酒類提供者の責務を明確にし、町職員が一丸となって飲酒運転根絶に取り組み、模範を示し、啓発活動を行うなど飲酒運転の根絶に向けた内容を規定いたしております。

施行日は、平成28年12月１日でございます。

なお、本条例の附則において、美浜町交通安全条例の一部改正も実施しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、第１条におきまして、歳入歳出それぞれ３億925万円を追加し、補正後の予算総額を80億6,768万4,000円とするものでございます。

第２条地方債については、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出予算の内容でございますが、２款総務費、総務管理費において、庁舎案内業務委託に要する経費と、庁舎施設整備工事として議場を初め中会議室等の照明施設のＬＥＤ化を行い、明るさの確保と電気使用量の低減を図る経費及び庁用備品に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

また、町有財産等管理事業において、若松ちびっこ広場用地の寄附採納願いの申し出がありましたので、町有地としてもらい受ける経費を、さらに、基金積立事業として財政調整基金積立金等の経費をそれぞれ計上いたしました。

３款民生費、児童福祉費においては、子育て支援センターの施設充実を図るため備品購入に要する経費を、また、放課後児童クラブにて受け入れ態勢の拡充を図るため臨時職員に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

4 款衛生費、保健衛生費においては、予防接種法の改正に伴い、定期予防接種が必要となったB型肝炎ワクチン接種に要する経費を計上いたしました。

6 款農林水産業費、農業費においては、県が施工する河川改修に伴い、水路用地として購入に要する経費を計上いたしました。

8 款土木費、道路橋梁費においては、先ほど申し上げた経費を6 款農林水産業費、農業費に振りかえるため減額計上し、都市計画費においては、市街化区域における用途地域の変更に要する経費を計上いたしました。

10 款教育費、小学校費においては、河和南部小学校の給食リフト修繕工事に要する経費を計上いたしました。次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9 款地方特例交付金において、交付額の確定による増を計上いたしました。

10 款地方交付税においては、交付額の確定による減を計上いたしました。

17 款寄附金においては、民生費寄附金の増に係る額を計上いたしました。

18 款繰入金においては、27 年度介護保険特別会計の精算に伴い、繰入金の増及び財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

19 款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

21 款町債においては、臨時財政対策債の減額及び河和小学校体育館器具庫石綿撤去工事に伴う教育債の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第43号、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億2,066万2,000円を追加し、補正後の予算総額を19億3,156万5,000円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、4 款基金積立金を計上し、5 款諸支出金においては、過年度国庫支出金等償還金と一般会計繰出金を計上いたしました。これらにつきましては、平成27年度における介護給付費等の精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、歳出と同じく平成27年度における介護給付費の精算により、社会保険診療報酬支払基金からの過年度介護給付費交付金並びに前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額76億1,025万2,000円、歳出総額70億3,310万9,000円となりました。前年度と比較しますと、歳入は4,928万2,000円、0.6%の減、歳出は3億9,249万1,000円、5.3%の減となりました。

収支につきましては、形式収支が5億7,714万3,000円、単年度収支が3億5,305万1,000円、実質単年度収支が1億9,340万7,000円と全て黒字となりました。

歳入の主な増額は、地方消費税交付金が4億7,382万5,000円で、前年度比2億110万4,000円、73.7%の増、自動車取得税交付金が3,936万3,000円で、1,612万7,000円、69.4%、地方交付税が12億8,075万6,000円で、1億3,708万2,000円、12.0%の増となりました。

これに対し主な減額は、分担金及び負担金が7,029万4,000円で1,345万8,000円、16.1%の減、国庫支出金が6億1,213万3,000円で5,481万4,000円、8.2%、繰入金が3億3,313万8,000円で2,518万8,000円、7.0%、繰越金が2億3,393万4,000円で1億6,364万円、41.2%、町債が4億2,400万円、1億5,360万円、26.6%の減となりました。

地方消費税交付金が増となったのは、平成26年4月に消費税及び地方消費税率が5%から8%になったことによるもので、自動車取得税交付金の増は、エコカー減税の見直しなどによるものでございます。また、地方交付

税が増となったのは、平成26年度の町内主要企業の業績が低調であったことから法人税収が減収し、基準財政収入額が下がったことによるものでございます。

一方減収となった要因は、分担金及び負担金については、保育所運営費負担金が減少したためであり、国庫支出金については、美浜町総合公園整備事業や町営住宅建設事業の計画変更により、社会資本整備総合交付金が減少したことによるものでございます。

また、繰越金につきましては、前年度決算による繰越財源の減により、減収となっております。

さらに、町債につきましては、先述した総合公園整備事業や町営住宅建設事業の見直しにより借入金が少なかったためでございます。

歳出の主な増減を申し上げますと、目的別では、総務費が11億6,734万7,000円で3,152万円、2.8%の増、商工費が1億5,584万円で5,177万8,000円、49.8%、災害復旧費が2,522万8,000円で1,968万8,000円、355.4%とそれぞれ増となったのに対し、民生費が24億5,025万5,000円で8,525万3,000円、3.4%、土木費が3億7,877万5,000円で1億977万4,000円、22.5%、教育費が7億2,730万3,000円で2億3,763万5,000円、24.68%、公債費が5億4,456万5,000円で8,064万8,000円、12.9%のそれぞれ減となりました。

総務費は町制60周年記念事業や企画事業による増、商工費は食と健康の館施設工事や商店街活性化補助金及び美浜町観光協会交付金の増、災害復旧費は台風18号の被害による道路橋梁復旧事業や農業施設復旧事業の増が主な要因であります。

一方で、民生費は臨時福祉給付金支給事業、子育て世帯臨時福祉給付金事業の減、土木費は道路新設改良国庫補助事業や美浜町総合公園遊歩道整備工事の減、教育費は小学校トイレ改修工事など大規模改修工事がなかったこと、公債費は主に減税補填債の償還金の減が主な要因であります。

性質別の主な増減については、補助費等が1億256万6,000円、8.8%、繰出費が6,723万8,000円、9.7%、災害復旧費が1,968万8,000円、355.4%、それぞれ増となった一方、公債費が8,064万8,000円、12.9%、積立金が3,591万円、12.8%、普通建設事業費が3億7,310万1,000円、49.8%、それぞれが減となりました。

補助費等の増は町制60周年記念事業活動交付金や情報システム中間サーバー負担金、商店街活性化補助金や美浜町観光協会交付金によるものであり、繰出金は主に国民健康保険特別会計への繰出金の増、災害復旧費は台風被害の復旧事業が増加したためであります。

また、減額となった公債費は減税補填債の減、積立金は都市計画事業基金積立金の減によるもので、普通建設事業費は先述した小学校トイレ改修工事や道路建設事業及び総合公園整備事業が減少したことによるものでございます。

平成27年度決算においては、町税がほぼ前年度並みに確保できたこと、地方消費税交付金が増税の影響で大幅に増加したため、歳入は微減にとどまりました。また、歳出において、建設事業等の計画変更により抑制が図られ、その結果実質収支や単年度収支は大幅な黒字となりました。

しかしながら、税収については、法人町民税が不安定であるのに加え、人口減少のスピードも加速していることから個人住民税や地方交付税等が今後減少する可能性があるかと危惧しています。

さらに、地価の下落もとまっておらず、固定資産税・都市計画税の減少が見込まれることから長期的に楽観視できない状態でございます。

今後も引き続き歳入財源の確保に向けた努力と長期的な財政見通しに基づく事業の厳選をし、安定的な財政運営を維持していけるよう努めてまいります。

次に、認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入

総額27億4,208万4,000円、歳出総額26億7,259万円で、歳入歳出差引額6,949万4,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 5億5,860万7,000円、国庫支出金 4億7,654万7,000円、療養給付費等交付金 1億568万8,000円、前期高齢者交付金 6億5,137万1,000円、県支出金 1億4,952万4,000円、共同事業交付金 5億5,906万1,000円、繰入金 1億7,230万円でございます。

歳出につきましては、保険給付費15億9,768万2,000円、後期高齢者支援金等 3億3,121万4,000円、介護納付金 1億2,660万5,000円、共同事業拠出金 5億7,196万9,000円が主なものでございます。

今後とも医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいります。

次に、認定第3号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、後期高齢者医療制度に加入する75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を有し加入を希望した方に対して、必要な医療の給付が受けられるよう各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。

歳入総額 2億5,273万4,000円、歳出総額 2億5,209万5,000円で、歳入歳出差引額63万9,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、被保険者から納付されました後期高齢者医療保険料 1億9,373万円、一般会計からの繰入金 5,791万9,000円でございます。

歳出につきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金 2億4,408万5,000円が主なものでございます。

次に、認定第4号、平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、満65歳以上の1号被保険者及び満40歳以上65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対して、介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額16億7,035万4,000円、歳出総額15億5,024万5,000円で、歳入歳出差引額 1億2,010万9,000円の黒字となりました。この黒字額につきましては、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で平成28年度に精算いたします。

歳入の主なものは、1号被保険者から納付されました介護保険料 4億123万4,000円、国庫支出金 3億5,951万円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金 4億1,100万6,000円、県支出金 2億4,585万3,000円、一般会計からの繰入金 2億4,330万8,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費14億6,844万9,000円、地域支援事業2,708万1,000円が主なものでございます。

次に、認定第5号、平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出とも2,631万4,000円となりました。

歳入の主なものは、土地開発基金運用収入16万7,000円、土地売却収入2,305万円、土地開発基金借入金69万8,000円、繰越金239万6,000円でございます。

歳出につきましては、土地取得費69万9,000円、土地開発基金繰出金25万8,000円、土地開発基金償還金2,535万7,000円でございます。

次に、認定第6号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに4,705万6,000円となりました。

歳入につきましては、加入戸数94戸分の集落排水施設使用料238万6,000円、一般会計繰入金2,211万7,000円、諸収入251万3,000円、集落排水事業費補助金1,344万円、集落排水事業債660万円でございました。

歳出につきましては、一般管理費497万4,000円、施設整備費2,336万8,000円、施設維持管理費699万6,000円、公債費に1,171万8,000円で行いました。

次に、認定第7号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに、剰余金の処分については、未処分利益剰余金1億3,040万3,000円を資本金へ組み入れて、資本金の当年度末残高24億8,609万8,000円を処分後残高26億1,650万1,000円にするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、業務量におきまして、給水人口2万2,590人、給水戸数8,620戸、年間の総受水量292万3,419トンで、前年度対比8万9,713トンの減となりました。年間の総有収水量は275万1,256トンで、前年度より3万1,488トンの減、有収率は94.1%でございました。また、1日の最大受水量につきましては9,189トンとなりました。

次に、収益的収支の収入につきましては、決算額5億3,946万1,000円、支出につきましては4億7,988万円となり、消費税精算後の当年度純利益は5,107万8,000円となりました。

次に、資本的収支の収入につきましては1,726万8,000円、支出につきましては1億5,731万9,000円となり、収支の不足額1億4,005万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

なお、主な事業としては、町内4カ所の配水管布設工事でございました。

以上、提出案件14件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月7日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月7日は休会とすることに決しました。

来る9月8日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午前9時45分 散会〕

平成28年 9 月 8 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成28年 9 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美代子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
12 番	石 田 秀 夫 君	13 番	杉 浦 剛 君
14 番	江 元 梅 彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君	経 済 環 境 部 長	竹 内 康 雄 君
建 設 部 長	斎 藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	西 田 林 治 君	子 育 て 支 援 課 主 幹	久 綱 勇 君
健康推進課長	齋 藤 孝 茂 君	産 業 振 興 課 長	天 木 孝 利 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	石 川 喜 次 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	日 比 郁 夫 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

おはようございます。

本日は、心配された台風13号も温帯低気圧に変わりまして、この地域に関しましては大きな被害もなく、通常どおり定例会が開催され、ほっとしております。しかし、9月に入りまして台風が相次ぎ、各地では甚大な被害が出ています。そして、地震も各地で発生しています。改めて自然災害への備えを心がけていきたいと感じております。

また、リオのオリンピックが始まりました。日本選手団132名、全22競技中17競技に出場で、金を10個目標としております。我々もしっかりと応援したいと思っております。

また、本日傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。本日は6名の議員が質問をします。各議員の思い、地域の問題や町の重要・喫緊の課題について質問をされます。どうか忌憚のない御意見、御感想をお寄せいただき、皆様とともに行政を考えていきたいと考えておりますので、お時間の許す限りおつき合いしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、美浜町議会は、この9月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込み並びに町広報用写真撮影のためのカメラの持ち込みを許可しました。

なお、山下子育て支援課長でございますが、病気療養のため欠席させていただき、代理として久綱子育て支援課主幹が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。また、この場合は討論をする場ではありませんので、気をつけてください。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言はしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

3 番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君は質問をしてください。

〔3 番 大岩靖君 登席〕

○3 番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長に許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

私も議員になって1年と半年がたちました。以前より増していろんな地区へ行事に参加するようになり、改めて地域、町民がまちづくりをするんだなというのを最近つくづく強く思うようになりました。

それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

美浜町の家庭系収集ごみ減量化計画について伺います。

美浜町は、昨年、美浜町ごみ減量化推進住民会議を組織し、今後美浜町におけるごみの発生抑制、資源化とごみ減量化についての基本的な考えをまとめた美浜町家庭系収集ごみ減量化基本計画を策定しましたが、平成34年度に武豊町に半田市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町の2市3町の共同ごみ処理施設が運用されることが決定しております。処理場開始後は処理量に応じて施設運用の分担金が発生するため、少しでも美浜町内から出る家庭ごみを減らす努力をしなければなりません。そこで、ごみ減量化に向けて以下の質問をします。

1 番、現在の焼却施設である知多南部クリーンセンターの排出量及び処理費の現状はどうなっていますか。

2 番、家庭系収集ごみ袋有料化について、今後どのように進めていく予定ですか。

3 番、町民にごみ減量化をどのように進めていくのか、具体的な施策はあるのか。

続いて、質問の2番目に移ります。

皆さんも御存じだと思いますが、美浜町町営住宅建てかえを今やっております。この建てかえ事業について、近隣の方からも私の耳に、なかなか工事が進んでいないようだが、どうなっているかということをよくお聞きします。近隣の住民も関心がありますので、2つのことについて質問します。

1 つ目、工期がおくれていると聞いていますが、現在までの進捗状況はどうなっていますか。

2 つ目、工期の変更により影響を受ける住宅居住者などへの説明会は開催する予定はありますか。

質問の最後なんですけど、河和台の調整池について伺います。

ゲリラ豪雨等大雨に対応するための調整池の必要性は認めますが、より有効活用を図るため、コミュニティーセンター、集会所あるいは運動広場といった整備を行う計画はありますか。

以上、3 質問6 項目についてお伺いいたします。町民の方にもわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

今回もこの9月議会におきまして、大岩議員さん初め6名の皆様方から一般質問が出ております。そうした中で、私初め執行部一同、誠意を持ってお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず初めに、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町の家庭系ごみ減量化計画についての御質問の1点目、現在の知多南部クリーンセンターの排出量及び処理費の現状はについてでございますが、昨年度策定の美浜町家庭系収集ごみ減量化基本計画に基づいて申し上げます。

本町のごみ排出量は、平成26年度実績では家庭系収集ごみ及び事業系ごみ合計で1万769トン、このうち家庭系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみを合わせて6,906トンでございます。また、ごみ処理費用は、平成25年度実績では全体で約3億8,700万円、このうち家庭系ごみは約2億5,000万円でございます。

次に、御質問の2点目、家庭系ごみ袋有料化について、今後どのように進めていく予定かとの御質問の3点目、町民にごみ減量化をどのように進めていくか、具体的な施策はあるかについては関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

美浜町におけるごみ減量化の指針を定めた美浜町家庭系収集ごみ減量化基本計画を昨年度に策定いたしました。そして、今年度は、この基本計画の指針に沿った具体的な施策を実施計画として策定する予定でございます。

家庭系ごみ減量化の具体的な施策を申し上げる前に、美浜町の家庭系ごみ量の現状について御説明いたしますと、平成26年度の実績で、住民1人が出す1日当たりのごみ排出量は693グラムで、県平均の535グラムを大幅に超え、県下54市町村中ワースト3位という不名誉な記録となっております。

美浜町のごみの排出量が多い要因として、農業、漁業が盛んな本町では、出荷とは別に自己消費や近所へのお裾分けとしての野菜や魚介類がそのまま家庭に持ち込まれる例が多く、調理用に不要となる野菜の切れ端や魚のあらなどが生ごみとして排出される傾向にあることや、ごみと資源を分別する受け皿の整備が不十分であることが考えられます。また、観光客が持ち込むごみも排出量がふえる要因の一つとなっております。

こうした現状の中、特に家庭系ごみ減量化が急務の課題となっており、施策の一つとして家庭系収集ごみの有料化も考えられます。ごみ減量化基本計画の中でも提案していますが、先行実施している常滑市では、有料化導入後、ごみが12.7%も減少した実績が出ております。この数字を美浜町の平成26年度実績の可燃ごみ排出量である5,097トンに当てはめると647トンもの減量が推計され、ごみの減量化に大変有効な手段と考えられますが、住民の皆様方の経済的な負担が伴うことから、有料化につきましては他市町の動向を見ながら慎重に検討していかなければなりません。このことから、今年度策定する実施計画においては、有料化の前に行うべき施策を中心に取りまとめる考えでございます。

ごみの減量化を進める上で何より大切なのは、ごみ分別の受け皿づくりとともに住民の意識改革であります。平成34年4月には知多南部2市3町による広域ごみ処理が始まりますが、本町は南知多町とともに半田、常滑、武豊の2市1町と収集するごみ質を統一しなければなりません。ごみの排出についても今まではこうだったではなく、これからどうするかを実践する段階に来ていると考えております。

町としては、あらゆる手段を通じてごみの減量と住民の意識改革に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましても御理解と御協力をくださいますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、町営住宅建てかえ事業についての御質問の1点目、工期がおくれていると聞くが、現在までの進捗状況はについてでございますが、当初の計画と現在の進捗状況と今後の予定とを順に説明をいたします。

本建設工事は、議員も御存じのとおり、昨年度から2年間の継続事業で、ことしの1月15日から12月19日までが工事期間となっております。平成27年度は既設住宅3棟の取り壊しが主なもので、既に完了しており、平成28年度は木造平家戸建て住宅10棟の建設工事となります。工事の進捗状況については、現在9棟分の基礎工事が完了しており、8月末では約25%であり、3カ月ほどのおくれとなっております。

要因といたしましては、当初設計と現場との不整合が生じており、整合を図る必要が生じたことなどが上げられます。今後は今月9月12日から棟上げ工事に着手する予定をしておりますが、工事契約約款に基づき来年3月中旬ごろまで工期延長を行うとともに、工事請負業者及び工事設計管理者と一層の連携強化を図り、一日も早い完成に向け取り組んでまいります。

次に、御質問の２点目、工期変更により影響を受ける住宅居住者等への説明会の予定はあるかについてでございますが、工事期間や入居者の住みかえ時期など変更が生じており、近々に説明会の開催を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、河和台の調整池について、調整池の有効利用を図るため、コミュニティーセンター、集会所あるいは運動公園といった整備を行う予定はあるかの御質問についてでございますが、調整池は雨水の河川への流出量を一時的に貯留し調整することを目的に設置される施設でございます。河和台の調整池は、美浜河和土地改良区整理事業が西谷川流域、小坂川流域を含む区域で宅地開発を実施した際、区域内の雨水流出による下流河川の増水を防ぐために整備されたものでございます。

通常、調整池には河和台の家庭排水と西谷川、小坂川流域の排水が流入し、そのまま接続し河川へ排出されるため、一見空の池のように見えますが、大雨のときは下流河川の洪水防止のため排出量の調整が行われ、調整池に水が溜まり、その水位は上昇し、洪水を防止する役割を担うものでございます。

このような機能を持つ調整池の中に施設を設置することは、その施設が浸水する危険性のあることはもちろん、調整容量の減少など洪水調整に支障を来しますので、調整池の多目的利用の計画はございません。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○３番（大岩 靖君）

町長答弁、今聞いたんですが、家庭ごみの処理の件に関しましては、ごみの処理費用は全て町税で賄われている現状において、町民一人一人がごみ減量化に向けて努力をしなければ達成できるものではありません。先ほど答弁の中で、あらゆる手段を用いてと言っていましたが、あらゆる手段とは具体的にどのような手法をとるのか。また、住民の意識改革と言っていますが、これもどのように進めるのか具体的に説明していただきたい。住民の意識改革は簡単にできるものではなく、少なくとも二、三年はかかると思います。現状34年度に運用される施設に向けて意識改革を早急にしなければとても、いきなり住民の方々にこういうふうになりましたでは混乱を招くと思いますので、その点について具体的な案を言っていただきたいので、お願いいたします。

○経済環境部長（竹内康雄君）

大岩議員の御質問にお答えいたします。

今、住民の皆様方の意識改革ということでの御質問でございますけれども、それに関してどういう方策を考えているかという御質問だと思います。

これに関しましては、例えば容器包装リサイクル、その他の紙類、これ１つの方策を先に申し上げますけれども、ミックスペーパーというものがございます。これは現在可燃ごみとして処理されていますけれども、これを分別すれば資源となります。こういったことをすることによりまして、ごみの焼却の量が随分減っていくだろうということでございます。こういったことを含めまして、収集方法ですとか処理ルート、そういった受け皿を確保していかなければならない。これがごみ減量化につながっていくだろうというふうに考えております。

また、可燃ごみに含まれます、先ほども出ましたけれども、生ごみが結構多いわけでございますけれども、こういうものを水切りをするだけでも随分変わってまいります。聞くとおっしゃると、ごみの総重量の約10%、この水切りをするだけで減らすことができると、そういうことも伺っております。このような努力を積み重ねていくことで、捨てればごみですけれども、分別すれば資源という意識を町全体に浸透させていくことで、ごみの

減量化ですとか、資源化が進むものというふうを考えております。

こういう周知の方法といたしましては、広報みはまですとか、町ホームページの活用はもちろんでございますけれども、実際にこういった方策に切りかえていこう、こういった方法を進めていこうという場合には、各地区に私もお邪魔をいたしまして説明会等の開催を考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○3番（大岩 靖君）

今の答弁で、確かに生ごみをできる限り水分をなくす努力すれば、先ほども町長の答弁でありましたが、54市町村で終わってから一、二を争う美浜町、これはやっぱり住民、私も含めまして、そうやって数字で出てくるということは少し恥ずかしい面もあります。当然このごみ問題に関しましては、皆さんの住民意識を改革するというのは本当に難しいことだと思います。例えば、今、美浜町内に190余りごみ集積所があると思いますが、私が思うに、住民の方々は、あそこがごみ捨て場だという意識の方がかなりみえるんじゃないかなと思います。やっぱり集積所とごみ捨て場は違うと思っていますので、その辺の説明も、行政サイドからの、私は今まで説明不足があったと思い、住民の方々があそこはごみ捨て場だという意識があると思います。やっぱりその辺から意識改革をしていかなければ、ごみ減量化にはなかなか難しいんじゃないかなと思います。

今、この一般質問で、きょう、今ごみのものを扱ったんですが、行政サイドのほうから喫緊の問題として、先ほども言いましたが、あらゆる手法を用いて住民の方に説明していく、それが義務だと思いますので、よろしくお願いいたします。

同じく、ごみ袋の有料化はどのようなことか、住民にわかりやすく説明していただきたい。

○経済環境部長（竹内康雄君）

先ほど町長の答弁でもございました。この家庭ごみの減量化の一つの方策といたしまして、家庭ごみの有料化というものがございます。答弁の中でもありましたように、常滑市さんが先行して既に実施をされております。そこで確かに大きな減量があったということは事実でございます。ただ、これにつきましても、常滑市さんもしきなり減量を行ったわけではなくて、例えばミックスペーパーですとか容器プラスチックとか、そういった、有料化に入る前に、そのほかの減量化に結びつくような施策を実施をされた上で有料化に踏み切ったという事実がございます。こういうことから、私どもも家庭ごみの有料化ありきで進めていこうというふうには考えておりません。そこで、先ほど申し上げましたようにミックスペーパーですとか、家庭ごみの減量につながるような施策をまずは行わせていただきたいというふうに考えております。言ってみれば、この有料化というのは最後の手段ではないかなというふうに思っております。

加えて申しますと、昨年度、家庭ごみのごみ減量化基本計画をつくっていただきました住民会議の皆様から、有料化その他につきましても、私ども美浜町は南知多町と一緒に知多南部衛生組合を構成をしております。ですから、そういった施策をとる場合には、必ず南知多町と同一歩調でやってほしいというふうに強く申し入れを受けております。当然ごみ処理に関しては衛生組合において処理をしていただいておりますので、これにつきましても、例えば南知多町、そして知多南部衛生組合と十分に協議をしながら進めてまいることは当然でございますし、再度申し上げますと、家庭ごみの有料化ありきで進んでおるわけではないことを御承知おきいただきたいと思います。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今ごみ袋の有料化、確かにそれは最終手段かもしれませんが、例えば、今住民の皆さんが使ってみえる指定ごみ袋、グリーン色のなんです、今のごみ袋は45リットルの袋で1枚当たり約12円ぐらいで、具体的に今回、今

の有料化の話が手法として用いられた場合、1枚当たり50円近くなりますよね。何でそんなに上がるのかというのをちょっと説明していただきたいのと、例えば最終手法として有料化になった場合、例えば今幼児を抱えてみえる方だとか、高齢者だとか、介護を受けてみえる方を抱えてみえる方は紙おむつとかというのが出ますよね。それについて、例えば、そのごみ袋はそれ専用のごみ袋を無償で提供するとか、そういう具体案もあるのか、ちょっとお聞きしたい。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、大岩議員の御指摘の件でございますけれども、今は約12円というのは、これはいわゆるごみ袋の製作にかかる部分でございます。これにごみ処理の費用を加算をすると、大体おっしゃられたように50円ぐらいになるのかなということでございます。ただ、これはまだ固まった数字ではございませんけれども、こういうことを考えていきますと、随分住民の皆様の御負担もふえるということでございますので、先ほど申し上げましたように、その以前に有効な他の施策を打ってまいりたいというふうに考えております。

また、御質問にございました乳幼児を抱えておみえになる御家庭ですとか、それからお年寄りがおみえになる御家庭、そういったところについて専用の袋を考えているかとかという御質問でございますけれども、まだ有料化そのものがこの議論の俎上に上がっているわけではございませんので、現時点ではそのようなことはまだ考えておりません。

○3番（大岩 靖君）

では、再質問の内容を少し変えます。

今のごみ減量化に向けて、34年度までの完全実施するまでのスケジュールをお答えください。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今の御質問、平成34年4月から知多南部環境組合のごみ処理場が稼働するというところでございまして、この中でどんな有効な手段があるのかなということでございますけれども、これについては、いつ何をどうするかということについては、まだ今後、町の実施計画ですとか当然予算を伴うことでございますので、これは固まったスケジュールがあるわけではございません。ただ、議員が御質問の中でもおっしゃられたように、美浜町は2市3町による環境組合に参加をしておりますので、この34年4月というのは固まっておる数字でございます。ですから、それまでにどんなことができるかということを本年度策定をいたします実施計画において決めてまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、策定がなった時点で、また議会にも御報告し説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（大岩 靖君）

ほかの市町と足並みをそろえるというふうに今受け取ったんですが、では、美浜町独自に、先ほども、何度も言いますが、意識改革するのに本当にそれで間に合うんですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

意識改革ということについては、議員も御指摘のように大変難しいことであるということは承知をいたしております。これまでそのような動きが遅かったではないかという御批判も、これは甘んじて受けとめなくてはいけないだろうというふうに思っております。ただ、何度も申し上げますけれども、34年4月から始まるということは決定をしておりますので、それに向かって私どもが何ができるのかということについて今年度決めてまいりたい、策定をしてみたいというふうに考えております。これにつきましては、私ども行政が、ただ一人旗を振ってもうまくいくものではございません。やはり議会の皆様、そして地域の皆様の御協力がなければ決してうまく機能するものではございませんので、議会の皆様の御協力も重ねてお願いをしながら御理解を賜りたいとい

うふうに考えております。

○3番（大岩 靖君）

わかりました。じゃ、この家庭ごみの住民に向けた意識改革については、また進捗状況をこちらのほうも把握しながら進めていきたいと思います。

続きまして、先ほど2つ目の質問で、町営住宅の件について答弁いただきましたが、先ほど町長の答弁の中で、3カ月少しばかりおくとれていると。これ建てかえ事業が次年度にどのような影響が出てくるのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○建設部長（斎藤 功君）

町営住宅の建てかえ事業、次年度からどのような影響が出るかとの御質問でございます。

当初では平成27年度から2年の継続事業で、14戸を予定しておりました。これが昨年度取り壊して、今年度10棟の建築というふうで、残り4棟、これにつきましては現段階では29年度を予定しておりますので、それで完了という形になります。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

それは今残っている棟も含めたことなのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

取り壊しの棟という御質問だと思っております。

来年度取り壊すのはC棟1棟のみでございます。現在はDからFを取り壊して今建設中でございます。

○3番（大岩 靖君）

じゃ、来年度のC棟取り壊しというのは予定どおりで理解してよろしいですか。わかりました。

それでは、一般質問最後の河和台の調整池について再質問させていただきます。

私もこの調整池については、一般質問することに関しまして国土交通省の資料とかいろいろ見たんですが、やっぱり法的には調整池は必要なものだということを理解しております。ただ、今、現に河和台、皆さんも御存じだと思いますけれども、インター側からかなり勾配があって、厚生病院側へなだらかな勾配があると思います。今まで、例えば西谷川を含めた河川の氾濫というのはどのぐらいあったのか、ちょっとそれをお聞きしたい。

○建設部長（斎藤 功君）

今までの氾濫の実績はあったかという御質問だと思います。

今現在私が覚えている範囲内では、特にこれといった大きな氾濫はなかったようには記憶してございます。ただ、それ以前、相当、昭和の前半とか、そこら辺については申しわけございません、今ちょっと把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（大岩 靖君）

私も河和のほうに住んでもう30年近くなるんですが、やはり河和台、あれだけの住宅の数もあります。調整池を何かほかの目的というより何か使えないかなとっていろいろ調べもしたんですが、現状やっぱり調整池は必要なものというのは変わらないようで、今私は一般質問で河和台のコミュニティーセンター、または集会所をと思ったんですが、これについて必要性はあるのか、その辺を聞きたいんですが、現状、河和台の住民の皆さんは、集会所として今観光センターのほうへ皆さん行かれておると思います。御存じだと思いますが、観光センターは海拔3メートル以下のところに建っております。例えば集会所機能、避難所も含めてなんですが、それをそこに持って行くというのを考えると、やはり河和台の有効なコミュニティーセンター、集会所の必然性を感じるので

すが、それについてお答えをお願いします。

○企画部長（沼田治義君）

大岩議員の御質問にお答えをしたいと思います。

河和台地区にコミュニティー施設だとか集会所といった施設がないということで、現状は観光センターのほうでいろんな会議のほうをやっていただいておりますというのが現状でございます。大岩議員言われるように、体が不自由な方もみえますし、高齢者の方もみえます。そうした中で距離的にも少し遠いというのは私どもも感じている次第でございますが、従来から各地区に地域住民が集えるコミュニティー施設、こういうものを整備をしていくということは町も非常に大事なことだというふうに思っておりますが、用地の確保につきましては従来から地元区中心に用地の確保のお願いをさせていただいておりますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

私も認識不足で申しわけなかったんですが、集会所とか公民館というのは各区のほうで用意するという、確かに今までそういうふうでやってきたと思うんですが、防災も含めたことに関してもそのようなお考えでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

防災ということでございますので、私のほうからお答えをすることになるかと思いますが、防災面、現況の河和港観光総合センターが海拔が低いということは、津波に対してはもちろん危険性というのは否定できないというのは理解をいたしております。ですが、津波・高潮というものにつきましては、事前に予知といいますか、予報ができるものであります。ですので、それをもって集会所を河和台の地区にということは、もちろん必要性を否定するつもりはございませんけれども、ほかに対応する方法があるのであれば防災面からは現況で対応できるのではないかとというふうに考える次第でございます。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

わかりました。これは調整池からは少し離れて行っちゃいますので、この河和台のコミュニティーセンターに関しましては、次回、私は防災の面でまた一般質問のほうをさせていただきます。

以上で、再質問を終了させていただきます。

〔「ちょっと答弁を」と呼ぶ者あり〕

○町長（神谷信行君）

先ほど私のほうの壇上での答弁の中で、河和台の調整池は美浜土地改良区というふうに御答弁させていただいたようでございますので、こちらは美浜河和土地地区画整理事業ということで訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。大岩君は自席に戻ってください。

〔3番 大岩靖君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、1番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君、質問してください。

〔1番 横田貴次君 登席〕

○1番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。先鋒、大岩議員に続きまして、次鋒、1番 横田貴次でございます。

本日で6度目の一般質問の機会をいただきました。これまで自分なりに10年後の美浜町をテーマに、議員なりたてのころは汚水適正処理問題、また美浜の里構想について、そして前回6月につきましては学校教育に関する質問をさせていただきました。きょうは、地球の裏側で行われておりますリオオリンピック・パラリンピックが開催される開会の時を迎えております。そんなタイミングで本町の障害者福祉計画の現状を把握し、10年後どのような状況になっているのかを町民の皆様と共有してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき、2つの項目に分け、8つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目めの質問です。美浜町の障害者福祉の現状について質問をさせていただきます。

平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法により、障害のある人の生活環境もさらに向上するものと期待が高まる中、神奈川県県の知的障害者施設津久井やまゆり園におきまして大変ショックな事件が発生いたしました。障害者に対する法律の整備は進むものの国民の意識が全く伴っていない状況が露呈しているものだと、私自身強く感じております。私自身、知的障害のある子供を持つ親の一人として、この事件に関するニュースや新聞、報道各社が報道する言葉や活字全てに深く傷つき、今もなお心が痛んでおります。

振り返って、本町の障害福祉計画で示す基本理念「共に生き 共に支え合う やさしいまちづくり 美浜」のとおり、障害のある人たちが本町で安心して住み暮らすため、一貫して取り組む姿勢が必要だと考えております。これは単なる行政のサービスではなく美浜町のまちづくりだというような意識で、この障害者サービスについてのまちづくりを行うべきだと思っております。

そんな中、1つ目の質問をさせていただきます。

行政サービスを提供する側として、障害者差別解消法に基づき何が差別に当たるのか、また、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなど、本町の基本的な考え方や具体的な事例などを示すガイドラインはありますでしょうか。

2つ目の質問です。

本町におきまして特別な支援を必要とする児童・生徒数を表1のパネルに示しました。平成28年4月現在、町内の小学校児童35名、中学校生徒20名の合計55名、また愛知県立半田特別支援学校に通う児童・生徒数は、小学部2名、中学部5名、高等部6名の13名、愛知県立ひいらぎ特別支援学校では小学部1名、高等部3名の4名、町外の特別支援学校に通学する児童・生徒数は17名に上ります。今後12年で約70名を超える子供たちが卒業し、本町で住み暮らすための支援が必要になると考えられます。

現在、本町内障害者福祉サービス事業を担う事業所の多くが定員を満たしている状況の中、今後3年間で9名、さらに6年後には34名の障害のある子供たちが本町で生活していくことになります。さまざまな福祉サービスが必要となってくると予想される中、本町として今後どのような具体的な対策を考えているのか、お聞かせください。

続きまして、2項目め、美浜町第4期障害福祉計画の進捗について質問します。

平成27年3月に定めた平成27年から平成29年までの第4期障害福祉計画の中で、障害福祉サービスに関する方策で示された訪問系サービスと日中活動系サービスについての内容と現在の進捗状況を踏まえ、以下6つの質問をさせていただきます。

ちょっと開会前に映らないだろうということではありましたが、提示させていただきます。

表示パネル2にあるように、平成27年度訪問系サービス計画の数値をひと月27名、1,413時間と掲げています

が、平成27年度の実績はどのように推移しているか、お聞かせください。

また同じく、表示パネル2の表下段に記された——このあたりですね——サービス見込み量確保のための方策として3節目に「ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、需要と供給のバランスが保てるよう努めます。」と記されています。福祉サービスの現場では人手不足という大きな課題を抱えていますが、本町として今後どのような対策を具体的にとっていかをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問です。

この表示パネル3は、日中活動系サービス計画で利用者の多い生活介護のひと月当たりの数値目標として、平成27年度60名、1,137人／日、平成28年度65人、1,225人／日と掲げられていますが、平成27年度、28年度半期の実績はどのように推移しているかをお聞かせください。

4つ目の質問です。

表示パネル3の各種サービス名として——こちら縦になりますけれども——生活介護、また自立訓練、機能、生活と分かれますが、プラスアルファ就労移行、就労継続支援、A型、B型とあります。そして短期入所、療養介護とそれぞれ示されています。この中で本町に存在するサービスは、生活介護と短期入所のみとなっています。したがって、ほかのサービスは他市町に依存しているのが現状です。これらのサービスを本町独自のサービスとして発展させる具体案はありますか、お聞かせいただきたいと思います。

5つ目の質問です。

表示パネル3の表下段に記載されたサービス見込み量確保のための方策として、3節目に「ジョブコーチ等の就労支援に携わることができる人材の育成に努めます。」と記されています。障害のある人が就労に向かうため一番大切なサービスだと考えています。本町が取り組む人材育成の内容と進捗状況をお聞かせください。

最後の質問になります。6つ目の質問ですが、第4期障害福祉計画（案）につきましてパブリックコメントを収集されています。目や耳の不自由な方への配慮に関する意見が多く寄せられていますが、本町として今後検討・対応をしていくという回答が全てになされています。現在の進捗状況をお聞かせください。

以上、2項8つの質問をさせていただきます。10年後の美浜町に夢と希望が持てるすてきな答弁を期待しつつ、これにて壇上からの質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、横田貴次君の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町の障害者福祉の現状についての御質問の1点目、障害者差別解消法に基づく本町の基本的な考え方、具体的事例を示すガイドラインはあるかについてでございますが、本町では、障害者差別解消法が本年4月1日から施行されるのにあわせ、美浜町障害者差別解消法推進実施要綱を定め、ガイドラインである障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領を定めており、法の趣旨に沿った対応ができるよう努めておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、本町内の障害福祉サービス事業を担う事業所が定員を満たしている状況の中、本町において特別な支援を必要とする児童・生徒が卒業し、本町で住み暮らすための支援、福祉サービスが必要と考えるが、具体的な対策を考えているかについてでございますが、仮に今後12年間で70名を超えると予想される支援学校卒業生全員が町内の施設での受け入れを希望した場合には、現状では要望に沿うことは不可能でございます。

しかし、本町では特別支援学校高等部の2年生以上を対象に、夏休みの期間までに先生、相談支援専門員と役

場担当で生徒にとって一番適した進路について話し合いの場を持っております。その中で個々の能力に応じた就労移行支援及び就労継続支援などを利用して卒業後の進路を選択できるように努めております。その結果、本年3月の卒業生5名全員が一般企業に就職されております。このように支援学校を卒業される方全員、障害者福祉サービス施設への入所となるものではございませんので、よろしくお願いをいたします。

しかしながら、卒業生がふえて町内施設への入所要望がふえてくることは十分に予想されるものと考えております。そのため、要望増への対応について町と施設関係者と協議を重ねてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、美浜町第4期障害福祉計画の進捗についての御質問の1点目、平成27年度訪問系サービスの計画数値に対する実績はについてでございますが、平成27年度の利用実績については1カ月当たり28人、進捗率103.7%、時間は1,314時間で、進捗率93.0%となっております。

次に、御質問の2点目、福祉サービス現場の人手不足という大きな課題に対して具体的にどのような施策を考えているかについてでございますが、その原因としては賃金と職場環境に問題があると言われております。そのため、国においても福祉・介護職員の処遇を改善するため法律の制定や附帯決議がなされておりますので、町としても国や県に対して処遇改善の要望をいたしてまいります。

本町では、近隣の3町で構成する知多南部自立支援協議会におきまして、人材確保を目的に研修会を開催するなど対応を進めております。今後はこの研修に加え、より専門的な人員の育成を図るため障害支援者養成研修など、人材確保の研修についても知多南部自立支援協議会で研究、検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、日中活動系サービス計画で、利用者数の多い生活介護の数値目標に対する平成27年度、平成28年度半期の実績はについてでございますが、平成27年度の実績は55人で進捗率91.7%、1,082人／日で進捗率95.2%となりました。本年度については、利用実績がほぼ2カ月おくれで届くため8月末日現在で申し上げますと、4月から6月までの3カ月分では1カ月当たり53.6人、進捗率82.5%、1,240人／日、進捗率101.2%の利用実績となっております。

次に、御質問の4点目、日中活動系サービス計画のうち、他市町に依存しているサービスを本町独自のサービスとして発展させる具体策はあるかについてでございますが、議員が言われるとおり、本町内では生活介護と短期入所のみを実施しており、その他のサービスは近隣市町の施設を利用しております。その一方、他市町でサービスが受けられない利用者8名を本町で受け入れております。日中活動系のサービス全てを提供できる施設を本町内に整備することが望ましいとも考えられますが、その実現は大変難しいことだと考え、近隣の市町の施設との連携により広域的に対応していくことが現実的と考えているところでございます。

現在、他市町の施設へ通所している方を支援するため、通園・通所交通費助成事業を実施しておりますが、今後についても広域的な視点によりサービスを提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の5点目、ジョブコーチ等の就労支援に携わることができる人材の育成に努めるため、本町が取り組む人材育成の内容と進捗状況はについてでございますが、ジョブコーチ制度は国が直接実施している制度であり、企業に就職した障害者のために企業が障害者の能力に応じた対応ができるように助言する支援制度でございます。知多半島全体を対象とする地域にも1名配置され、愛知県の就業・生活支援相談員5名とともに、就労にかかわる支援活動を行っております。

就労支援に携わることのできる人材の育成については、町単独によるものは現在実施しておりませんが、武豊

町、南知多町と3町で組織している知多南部自立支援協議会において補助的な役割を担える人材を育成しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の6点目、第4期障害福祉計画案に寄せられたパブリックコメントに対し、本町として今後検討・対応していくと回答したが、現在の進捗状況はについてでございますが、議員御指摘のとおり、第4期障害者計画策定時において、パブリックコメントで手話通訳者の派遣・設置、手話奉仕員養成講座についての御意見が寄せられております。

手話通話の派遣については、講座、講演の開催時には主催者の配慮によるものとしておりますが、町主催のものでは可能な範囲で手話通訳等の派遣を実施しており、一例を申し上げますと、昨年の町制60周年記念式典においては手話通訳、要約筆記を実施いたしております。パブリックコメントにおいて、常時の手話通訳者設置については、近隣町の動向を踏まえながら検討するとお答えしておりますが、近隣の4町については現在まだ設置されていないのが現状でございます。今後業務の状況を見ながら検討してまいります。

手話奉仕員の養成については、厚生労働省の手話奉仕員養成講座のカリキュラムにより、武豊、南知多と3町合同で開催しております。いずれにいたしましても、できる限り障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上からの御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○1番（横田貴次君）

1番 横田貴次です。

いただいた答弁につきまして、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

1項目、1つ目の質問、障害者差別解消法の基本的な考え方ガイドラインにつきましてお伺いをいたしました。障害者差別解消法推進実施要綱を定め、ガイドラインである障害を理由とする差別解消の推進に関する美浜町職員対応要綱を定めたことと答弁をいただきました。通告後、この内容につきまして私も紙資料をいただきました。大変細かい部分にまで対応されているなど思ったのと同時に、法施行されたときに、実は愛知県も同時ぐらいにガイドラインを発表しております。正直に申しますと、内容が県の内容とさほど変わらないなといったのが感想でございます。もう少し美浜町独自のサービス、また、美浜町役場、後者においても、この美浜だからこそなければいけない対応というのも出てくるのというところで、今後この内容にも厚みを持っていただけるのだろうというふうに考えておりますが、この要綱の内容というのはホームページとかでアップされていて、どなたにも見ていただけるような状況にありますでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

町職員対応要領につきましては、現在職員の内規というような取り扱いをしております、ホームページ上ではアップをしておりません。

以上でございます。

○1番（横田貴次君）

この情報というのは、町内に暮らす障害のある方にとっても大変重要なものであって、役場にお越しになられるときにも皆さん必ず必要な情報となってくるでしょうし、また、美浜町以外からこの美浜町にお越しになられるときに美浜町がどういう姿勢でこの対応を行っているのかという情報として見ると、非常に重要なものだとい

うふうに思います。要綱を定めるだけではなくて、外部に対して美浜町はこのようなガイドラインを設けて皆様をお迎えしていますというような形での広報が必要だというふうに感じますが、今後その予定はございますでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

今、議員の御質問では、障害者差別解消法が制定をされましたことに伴って美浜町として取り組んでいる内容を町民にわかりやすく、そして啓発・普及に努めていったらどうかというような御質問だったと思います。

この法が制定されたときにですけれども、一人でも多くの人にこの法律を知ってもらうということは大切なことだというふうに認識はしております。法の説明の中にも合理的配慮という言葉がございます。法の施行された、この合理的配慮の言葉も今、少しずつではありますが、世間での関心は高まってきておりまして、認知もされてきておりますが、まだまだこの言葉になじみがなく、イメージが湧かないという方も多いのではないかと考えております。

合理的配慮とは、障害者のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるというものでございまして、教育や就業、その他の社会生活に合わせて平等に参加ができるように、それぞれの障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮のことでございます。ことしの4月より、この合理的配慮を可能な限り提供することが行政などの事業者に求められたものでございます。この合理的配慮は、障害の有無にかかわらず一人一人が過ごしやすい社会を実現するためにとても重要な概念でございます。町民の関心と理解を深めるために、障害を理由とする差別解消に関する啓発、知識の普及に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○1番（横田貴次君）

そうですね。合理的配慮とは何か、私自身もいろいろ理解をしようと頑張って学びました。必要とする側とサービスを提供する側が双方合意に至るまでどれだけの話し合いを持てるか、そのプロセスが私は大事ななというふうに感じています。きょうも多くの皆様方がこの議会を傍聴にお越しになられています。例えば、車椅子を必要とする方が、この議会の傍聴を望んだときに美浜町としてどのような対応がとられるのか。当該本人は御家族の方に恐らく議会傍聴の希望をまず、この美浜町役場のほうに要望を出されると思います。どこの課に問い合わせをしているのか、住民課なのか、福祉課なのか、はたまた議会事務局なのかという道筋さえも今わからないような状況だと思うんです。ですので、外部の目から見たときに、美浜町に、役場にお越しになるとき、お困り事はここの課へ御相談してくださいなどのインフォメーションも必要かと思いますが、そういった町民目線のサービスを充実していく必要はあると私は感じています。そして、その背後に合理的配慮とはこういうことなのだというようなことが行政サービスの神髄ではないかなと思いますが、いかが考えておられますでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

合理的配慮につきましては、一応今のところ福祉課を窓口に、一番障害者の方がいらっしゃいますので、福祉課にお越しいただきましてお話し合いをさせていただくのが一番わかりやすいのかなと思っております。そして、その中でお話を聞きながら、他の部署がそこのお話の中で必要だということがあれば、そこまでその所管する部署の方に来ていただいて、お話を聞きながら双方お話し合いをすることがまず合理的な配慮の第一歩ということになりますので、お話し合いをして、その中ですぐに回答ができるとかということがあればできるんですが、もし、そういう回答ができないということであれば、後日、合理的配慮ができない理由であったり、合理的配慮で求められたものを、内容を検討した結果、それにかわる内容のものを御提示させていただいて、それが了解ができるということであれば、そういったことが合理的配慮となります。

合理的配慮については2つの側面がありまして、1つは、今まで私どもが障害者の方のために障害者用駐車場とか、エレベーターとか、スロープというものをつくっておりましたが、これは全て提供する側から見た障害者のための施設であります。ですから、この法律ができたことによりまして、今度は、障害者の方が思っていることもお聞きしながら、どちらとも双方歩み寄ってやっていくということが非常に大切なものなんです。ですけれども、1つだけ障害者の方にも御理解をいただきたいと思うのは、障害をお持ちの方にも御理解をいただきたいのは、やはり財政的なものがありますので、過度の負担になった場合におきましては、それは行うことができないというお断りをすることがあります。でも、それはただお断りをするということではなくて、どうしてできないかということを御説明を申し上げて理解をしていただきながら、先ほど申し上げましたとおり、違う形で少しでもその方の負担を和らげるような、そういったことを考えていくことが大切ではないかというふうに思っております。

以上です。

○1番（横田貴次君）

神谷町長がよく口にされる、税収が少ないからということをよく伺うわけでございますが、確かに全ての要望に応えられるとは思っておりません。先ほども申しましたとおり、その合意に至るまでのプロセスを大事にしていくことが、行く行くはこの人に優しい美浜町のまちづくりにつながっていくものだというふうに感じています。

2005年に中部国際空港が開港した当時、トイレの使いやすさは世界一だということで大変評価を受けました。あのトイレ設計にかかわったのは、実は美浜町に籍を置くNPO法人の代表理事、辻直哉氏であったというふうに伺いました。車椅子で使いやすいトイレを考えると、子供を連れたお母さん、ベビーカーを持ったお母さんたちも使いやすい。ですので、合理的配慮とは特定の障害を持つ方への配慮に今見えるかもしれませんが、そういった細かい取り組みの一つ一つが、町民皆さん全てに優しいまちづくりにつながるものだというふうに感じていますので、引き続きこの合理的配慮のPR、また町としての考え方を広く町民の皆様にも訴えていただきたいというふうに思っております。

続いて、1つだけこの要綱の中でお伺いしたいことがございます。要綱の第6条で、障害者差別解消支援地域協議会なるものを組織するということがありますけれども、こちらの協議会の内容について現在どのような形で取り組んでおられるかをお聞かせください。

○厚生部長（坂本順一君）

障害者差別解消支援地域協議会の組織、運営に関する内容についての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、武豊町、南知多町との3町で組織する知多南部自立支援協議会というものがございます。この中におきまして障害者差別解消支援協議会の役割を担っていただくということで合意もなされております。

委員につきましては、知多南部自立支援協議会全体会の運営委員の方でございます。

職種につきましては、学識経験者、当該者団体、福祉機関、権利擁護機関、知多南部相談支援センター相談支援専門員の構成で、人数は18名でございます。

かかわっていただく内容でございますが、主なものを申し上げます。複数の機関によって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取り組みの共有分析、障害者差別の解消に資する取り組みの周知、発信や障害特性の理解のための研修・啓発でございます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○1 番（横田貴次君）

理解できました。この協議会も含めてなんですけれども、やはり合理的配慮、合意に至るまでのプロセスと、もう一つ何が大切かという点を検証ですね。実際どうだったのか、そして今後の改善策を大事にして、よりよいまちづくりにつなげていただきたいなというふうに思いますので、お願いを申し上げます。

続きまして、2 番目の質問ですね。2、今後学校を卒業する多くの人たちへの支援について伺いをしたいと思います。

今後12年間で70名という数字は、率直に町長の答弁の中で不可能であろうという答弁がなされました。しかしながら、要望の増加に対応するために施設関係者との協議を検討するというふうでおっしゃられましたが、事実上、美浜町にあるせるぷ・アゼーリアさんを見てみると、やはり今、定員を超すほどの勢いになっているかというふうに思います。障害のある子供が、私自身も経験をしたのですが、何とか高校3年生まで半田特別支援学校で過ごすことができる。そして、いかにして地域で育つ場所をつくるのかというのが、これが大きな親の第一歩の課題でございます。

半田特別支援学校は、県内でもただ1校だけ、学校が子供たちの進路について進路指導の先生が一件一件企業を回り、御自分で企業を開拓し、子供たちの就職先を見つけておられます。ただ、これもあと3年、5年の間で、恐らく5年後に新しく知多のほうに特別支援学校ができるならば、こういった取り組みも半田特別支援学校ではできないだろうという校長の声も聞いております。やはり今後、卒業して地域に帰ってくる子供たちを迎え入れる姿勢というのは、やはり町行政の姿勢にそのまま係ってくるものだというふうに思います。

振り返って我が町美浜は、日本福祉大学という大変福祉に特化した大学が存在しています。先ほどから知多南部3町でいろんなことを考えている割には、やはり福祉の中心は今、武豊町にあるんだろうというふうに感じております。なぜ美浜町が福祉大学を持ちながら、この3町の中で障害者福祉、高齢者福祉に対してリーダーシップを発揮していくことができないのか、そのことをどのように行政側の方は認識されているのかを、なぜかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○厚生部長（坂本順一君）

大変厳しい質問をいただいております。リーダーシップという考え方というのは、確かに美浜町だけでということではなくて、やはり今、財政規模の大きいところが一番リーダーシップをとるものですから、言わずとも、武豊、美浜、南知多であれば、どうしても武豊町になってしまいます。ただ、日本福祉大学が美浜町にありますことは非常に私どもにとりましても心強いことであり、福祉のことにしてもいろんなことでお手伝いをいただいております。ただ、今本当に横田議員がおっしゃられたとおり、障害を持っているお子さんの親の方の気持ちというのは非常に切実なものがあります。ですが、行政としてできることとできないことがございまして、やはりそういった施設を町だけで独自で運営していくことは大変難しいものでございます。そのために、もともと授産所があったものを努力していただいて今のせるぷ・アゼーリアがありまして、アゼーリアさんのほうでも非常に努力をいただいております。そのおかげで武豊町の方、南知多町の方、そういった方を受け入れをしてやっております。

また、定員も毎日来られるというわけじゃないものですから、その可能な範囲内で人数もふやして受け入れをしていただいておりますので、またせるぷ・アゼーリアさんのほうにも現在も町は支援をしておりますし、相談もさせていただきながら、今できる範囲の中でいかにこの障害福祉のほうを後退することなく前に進めていくということは私どもも思っております。

以上でございます。

○1 番（横田貴次君）

ありがとうございます。

そうですね。どうしても現状の施設の延長線上では非常に難しいということも私も理解できます。ただ、やはり美浜町に福祉大学があるという強みは、これから我々議員の立場にしても、町民の皆さんなりにも誇りに思っていたく中で、行政サイドが力強く進めていかなければならないことだと思います。特に担当を持つ部署の皆様方は、なりわいとして今のお仕事に携わっておられますので、目の前の状況を正確に把握をし、また皆さんは法律に基づいて全ての仕事を進めなければならないというところで、ともすると夢や希望、展望的なものが語れないかもしれません。ただ、語れる方はただ1人いらっしゃいます。神谷町長でありまして、やはり現状の施設の延長線上で考えるには難しい。

私も長いこと障害者福祉の活動をしていますと、やはり他市町で今大規模に事業展開をされている障害者施設の皆さんは、今、知多半島に結構注目されているんですね。というのは、土地も安い、そして何よりも気候もいい、食べ物もおいしい、農産物も豊富だということで、さまざまな業者が今興味を持っているという情報をよく半田特別支援学校の関係者と話をしています。まず金融機関等に調査が結構入っているそうです。そうした中で、第一に皆さんが言われることは、当該市町の首長の考え方はどうなのかというようなことをやはりよく言われるそうです。神谷町長として、今この現状が難しいのであれば、無理と言う前に、全国を走り回ってでもそういった大型の施設を誘致してくる、そのような気概が僕は必要ではないかなというふうに思いますが、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○町長（神谷信行君）

今、横田議員のほうからも、そういった大型施設のほうを、もしそちらのほうへ飛び回ってでもというお話がございましたが、現実的に私どものほうのそういったお話を受けることがあるのであれば、当然行政としまして、町としまして、そちらのほうのそういった計画にやはりバックアップできればということで、誘致の関係だとか、それから土地の規制関係、いろんな関係で御努力をさせていただきたいとは思っております。ただ現実的に、じゃ、そういった施設を呼び込んでうちのほうが対応していけるかということになりますと、やはりそういった面でのどこまで私どものほうとして、そういった土地の提供だとか、そういった財政上の支援だとか、どこまでできるかというのが現状的には、今現在では対応的には不可能だと考えております。そういった中で、私どものほうからそういった施設を呼び込むような施策を持ち込んで来るということは、今のところは考えておりません。

ただ、今の現状としまして、障害者の皆様方や、また高齢者の皆様方の施設運営だとか、そういった行政として対応できるべきところはどこにあるのかということも、先ほど部長が御答弁させていただきましたように、できる限りの後退することなく前進していくような形でやはり取り組んではまいりたいというふうに考えております。そういった中長期的な考え方の中で、やはり障害をお持ちの保護者の皆様、そしてまた直接障害を持ってみえる方、そういった方々のいろんな要望もお聞きしながら、各3町、先ほどの3町のみならず、この知多地域の市町とも、いろんな話し合いの中で、やはりそれぞれの分野で負担をし合って、一つのこういった受け入れ態勢が確立できるような形では話を進めていきたいと。

なかなかやっぱり今の現状の中でお話ししますと、先ほどもお話ありましたように、1町で全て対応するということは、非常にこれは財政的な負担またはそこへついていただく職員の方たち、それからまたそういった組織を持っていこうとするときの、そういった大きな負担がいろいろな面に出てまいりますので、こういった面では大きな広域的な中でそれぞれの施設を利用させていただき、また、うちにもそういった方が来ていただき、その

相互関係の中で進めていくのが一番今のところ現実的なものなのかなというふうに考えておりますので、努力させていただきますので、またひとつよろしく願いいたします。

○1番（横田貴次君）

私たち議員も、私も今まで無会派で来ましたが、チャレンジMIHAMAという会派を結成されたようで、私も喜んで入籍をさせていただきました。無理だよと言われると非常にファイトが湧いてくるわけでありまして、美浜にはやはり日本福祉大もある。いろんな方々といろんな知恵を出し合って進んでいくことが大事だなと思いますので、その際には行政関係の皆様方にもしっかりと甘えて無理を言っていこうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

残り時間、大変少なくなってきました。いつも多くのことを聞き過ぎると反省しておりますが、最後に1点、訪問系サービス、また介護系サービスの進捗を伺いました。1つだけちょっとこの数字で聞きたいのは、この計画の中にある目標数値というものの、先ほども達成率91.7%、95.2%ということで、これはサービスの幅として美浜町ができる最大のことであるということで、この9月にマンシングウェアレディースも開催されるんですが、200%、300%というふうに、例えば来場客がふえたよという数字ではなく、これを越えた数字というのは、例えば移動介護系サービス、訪問サービスで受けようと思っても受けることができなくなってくるような数字でありまして、例えば95.2%、もうちょっとだなと通常感じるんですが、ともすると、これ以上の要望があったとしても、応えることができずにこの数字でとまっているというような心配をしているんですけども、この数字の読み方として、この理解の仕方は間違っていますでしょうか。

○福祉課長（西田林治君）

横田議員の先ほどの数字の読み方の質問にお答えいたします。

ここに書いてあるのは、予測とどの程度の差異があるかというふうに読んでいただければ結構でございます。今、美浜町の現状で特に一番心配されているのは訪問系サービスだと思うんですが、この訪問系サービスは、今、美浜町でやっていただいております事業所が2カ所ございます。その2カ所の事情を聞いてみますと、今のところ何とか御希望には沿えているというふうに伺っています。ただ、日曜日の日の希望があると、どうしてもやっぱり主婦のパートの方もみえますので、そういう方の不足が生じるときがあって、それは2カ所で話し合って、どちらで受けられるのかという調整をしながら何とかしているよというふうなことを報告を受けていて、決して足らないというふうなことではないです。ただ、数字の見方としては、見込みとどの程度違ったかというふうな形で読んでいただければと思います。ですので、これを超えても絶対に供給できないということではありません。超えちゃうと皆様にまた、予想より大きく伸びてしまえば、各議会で、途中の議会で補正予算をお願いすることになってくるということになると思いますので、よろしく願いいたします。

○1番（横田貴次君）

理解しました。

最後になります。先ほどジョブコーチの派遣云々の質問をさせていただきました。美浜町として他市町へサービスを受けに行くときに交通費の負担をしているということでございますが、この負担があるから十分皆さん助かっておられるかと思うんですけども、一方で、いつてきバスを上手に南知多、武豊とつないでもらえると、そちらも活用できていいのだからという声をよく聞きます。今、バスを増車されていて、ダイヤというか、回るコース等も考えておられると言いますが、現在、南知多町、武豊町を結ぶ接点というのは考えておられますでしょうか。

○議長（森川元晴君）

簡明に。

○総務部長（本多孝行君）

武豊と南知多の接点ということであれば、南知多に関しては河和駅が既に入っておりますので、一応接点と考えられます。武豊町は、今、バスそのものは富貴駅あたりまでしか来ておりません。富貴駅の地区と布土の間の笠松ですか、あそこは調整区域で人が少ないもので、需要が少ないということでデマンドタクシーという扱いになるかと思います。そうしますと、武豊との接点は富貴駅になるかと思います。そこまで美浜が行こうと思えば、うちの運行パターン、約2時間で1周しておりますが、これが10分、15分変わることによって便数が減る、あるいは今より利便性が下がるといった短所も出てまいります。決してその拠点で接続することを否定するものではございませんが、今使ってみえる方々のサービスを低下させずにできるのであれば、それはもちろん検討していきたいと常々思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席に戻ってください。

〔1番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩にしたいと思います。再開を11時からお願いいたします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君は質問をしてください。

〔2番 荒井勝彦君 登席〕

○2番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。同僚議員の先鋒、大岩、次鋒、横田に次ぐ、中堅、荒井勝彦でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、今日は3項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、美浜町内の消防団詰所・車庫についての質問でございます。

事前にいただいた資料によりますと、美浜町消防団の詰所は町内全域に15カ所ございます。そのうち、現行の耐震基準が制定された昭和56年6月1日以前に建てられた建物が5棟ございます。その中でも、河和分団河和南班の建物は最も古く、昭和44年（1969年）9月に新築された木造瓦ぶき平家建てであります。しかも、内部は間仕切り壁の一部を取り除いてありまして、耐震補強もされていない点から見ますと、大規模な地震では倒壊の危険性も否めません。いざというときに車庫が潰れてしまっていては、当然、火災現場への出動はできません。年々減りつつある消防団員を見越して、団の再編も視野に入れながら考えなければならないのかもしれないかもしれません。

しかし、この美浜町一おんぼろ詰所の河和分団河和南班が、9月3日に開催されました第50回美浜町消防団消防操法大会において、見事優勝されたことは快挙であると言ってよいでしょう。

新耐震基準以前の建物については耐震診断を行ったと伺いましたが、恐らく基準には達していなかったのではありませんでしょうか。美浜町として、今後、消防団各班の詰所・車庫をどのように維持していくお考えでしょうか。

2つ目の質問といたしまして、河和台地区の集会所について質問をさせていただきます。

河和台の集会所は以前、現在、知多厚生病院職員駐車場となっている2丁目の敷地にございました。私の記憶によれば、この建物は河和台土地区画整理組合の現地事務所として建てられたものを譲り受けたものであったと思います。軽量鉄骨鉄板ぶき平家建ての建物で、土間コンクリート仕上げの床で、小さいながらもキッチンと水洗トイレ、大型のエアコンを装備した建物でありました。地区のお年寄りが趣味の教室に使ったり、地域の集会所として多くの利用者がありました。これ、実は私の家の真ん前ですので、これははっきりと覚えております。

河和台地区の住民は、その近隣を含めると約1,900名ほどにもなります。この住民の方々は、現在、河和港観光総合センターの集会所を利用しており、高齢者にとっては大変厳しい距離であると言わざるを得ません。また、選挙における河和台地区の住民の皆さんの投票所は、現在、河和北保育所となっております、こちらの投票率が最低なのは、距離的な要因があるのではないかと考えております。

河和台地区の町有地として公園を除けば、その最大たるものは調整池であります。文字どおり降雨による大量の雨水を調整するための施設ですが、近年、よく耳にするようになった過去に経験のない大雨、このように表現される状況下でも、調整池が満水になっているようには思えません。この雨水が流れ込む西谷川の水位は、もう3分の1ほどに抑えられております。これ、私の今度はすぐ家の裏側を流れておりますので、大雨のたびに私は確認ができております。河和台地区にも数軒の空き家がございますけれども、集会所としては、やはり駐車場の問題などを含めて再利用は困難だと考えております。

余り機能していないように見える調整池の面積を維持しなければならないのであれば、大岩議員のほうからも指摘がございましたけれども、私は、ピロティー形式——ピロティー形式というのは、柱を建てた上にベース板を敷いてその上に建物を建てるという、これ、ピロティー形式というふうに表現いたしますけれども——こういった形の集会所としてはどうでしょうか。もちろん、財政厳しい美浜町としては、今すぐにというわけにはいかないのかもしれませんが、地域の皆さんから、ぜひ、河和台に集会所が欲しいと、このような要望もたくさん伺っております。

本日は、多くの傍聴の方がお見えになっております。河和台に集会所が欲しい。このお言葉は何度も耳にしておりますので、町当局のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、美浜町における介護サービスのこれからについて質問をさせていただきます。

まず、全国一律だった要支援1・2のサービスの一部について、自治体独自の総合事業、これに移行させることが可能になったと伺いましたが、現在、美浜町では従来のままなのか、既に総合事業に移行しているのか、これをお伺いいたします。

介護が必要となった誰もが要介護認定を申請し、要介護度に沿った介護サービスを受けることができるはずでして、要介護には調査員の訪問、医師の意見書の取り寄せ、審査会の開催など費用がかかるために、これらを軽減するために、総合事業へ暗に誘導してしまう自治体もあるようです。誰もが迎える老後、介護が必要となってしまった住民が安心してよりよいサービスが受けられるようにしなければなりません、美浜町における介護サービスの将来に向けた方向性をお伺いしたいと思います。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。明快なる回答をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町内の消防団詰所・車庫について。

老朽化が目立ち、耐震補強工事あるいは建てかえが必要な消防団詰所・車庫について、町として今後の対策は

の御質問についてでございますが、現状を申し上げますと、詰所と車庫が一体となった構造のものが、布土北班詰所を初め15カ所ございます。

さて、昭和53年の宮城県沖地震による建物の被害発生を受けて大幅に改正された建築基準法による、いわゆる新耐震基準ではない建物、具体的に申し上げますと、昭和56年5月31日以前の建築確認による建物は旧耐震基準と呼ばれ、その耐震性に問題があるとされております。事実、阪神・淡路大震災等の地震において、大きな被害を受けているところでございます。

このため、新旧耐震基準に該当する詰所7カ所については耐震診断業務を行っておりますが、その結果は、いずれも耐震性に問題ありというものであります。

以上の結果を受けまして、今後は、計画的に消防団詰所の改修等を進めてまいりたいと考えておりますが、その一方で、消防団の組織見直しを検討する必要もあるかと思っております。それらを踏まえて総合的に判断することとなりますので、議員にも御理解と御協力をくださいますようお願いいたします。

次に、河和台地区の集会場について。河和台地区の集会所を調整池に建設してはどうかの御質問についてでございますが、先ほどの大岩議員の御質問の中でもお答えをしたとおり、調整池を活用して施設等を建設することは考えておりません。

本町といたしましても、各地区が自主的に、地域住民が集えるコミュニティーの場としての集会所を整備することは大切なことだと認識しておりますが、用地の確保については、従来から各地区にお願いをしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、集会場の施設については、新築または改築に必要な経費に対し補助金を交付する美浜町コミュニティ事業補助金制度があります。この補助金は、総事業費が100万円を超えるものについて、2分の1以内で500万円を限度として補助金を交付するものでございます。

重ねて申し上げますが、集会場の用地については各地区にて確保の上、施設の建設については、各地区がこういった建設費を基金等に積み立てていただいた中で、このコミュニティ事業補助金を活用していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、美浜町における介護サービスのこれからについて。

要支援1・2のサービスの一部について、町は独自の総合事業に移行させたか、住民にとってよい介護サービスとは何か、将来に向けた方向性はの御質問についてでございますが、現時点では従来のままですが、平成29年4月より総合事業に移行をいたします。

次に、住民にとってよりよい介護サービスとは何か、将来に向けた方向性についてはでございますが、住民にとってのよりよい介護サービスとは、要介護状態となっても、その人の能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように必要なサービスを行うことだと考えております。また、要介護状態にならないように、介護予防をすることも重要と考えております。

次に、美浜町における介護サービスの将来に向けた方向性についてはでございますが、重篤な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができることが大切だと考えております。そのためには、医療と介護の連携はもちろん、地域とも連携していくことが必要となってくると考え、地域包括ケアシステム準備会を既に設置しているところでございます。

来る平成29年4月には地域包括ケアシステム推進協議会に移行し、要介護状態にならないように介護予防をしつつ、介護を受けるような状態となっても安心して生活ができる地域づくりを目指してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○２番（荒井勝彦君）

まず、順番に再質問をさせていただきます。

団員数がもう、半世紀、昭和30年代後半が555名あったと思いましたが、半数以下になってきております。先ほど、団の再編も踏まえてお考えになっているということでしたけれども、今まさに河和南班の車庫は、詰所、哀れな状態です。

これ、私、実際に中に入って写真も撮って、私、商売柄、図面も起こして見てきましたけれども、間仕切り壁が抜かれておりました。ということは、非常に耐震性も劣る状態であります。ここに今、消防の車庫、消防車が入っております。いざというときの地震のときに、自分の詰所行ったら、ところが詰所が潰れて、車庫、消防車が下敷きになっておって、それが出せないという状態では非常に情けない。このように団員の方々からも多く声を聞いております。順番としてどのように考えておりますでしょうか。ここから変えていきますよという具体的な方法はとっておりますでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

先ほど町長の答弁にございましたように、改修の必要性というのはもちろん十分に理解をいたしておりますけれども、今、議員がおっしゃったように、残念ながら消防団、再編をせざるを得ん、そういった状況がございます。そういった面を含めて総合的にということをお願いしております。

具体的に、では、どこからやるのかというのは正直まだ担当でも、担当レベルではどこからやるのかということとは話し始めておりますけれども、その考え方が果たして、例えば団の要望、そういったものと合っているかというのはまだわかりませんが、少なくとも今、例えば今度、野間分団が3つの班から2つになりました。ああいった流れというのは、美浜町の中で一番大きい河和地区においてもその流れはとめられないというふうに考えております。そういったことを踏まえてやらなければならない。

じゃ、河和南班はそれまでいいのかという御心配もあろうかと思えます。ですので、その辺は、今の段階では再編及び現況を踏まえて順番をつけていく、そちらの考え方でいきたいということを申し上げるしかまだございませんけれども、決して放置するつもりはございませんので、ただ、やはり順番は考えて進めることになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○２番（荒井勝彦君）

私、ほんのちょっと耳にしたうわさ話にすぎませんが、河和南班の車庫が確かに築四十数年になりますかね、一番古くて、非常に倒壊の危険性もあるということで、団員の中にはまことしやかに、これがもう、今の河和六反田の旧県の土木事務所の前のところに空き地が駐車場としてありますけれども、そちらに新築移転してくれるそうだよというようなことがあります。そんな予定はありますでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

端的に申し上げますと、そのような具体的な計画はございませんが、それは団員の皆さんの本当の気持ちだということは十分踏まえて考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○２番（荒井勝彦君）

もう一つ、ちょっと伺ったことによりますと、野間北班の詰所というのは海岸べたに建っているのが、ここが、

野間北班は平成7年3月に新築されておりますけれども、これが現在何やら、はりやなんかのところもかなり老朽化してきているということで、これの、野間北班の詰所に関しては今どのような状態で、今後、どういうふう
に思料していく予定でございましょうか、お答え願います。

○総務部長（本多孝行君）

今、荒井議員がおっしゃったように、北班、新しい割には非常に腐食が進んでおります。やはり海岸で西風を
もろに受けるというのは影響が大きいのではないかと考えておりますし、また、東日本大震災がなければ、正直
な話、余り話題にならなかった。やっぱり津波被害といったことを考えますと、まさに海に面しておりますので、
そういった危険性というか、そういったものもございます。

そういった観点からいきますと、今度、野間分団は2班に再編成されましたので、旧野間北班については消防
団としては使わない方向でいく予定でございます。あと、2つの班になりましたので、その辺を踏まえまして、
先ほどから一定、荒井議員もおっしゃったようなことになりましたけれども、今後、団の活動の拠点としてどうい
うふうにしたらいのかということは、再編に伴いというふうにお答えしたと同様、野間についても考えてまい
りたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

現在、そういうふうには野間北班については使われていないということによろしいですか。車庫の中に実際に消
防車は入っているのでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

消防車両はまだ残っております。これにつきましては、この先放置するわけではなく、これもまだ担当レベル
の考えなんですけれども、以前、河和南部分団でも集約したときに、車両をそのまま廃棄するのではなく公売と
いう形で考えましたので、あるいは、それをどこか活用ができるのであれば、公的なところですけども、そう
いったことも考えて、とにかく無駄にはしてはいけないという考えを持っておりますので、よろしく願いいた
します。

○2番（荒井勝彦君）

それでは、消防団の車庫・詰所に関しましては、私のほうの再質問は以上にさせていただきますけれども、次
に、河和台の集会所について再質問をさせていただきます。

実は、調整池は施設については考えていないというお答えでありましたけれども、今まで河和台の集会所とし
て、本当に古い現場事務所を流用したものではございましたけれども、十分それで機能をしておりました。それ
がなくなってしまったということは、非常に近隣の住民の方からすると不便になったということ、そして、河和
台地区は新しい街ではございますけれども、団塊の世代の方が一生懸命居を構えたところでございます。美浜緑
苑に関しましては、最初から立派な集会所が町の計画としてありましたけれども、あれだけの面積、あれだけの
戸数の中で集会所がなかったということ、だけど、ラッキーなことに現場事務所をそのまま譲り受けた。ところ
が、それを厚生病院の駐車場として貸したがために、それも撤去されてしまったということで、これから、あの
時代に一生懸命河和台に居を構えた方々がだんだん御高齢になっていかれる。そして約2キロぐらいになると思
いますけれども、河和港の総合観光センターまで、結構厳しい距離になります。その点も踏まえて、やはり何
がしかの形で集会所は必要かなと考えております。

壇上でも申し上げたように、今、選挙に関しましては北保育所まで行かなければならない。お年寄りの方にな
ると足の問題もございます。そういうゆえに一番投票率が低い。こういうことも考えますと、何か形にしてい

たいなと思っておりますけれども、調整池、絶対にだめだというようなものではないと思います。近隣市町においては、ピロティー構造でつくってあるのも、施設も見たことがございますけれども、その点はいかがでしょう。

○建設部長（斎藤 功君）

調整池の多目的利用ということでよろしかったでしょうか。

当然、調整池につきましては宅地開発、おおむね5ヘクタール以上の大規模開発の場合は設置するというふうになっております。ただ、皆さん御存じのとおり、一定以上の降雨があるときにその効力を発するということで、通常の場合は空地となっております。そういった中で、これちょっと古いんですけども、まだ国土交通省が建設省の時代に、調整池の土地の有効利用、そういった提案もされております。

先ほど議員がおっしゃりました、他の市町でも一部調整池の利用、例えば駐車場、公園として利用されておる箇所もございます。こういったさまざまな、今、調整池の多目的利用ということで、国土交通省より技術提案とかさまざまなこういった情報も流れております。

先ほど、町としては調整池の計画はないという答弁を町長が申しました。ですので、例えばここに集会所という形になるのであれば、逆に河和区さんのほうでその辺の調査検討をしていただくことになるのではないかなとは思っております。

以上でございます。

○2番（荒井勝彦君）

河和区は非常に財政厳しい区でございますので、河和区としてというのは、区長さんもお見えになっておりますけれども、難しいのかもしれないし、私、その調整池が、実は先ほど申し上げた西谷川というのは私の家のすぐ裏を流れておりまして、本当に幅の狭い小川だったのを、河和台の区画整理をするときと同時ぐらいだと思いますけれども、河川改修をしていただいて、幅が約3.8メートル、深さ1.8メートルほどのコンクリートのすこーんとした大きな箱、断面が箱型になっておりまして、先ほどから申し上げております、近年経験のないような豪雨だというときでも、ほぼその水位は3分の1程度です。ということは調整池、そのときに見ても、そうかなというようなぐらいにしか思えません。

河和区でそれを何とかしろと言われても何ともなりませんというのが現状ですけれども、町として何とか協力していただくことはできませんでしょうか。全くもって何も手はないよ、何とかあんたたちでしなさいよ、そのくらいの冷たい考えしかございませんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

荒井議員の御質問でございますが、冷たい、そんなことしかできないんだろうかという御質問でございますが、町におきましては、こういったコミュニティー施設、集会場、それぞれがやっぱり人口の固まったところには近場にあったほうが便利というのは、町もそういう認識でおります。

本来、コミュニティー施設だとか集会所につきましては、各地区のほうでみずから取り組んで整備をしていただくというものでございます。そうした中で町のほうとして応援をさせていただく部分につきましては、土地のほうは、用地のほうについては各地区で適切な候補地を、用地を確保していただいて、私ども行政につきましては、その施設を整備するときに最大500万円まで、総事業費で1,000万円を支援して応援をしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○2番（荒井勝彦君）

大変ありがたい御答弁ですけれども、例えば漁村センターですか、それと北方のコミュニティーセンター、あれらは何かうまいぐあい、県なり漁村の関係か何かのところで建てていただいたところにちょっとお邪魔し

ますよというふうな感じになったようなことを伺いましたけれども、そういうようなおいしい話はございませんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

今、北方のコミュニティーセンターですか、消防コミュニティーセンター、それから漁村センターですか、そういう施設等どうだという御質問でございますが、あくまでも北方の消防コミュニティーセンター並びに矢梨の漁村センターにつきましては、これは町の施設でございます。町が条例をもちまして設置管理を責任を持ってやっておる施設でございますので、そこら辺と今回の河和区さんが考えておられるコミュニティー施設とは違うものでございますので、他地区におきましても、地域のコミュニティーセンター、集会所ということで、各区でそれぞれ土地のほうは確保していただいて、そこでみずからの整備をしていただきながら、町のほうはそれに対する補助金の支援というような形で進めていただいておりますので、どうかその辺につきましては御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○2番（荒井勝彦君）

何とか苦しい立場ではございましょう。これはここで、じゃ、仕方がないなというふうに引き下がるつもりは私ございませんけれども、できれば継続的に何か文殊の知恵を出していただいて、何だ、この手があったんじゃないかということで、引き続き審議していただけたらと思っております。

次に移らせていただきますので、どうか引き続きこの河和台の集会所に関しては皆さんで一生懸命考えて、苦肉の策でも何でもいいです、いい手があったということで出していただきたいと思います。

最後の質問の介護に関することですけれども、まだ時間ありますね。

これ、来年から総合事業に移るということですからけれども、もう既に総合事業に移っている自治体の中では、本当はきちんと、先ほど申し上げたように、審査をしていかなければならないのを、簡便な方法でこの総合事業のほうに誘導していっちゃうという言い方は失礼かもしれませんが、実際、現場に立ち会っている方からすると、暗に誘導しちゃっておるところもありますよという声も一部新聞報道がなされております。今後、来年度、美浜町がこの総合事業のほうに移行するに当たって、そこら辺の心構えといいますか、その辺のところはいかがでしょう。

○福祉課長（西田林治君）

それでは、総合事業が始まると、簡易な方法をとられるんじゃないかという御心配だと思っております。

確かに総合事業を始めると、基本チェックリストという形のものを用い、窓口において医師の意見書なしに簡単にサービスを受けられるという方法が確かにございます。ですが、美浜町では総合事業を始める際には、その人の御事情をよく聞いて、ちょっとした生活支援で済むなというふうなことが確実な場合のみ、この方法を利用したいと思います。

ただ、この方法を利用しておいて、例えばやっぱり調子悪いよというふうなことがあれば、すぐさま普通の介護認定を出すなというものでもございません。この方法をとったとしても、介護認定を受けたいという方については介護認定を受けていただくための手続をしていただければと思います。

今現在、介護認定の申請を出しても、そこから町のほうがすぐ主治医さんのほうに医師の意見書の取り寄せの手続をします。介護認定を開く1週間前までに介護認定の審査員の方に資料を出して、その場で書類的に検討をしていただいて、それから集まっていただくということになりますので、そうすると、どうしても3週間は必ず、急いでも必要になってくる場合がほとんどでございます。

ですので、その部分を、申請を行えばサービスは使えるということになっていますけれども、そのサービスを使っちゃっても、そのサービスが本人が思っているサービスまでに届かない認定しか出ない場合は100%になってしまいますので、皆さん、その部分をちょっとちゅうちょされるということがございますので、ですので、とりあえず今でいう支援2ということまでのことであれば基本チェックリストの内容でとりあえずの判定はできますので、その部分についての利用ということであれば利用していただければいいかなというふうに考えております。この基本チェックリストを利用するときには、本人の状況をよく確認して使っていこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（荒井勝彦君）

美浜町はまだこれからということで、かなり一生懸命取り組んでいただけるように今理解をいたしましたので、どうか介護を受ける全ての方が満足のいける幸せな老後を送っていただけるように努力していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井勝彦君は自席に戻ってください。

〔2番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩にしたいと思います。再開を午後1時からということでお願いいたします。

〔午前11時35分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔8番 鈴木美代子君 登席〕

○8番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、養鶏場の悪臭対策についてであります。

地元養鶏業者を育成しつつ、悪臭などの環境を改善するためにどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

1、河和南部地域には10万羽を超える養鶏場が2カ所あるため、野犬が相当数おり、子供たちの安全が心配です。捕獲手段などを工夫して、もっと野犬駆除の効果を上げることはできないでしょうか。今後の計画についてお伺いします。

2番、養鶏悪臭については、何度も改善をお願いしていますが、においは軽減されていません。地元の養鶏業者の育成を考えながら効果ある行政指導を行うことで、改善が図られると考えるのですが、また、養鶏業者にも、悪臭を軽減するために鶏舎、堆肥舎の密閉化や餌に薬を混ぜるなど、町が助成をしてでも臭気軽減対策につながる研究、試行などの改善策を進めてはいかがでしょうか。

第2点目は、小学生の登下校におけるヘルメットの着帽について、町教育委員会の指導方針についてお伺いします。

小学生の通学時のヘルメット着帽は義務ではないと、過去に山田教育長から答弁をいただきましたが、保護者の判断という点では十分周知されておらず、学校側の意見と教育長の見解の違いを感じます。脱水症、熱中症を心配した親が、ノーヘルを許可してほしいと学校側にお願いしても、町で決められたことだから学校のほうでは許可できないとか、ヘルメット着帽は学校の方針だからかぶってほしいという教頭先生や校長先生の考え方と教育長とは距離を感じます。町教育委員会の保護者の判断とは、強制なのでしょうか。

第3点目は、浄化槽の法定検査についてお伺いします。

法定検査には、浄化槽設置後、名目上浄化槽が適正に設置されているかを確認するための水質検査を行う7条検査と、浄化槽の機能が発揮され、所定の放流水質が維持されているかを確認するため毎年1回行う定期検査としての11条検査があります。しかし、単独浄化槽、合併処理浄化槽ともに、清掃と保守点検は実施しているが、年に1回の法定検査は実施していない家があります。また、そうした検査があるということを知らない人も多くいます。

ただ、たとえ浄化槽法で決まっていっても、7条検査も11条検査もほとんど同じ内容の検査で、2つとも検査しなければならないのか、私も疑問を感じております。同じなら、毎年保守点検と清掃をしっかりと実施していれば11条検査は必要ないと考えますが、町としてこの矛盾をどう考えるのか、お伺いします。

第4点目は、介護保険についてであります。

1、2015年に介護保険法が改正され、要支援1・2の人たちのデイサービスとホームヘルプサービスを介護保険から除外して町の総合事業に移すことになりましたが、約220名の方——これは前回質問のときに当局が答えた数です——220名の方のサービスは介護保険事業者で行うことになりましたか。

2、一定の所得以上ある人は、利用料を2割に引き上げることになり、個人負担がふえて困ったと聞きますが、現在対象となる人は何人ほどおりますか。

介護認定を受けない全ての高齢者に対する基本チェックリストの配布は、美浜町でも行われましたか。基本チェックで簡易判定をした結果、認定の申請を受けられないケースが他市町でありましたが、全ての高齢者が介護認定を受けられるべきであり、美浜の実態をお伺いします。

4、補足給付の削減によって、どの程度の人がどのくらい負担がふえたのか、状況をお答えください。

5番目、介護施設の介護度1・2の待機者にはどう対処されたのか、その対処した方法をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうより鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の1点目、3点目及び4点目をお答えし、御質問の2点目につきましては教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、地元養鶏業者を育成しつつ環境改善をするための対策についての御質問の1点目、野犬が相当数いて子供たちの安全が心配だが、捕獲手段を工夫して駆除の効果を上げられないか、今後の計画はについてでございますが、河和南部地区の対策状況について申し上げますと、古布地区の養鶏場付近と矢梨・切山地区の養鶏場付近に野犬の捕獲かごを設置しており、昨年度の実績で、古布地区で31頭、矢梨・切山地区で29頭の合計60頭を捕獲しており、町全体の捕獲数79頭のうち約76%を河和南部地区で捕獲したことになります。

野犬の捕獲は、捕獲かごを設置することで対応しておりますが、捕獲かごを設置するに当たり、特に重要となるのが詳細な目撃情報でございます。具体的には、野犬を見た時間や場所に加え、色や模様、それから大きな

ど姿の特徴とともに、どの方向から来てどの方向へ去っていったのかを通報していただくと、より効果的でございます。

住民の皆様には、こうした詳しい目撃情報を担当までお寄せいただき、場合によっては捕獲かごの設置場所の提供等にも御協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の２点目、養鶏場の悪臭を軽減するために鶏舎・堆肥舎の密閉化や餌に薬品を混ぜるなど、町が助成してでも改善策を進めてはどうかについてでございますが、過去にも鈴木議員より機会あるごとにさまざまな御提案をいただき、その都度、町といたしましても養鶏事業者への環境改善の指導を行ってきたところでございます。

指導に対します取り組みとしては、鶏舎などの密閉式のウインドレス化を初め、鶏ふんの発酵促進剤による臭気対策など、養鶏事業者においてもさまざまな改善策に取り組まれてきたことについては、議員も御承知のことと思います。また、地域において養鶏業を営む中、新たな経営方針のもと、養鶏場の環境改善に取り組んでいることも御承知のことと思います。

本町といたしましても、県との畜産巡回指導や畜産環境改善会議での聞き取り調査を初め、美浜町畜産団体連合会を通じての環境改善対策の補助を実施しているところでございます。周辺住民にとって目に見える対策が肝要であることは我々としても十分に理解しており、機会あるごとに養鶏事業者に対し指導をしているところでございます。

いずれにいたしましても、地域と共存できる適切な経営となるよう、愛知県西部家畜保健衛生所や知多農林水産事務所農政課とともに連携をとりながら、先進地事例の調査や研究などを含め、悪臭対策等を粘り強く指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、浄化槽の法定検査について、法定検査を実施していない家、法定検査制度を知らない人に対して町としてどう考え、どのような対策を実施しているかの御質問についてでございますが、議員も御存じのように、浄化槽法は、浄化槽管理者に知事が指定した検査機関が行う検査の受検を義務づけています。この検査は、浄化槽を設置し、使い始めて３カ月を経過した日から５カ月以内に行う水質検査の７条検査と、毎年１回行う定期検査である１１条検査があり、これらを法定検査と呼んでいます。

本町といたしましては、広く住民の皆様理解を深めていただくために、法定検査を受検するよう広報みはまでは年２回、４月号と１０月号に掲載するとともに、町ホームページにも掲載し、周知に努めておるところでございます。

今後も、あらゆる機会を捉えてＰＲに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護保険についての御質問の１点目、介護保険法改正により一部サービスを保険から外して町の総合事業に移すことになった約２２０名の要支援１・２の人たちの方のサービスは介護保険事業者で行うことになったかについてでございますが、現在、要支援に認定された方は２３８名で、そのうち１５４名の方がサービス利用者でございます。また、１５４名の方のうち訪問介護利用者は６４名、通所介護利用者は５７名となっており、合計１２１名の方が総合事業への対象となり、介護保険事業者で行うことになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の２点目、一定の所得以上ある人は利用料を２割引き上げることになり、個人負担がふえて困ったと聞かすが、現在、対象となる人は何人ほどかについてでございますが、現在６６名でございます。

次に、御質問の３点目、介護認定を受けない全ての高齢者に対する基本チェックリストの配布は美浜町でも行われたか、基本チェックで簡易判定をした結果、認定申請を受けられないケースが他市町であったが、全ての高齢者が介護認定を受けられるべきであり、美浜の実態を何うについてでございますが、本町では、６５歳になった

人を対象に基本チェックリストを配布し、記入していただいております。つきましては、あくまでも介護予防の資料として活用するものであり、介護認定申請の判定資料として使用することはございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、補足給付の削減により、どの程度の人がどれくらい負担がふえたかについてでございますが、平成27年８月からの制度改正により影響のあった人を個別に調査した結果、34名の方が補足給付を受けられなくなりました。

負担額については、特別養護老人ホームへの入居者の場合は、１カ月当たり５万8,000円程度の負担増となり、特別養護老人ホームへの短期入所者については、１日当たり1,800円程度の負担増となります。ただし、この金額は平均的な負担増をあらわしているものであり、この金額より多い場合、逆に少ない場合もありますので、御承知おきください。

次に、御質問の５点目、介護施設の介護度１・２の待機者にはどう対処したかについてでございますが、今まで入所希望していた要介護１・２の方は、平成27年３月までは入所対象者としていましたが、平成27年４月からは原則入所対象ではなくなりました。要介護１・２で、入所希望をした方については、施設が希望者の緊急性についての調査を実施し、必要と判断された場合には、町が行うケース会議を開催して対処する支援体制を整えていますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

御答弁に先立ちまして、先ほど鈴木議員のほうから御質問の中で、前山田教育長においてはヘルメットの着用は義務がないということをおっしゃられたという話でございますが、現山本教育長につきましても同一見解でありますので、その点確認しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、答弁のほう入らせていただきたいと思います。

第２問目の小学校の登下校時のヘルメット着帽についての町教育委員会の方針は、義務ではないと過去に教育長答弁を受けたが、一部の保護者には周知徹底されておらず、苦言を耳にする、どのように周知しているかとの御質問についてでございますが、教育委員会といたしましては、これまで御答弁させていただいているとおり、強制しているつもりは全くございません。

交通安全の観点から、子供たちの命を守るためにはヘルメットの着用が望ましいとの考え方については変わりはなく、今後とも、学校を通じまして保護者に対して着用をお願いをしております。ただし、身体的な理由や夏の暑さ対策等、特別な理由が認められる場合で、保護者の方より帽子着用の申し出があった場合には、期限の限定、あるいは運転手から見やすい色のものを着用するなど、一定の条件などをつけて認めることについては全く問題ないものと考えております。

この件につきましては、教育委員会から保護者のほうへ周知するまでもなく、各学校におきまして対応していただくよう言っていたと考えてまして、去る９月３日の校長会におきまして、個人の意見のみをもって判断するのではなく、１人の意見だけ、そういった申し出があったからどうだという判断をするのではなくて、ＰＴＡ常任委員会等、公式の場にて広く御意見をいただき、また御協議いただいた上で、学校としての対応を決定していただくようお願いしたところでございますので、それぞれの学校で対応が変わってくるケースもございますが、そんなことでよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○8番（鈴木美代子君）

では、せっかく答弁をいただきましたので、ヘルメットの問題からいきたいと思います。

教育長と面談をしたときに、教育長も親御さんの判断に任せるということをおっしゃっていました。私は、親御さんから夏だけでもヘルメットじゃなくて普通の帽子にしてほしいという訴えをお聞きしたものですから、校長先生にもお会いしました。校長先生のほうからは、保護者の1人や2人のそういった意見じゃなくて皆さんの意見を聞くようなことをおっしゃいましたけれども、その後、私と話をした保護者の方が校長先生とお話しして、校長先生には学校側が決めたことだから守ってもらうと。これはまさに強制だと思うんですね。それで、その前に教頭先生にも会って、教頭先生は、学校が決めたことではない、町が決めたことだから僕たちがとやかく言えない、許可も出せないということを言ったというんですけれども、これでは山本教育長の言っていることと校長の言っていることがまさに全然違うことであって、これでは親御さんとしてもどちらを本当に信じていいのか。本当に、交通問題だけじゃなくて、この夏すごく暑かったと思うんですね。熱中症や脱水症の心配もあって、そのこともあって親御さんは必死に訴えたのですが、どうですか、いかがですか。

○教育長（山本 敬君）

まず、1点目でありますけれども、親御さんが言ったというのは、親御さんが単数形なのか複数形なのかというのは非常に大きな問題で、私が鈴木議員にお話ししたのは、そういう要望があれば皆さんで話し合ってPTAで、また地域の方もできれば入れていただいて話し合って決めていただければという話はしました。

そこで、今、議員がおっしゃった保護者が校長、教頭なりと話をしたということで、申し分けありませんが、教頭先生の認識は誤っております。これは従来、先ほど部長が申しましたように教育委員会は強制はしないと、ただ、安全のためにかぶってほしいという願いがあるということは、山田教育長も私も、昨年この場で答弁をさせていただきました。

それから、校長が学校で決めたことだからかぶってほしいという、その言葉をどう捉えるかであります。集団生活の場にありますので、どの学校にも、中学校を含めて一定のルールは必要であると私は考えております。そういう意味で、そのルールを変更するという意味で、大勢の人が集まって、例えば夏休みはなくそうねとか、9月までなくそうよ、また一方では、9月にかぶればいいんじゃないのという議論があるかもしれません。そういう話し合いを通じて、学校ごとで決めていただければ構わないということでもあります。そういう意味で、話し合いの流れの中で、例えばある小学校はこうなりました、またある小学校はこうなりましたと、学校ごとでそういったヘルメットの着用期間が変わってくるということもケースとしてはあるのかなと思っております。

以上であります。

○8番（鈴木美代子君）

今の話ですけれども、複数です、もちろん。1人の話を聞いたわけではありません。私は、たとえそれが1人の人の話でも、一応教育委員会としては強制はしないと決めた以上は、一定おっしゃっている以上はそれが、今回の場合は山本教育長の知っている方がほかの方を連れてきていらしたものですから複数形ですけれども、でも、たとえ1人で見えたとしても、1人の方が言ってきたとしても、それは一応親御さんの判断ですもので、事故も親御さんの判断で、事故に遭って教師のせいだとか、そんなことは絶対に言わないという誓約書を書いてもいい、うちは本当にそれよりもまず熱中症のほう心配だから帽子をかぶらせてくださいという話なんです。

これがPTAとかほかの方と話がまとまらなくて1人だけになったら、これはまさに強制ですよ。強制でそ

の人はヘルメットをかぶっていかないといけないのかなと、その人の判断を変えて、そうになってしまうんですよ。結局、裏表ですよ、これは。やっぱりきちんと親御さんの判断で、やるんなら親御さんの判断でいいじゃないですか。と思いますが、いかがですか。

○教育長（山本 敬君）

私がPTA等で相談して話し合っしてほしいということは、今、議員がおっしゃったことも含めてのことです。例えば、ある特定の家庭、保護者が、うちはどうしたいということであれば、それはそういうケースもあるのかなと思います。現実には過去に町内小学校でもそういったことがありましたので、それはそれで、それこそ話し合いで決めていただければと思います。話し合いでみんな一律だと、そういうことではありません。

以上であります。

○8番（鈴木美代子君）

ヘルメットの問題は、もう30年来、私が3人の息子を育てながら下の子が小学校2年生のときに立候補したんですけれども、今42になる長男も小学校のときにかぶっていたということで、30年ぐらい前、本当に長いこと美浜だけかぶっているんですね。昔、南知多もかぶっていたそうですが、南知多はすぐやめて、今、美浜だけかぶっているんですね。

私は思います。確かに事故に遭うといかんということでヘルメットをかぶらせる親の気持ちもわかりますけれども、美浜以北、武豊、半田、名古屋、ほかのところでかぶっているところはほとんどありません。やっぱり交通ルールをしっかりと教える、それが大事じゃないでしょうか。だからこそ、私はそういうことも含めて先生方をお願いしたいと思うんです。ヘルメットを強制するよりも、まず自分の命は自分で守るということをきっちり教えていかないといけないんじゃないかなと思います。

時間がないので、後で聞きますけれども、養鶏業者の話なんです。

養鶏場の話ですけれども、つい先日、私は今あそこの養鶏場が100円で無人配布を、鶏ふんをやっているんですが、そこのでちょうど野犬を見ました、4頭。大きな野犬です。たまたまその1週間ぐらい後にうちで飼っていた猫が殺されたと思うんですけれども、このぐらいの大きな足跡が畑にいっぱい残っていて、多分野犬にやられたんだとみんなはおっしゃるんですけれども、私は子供のことがすごく心配なんですね、野犬については。野犬の捕獲については、やっぱり南部地域が一番多いんですけれども、野犬の捕獲は本当に効果的な方法はないのでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

残念ながら、現時点では、捕獲かごが唯一の方法かというふうに考えます。はるか昔には薬剤を使ったとか、そんなような話も聞いたことはございますが、現在ではそんなことは行えませんので、歯がゆい面があるかとは思いますが、捕獲かごが唯一の方法かというふうに理解しております。

○8番（鈴木美代子君）

これだけ南部地域に野犬が集合することは、野犬にとって餌があるんだろうと思うんですね。鶏の廃鶏処理はきちんとやっているのを確認しているのでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今の議員の御質問ですけれども、廃鶏の処理は適正に行っているということは私ども担当が確認をいたしております。

○8番（鈴木美代子君）

ここで役場の方は適正に処理していると言うんですけども、地域の住民の人に話を聞くと結構違う答えが返ってくるんですけども、もう一回聞きます。廃鶏の処理はきちんとやっているの、それを確認していますか。業者はきちんと明言していますか。

○産業振興課長（天木孝利君）

廃鶏処理ということで、鈴木議員のおっしゃる廃鶏が死亡鶏とちょっと勘違いしてみえるかなと思います。廃鶏というのは、あくまでも卵を産まなくなった鶏を入れかえるということでの廃鶏でございますので、それにつきましては、該当の業者につきましては、岡崎の業者が取りに来まして、それを引き取っておるという状況でございます。

鈴木議員のおっしゃる死亡鶏の処理につきましては、処理機ということで、1日当たり大体70から80ということで、この間説明させていただいたとおりなんですけど、それについても、うちのほうも県と一緒に巡回指導のほうをさせていただいております。その中で、この機械で処理しておりますということで一応中身についても確認をさせていただいております。

○8番（鈴木美代子君）

私も何遍も質問していますから、今言ったのは死亡鶏じゃないですよ、廃鶏は。もちろん卵を産まなくなった鶏の処理を、廃鶏のそういう機械に入れてやっているんですかね、廃鶏を処理する機械に入れて。何かそういう機械があるということですよ。

○産業振興課長（天木孝利君）

死亡鶏のことですね。廃鶏のほうは、あくまでも食肉にしたりするということで、何万羽も業者のほうも持ってきますので、飼育中に死亡鶏がどうしても発生します。その死亡鶏の処理について処理機において養鶏事業者が処理をしておるということでございますので。

○8番（鈴木美代子君）

そうすると、廃鶏については、卵を産まなくなった鶏については、そういう業者が持っていくというよりも、欲しい人にはその家の農家の人が分けるということもあり得るわけですか。

○産業振興課長（天木孝利君）

それこそ戦前戦中のころの廃鶏の扱いとしてはそういったようなこともあろうかとは思いますが、現在の養鶏業において、そういった自分で食べる食用に回すとか、そういったことは一切ございませんとっております。同僚議員で養鶏業をやってみえる方もおみえですけども、その辺については、廃鶏についてはあくまでもそれとして、商品としてやはりそれも販売するというような格好になりますので、それも非常に養鶏業においてのあくまで大きな収入の一部になるかと思っておりますので、そういったことはないというふうに思っております。

○8番（鈴木美代子君）

そうすると、今、皆さんも御承知のとおり、フィールとかカインズに行くと、すごい養鶏の臭いにおいがするんですけども、そういうふうにきちんと適正に処理しているのに何でにおいがするのか不思議でならないんですよ。私は一応自分で、自費で三重県の多気町のコケコッコー共和国というところにも視察に行って、そこでいかににおいが出ないように苦労しているのを見してきました。そこでは、名前までは覚えていないですが、餌にある程度の薬をまぜたり何か一定のことをやっていて、やっぱり割高になるかもしれないけれどもやっているんですという話を聞いたことがあるんですけども、そういうことを考えて養鶏業者にもきちんと自覚を持って、幾らお金がかかっても一定のにおいのある程度減らすことができればと思うんですけども、いかがですか。

○産業振興課長（天木孝利君）

餌ににおいのものをまぜるということにつきましては、事業者、特定の名前ちょっとあれなんですけれども、につきましても、今から20年ほど前で平成7年ぐらいだったと思います、美浜町でEMが盛んになったところなんですけれども、それについて一度ちょっと取り組んでいただいたことがございましたが、余りいい結果じゃなかったということで、先ほど鈴木議員がおっしゃいましたコケコッコ村や何か、飼育体制といいますか、結局は鶏ふんの発酵のどういうふうにやるかということになります。堆肥化するのにそれ自身がやはりまだ本格的な設備を投資していけば改善ができる点は実際にはあろうかと思います。それにつきましては、あくまでも経営の判断でございます。それが、後継者の方が、現在もう社長になってやられております。今はとりあえずはウインドレスによる密閉化、まずそれを第一に考えて、ほとんど今年度で大体、鶏舎についての密閉化が終了するということを伺っております。その後、そういったものについても検討していただけるように粘り強く指導のほうはしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○8番（鈴木美代子君）

鶏舎のウインドレス化については、本当に町職員の指導もよくて、もうこれで全部ウインドレス化になったということで大変ありがたく思っています。あとは、本当に何とかして少しでもにおいが楽になればと思って、地元の人も物を言わなくなりましたね、余り。経営者がそうやって努力をすれば確かに地元の人もわかってくれるんですが、ただ、においだけはどうすることもできなくて、みんな顔を見合わせては、においが臭いねという話になるんですけれども、ぜひこれからも粘り強く、堆肥舎の問題もありますから、ああいうところでおいが出なくなるような方法を一生懸命考えてやっていただきたい。若い経営者にかわったということで、それも一生懸命やると、みんなが協力してくれるよということで、励ましながらぜひやってほしいと思います。よろしくお願いします。

介護保険の話に移ります。

介護保険ですけれども、介護保険については私が以前質問したときに、要支援1・2の人が220名ほどと言われましたけれども、この間、地域包括支援センターにも行ってきて、4人、正職のケアマネさんに話を聞きました。ケアマネさんが言うには、来年の4月から総合事業に変わるということなんです、利用者からいつから変わるんだ、どういうふうになるんだとしょっちゅう突っ込まれるんだけれども、町からはどういうふうになるという話が一言もない、心配しているということでしたけれども、何もケアマネに相談なしでいいんでしょうか。

○福祉課長（西田林治君）

包括支援センターの職員とまだ相談なしということでございますが、包括支援センターとはどうしてこうということは、具体的じゃないですけれども、どうすればいいと思うかという投げかけはしています。ただ、包括支援センターの職員のほうからは、町が決めることだというふうなことで、げたを預けられたような格好に、町の方針だからというふうなということになっております。それで、我々のほうで独自でいろいろ考えさせていただいて検討した結果、先ほど町長が申し上げたように、今現在では238名の方のうち121名の方が介護保険を使用していますので、その方たちにはとりあえずは介護保険事業者のほうに引き続きお願いしていくということを考えております。

以上でございます。

○8番（鈴木美代子君）

地域包括支援センターのところでは、ケアマネさんが160名の要支援1・2の人を抱えて、1人当たり40名分が担当だということで大変だということを聞いてきました。業者も幾つか名前を聞いてきましたが、町の総合事

業に来年の4月から変わるということなんですけれども、財源はどうするんですか。財源はどうなっていますか。

○福祉課長（西田林治君）

財源については、同じく介護保険の中でございます。今まで変わる変わるといっても、保険給付費から外に出ると。あくまでも今やっている介護保険の中で、いろんな介護予防事業だとか、今でも包括支援センターも介護保険のほうの費用でやっています。そういうところのほうの中に総合事業ができると。保険給付費の中から外れるという予算の組み替えというふうに考えていただければ結構だと思います。

○8番（鈴木美代子君）

そうすると、財源の問題は、総合事業に変わったとしても、今までと全く変わらないということですか。

○福祉課長（西田林治君）

今までと全く変わらないということではありません。当然これをやる目的に国のほうは介護保険の保険料を抑える目的があります。ですので、これ以上介護保険が無尽蔵にふえていっちゃうと保険料も无尽蔵にふやさなければならぬということがございますので、総合事業に変える目的の中に、その地域の規模に合った総合事業用の予算枠が決まってきます。その決まってくる中の金額を見越して町はその総合事業で何とかやりくりしてこいというふうなことでございまして、全く一緒というわけにはまいりません。よろしくお願いします。

○8番（鈴木美代子君）

ということは、全く一緒ではないけれども、困らないということですね、財源的には、町が特に。国から回ってこないから町が単独で出さなければいけないということはないわけですね。わかりました。

最後に、浄化槽の問題に移りたいと思います。

もうあと時間はありますが、浄化槽の問題で、合併処理浄化槽の新しい、建てたところに法定検査というのが来ているんですね。これを借りてきたんですけれども、法定検査の中には、はがきでこうやって通知があつて、ここに合計金額6,000円を用意しておいてくださいよということが書いてあつて、そういう法定検査というのは水質検査だとか主にそういうものがあるということで、大して保守点検と内容的にはそう変わらないんですけれども、どうして保守点検のほかにこういう法定検査を受けなければならないのでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

これにつきましては、町長の答弁にもございましたけれども、一義的にはまず浄化槽法という法律に義務づけられております。なぜかといいますと、浄化槽というのは微生物の働きを利用して汚水をきれいにするんだということが基本的な構造になっております。だとすれば、適正な維持管理を怠ってしまいますと浄化槽のいわゆる機能が低下してしまうと。となると汚水が十分に浄化されないまま排出されてしまうということがございますので、維持管理に係る検査が必要であるというふうに義務づけられております。

○8番（鈴木美代子君）

適正な管理といっても、保守点検を年に4回もやって、清掃もちゃんとやって、水の関係のそういう検査は同じことを何遍もやっているという感じが私たちはするんですね、見ていると。それよりも何よりも……、話を聞いているの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木美代子君）

ちゃんと私一生懸命質問しているんだから聞いていてくださいよ。

〔「はい、済みません」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木美代子君）

保守点検やそういった11条検査も7条検査もほとんど一緒なんです、やっていることは。確かに名目をいろいろつけてありますけれども、一緒です。そしたら、こういう法律があるから法定点検もせならんじゃなくて、やっぱり法律は人間のためにあるものですから、実際やってみて、やっぱり同じことを繰り返すような検査は必要じゃないかとは私は思います。だからこそ法定検査じゃなくて保守点検や清掃をやれば法定検査は私には必要ないと思うんですが、法定検査をやる家をどうやって薬剤師協会がピックアップしてくるのかと、それが疑問でなりません。町のほうで、そうした合併処理浄化槽を設置した家を、県の補助金も受けていることだから、そういうところを教えてあげるんですか、薬剤師協会に。

○環境保全課長（岩本健市君）

合併処理浄化槽の法定点検につきましては、私どもが行っております合併処理浄化槽の補助金の中で、実績報告の中で法定点検を依頼したというものを添付していただいて、それをもちまして事業の完了という形でおりますので、合併処理浄化槽の補助金の対象者についてはおおむね100%法定点検がなされているというふうに思っております。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

もう時間ありませんが、この法定検査は、みなし浄化槽といって、単独浄化槽にもやれと言っているんですよね。私は必要ないと思いますけれども、単独浄化槽もやれということですね、浄化槽法によると。そうじゃないんですか。だから、私はきちんと保守点検や清掃をやっておれば法定検査は必要ないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（森川元晴君）

簡明に。

○経済環境部長（竹内康雄君）

鈴木議員のお考えはあろうかと思います。ただ、私も行政の職員といたしましては、法の趣旨にのっとりまして、これは粛々とやっていかざるを得ません。法と違ったそれを我々行政の職員がみずからやるということはありませんというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔8番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、7番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は質問をしてください。

〔7番 山本辰見君 登席〕

○7番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。傍聴の皆さんもお疲れさまでございます。日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、順次質問をいたします。当局の皆さんの明快なる答弁を求めるものでございます。

きょうは、都市計画税に関連する事業、この幾つかの問題点について、1点に絞り質問をいたします。

1点目は、美浜町の都市計画税は昭和53年に条例が制定され、税の徴収はたしかその翌年、昭和54年度から開始されたと思います。上野間の駅前の区画整理事業がそのスタートだったのではないかと、区画整理事業が幾つかのところで取り組まれて、そのほかの事業がありますけれども。ところが、最近取り組まれている都市計画事

業というのが果たして、長年都市計画税を負担してきている市街化区域内の皆さんに対して、税を還元というよりも、事業として還元できているのでしょうか。

具体的に指摘しますと、例えば私は野間地域ですけれども、下水路があります。しかし、そのほかの事業は何ら展開されておりません。これまでどんな事業が取り組まれたのか。そして、特に野間地域では都市公園が一つもありません。

2点目は、都市計画税を負担している市街化区域内の住民の状況、特に先ほど紹介した区画整理をやったような比較的新しいところは別にして、旧市街地の中、とりわけ高齢者の世帯の多くなっている地域と、あるいはその方たちの経済的な状況を当局はどう認識しているんですか。

率直に言わせていただくと、滞納者はそんなに数多くありませんけれども、本当に苦勞しながら固定資産税、都市計画税を負担している。とりわけ国民年金だけの方は、もと農業をやっておった方は、面積も広いですし、100坪、200坪、そういう方たちは本当に苦勞して払ってくれていると思います。ところが、その実態から見ますと、今、町が進めようとしている交流拠点整備だとか交流人口増といった、後で列記しますけれども、これらの事業が、本当に都市計画税を払っている住民から見たら、まるっきりかけ離れていると私は問題点を指摘したいと思います。

3点目は、現在計画されている総合公園グランド拡張事業、今、27年度はとまったわけですがけれども、総額では11億4,000万円の事業となります。この事業での都市計画税の負担はどんなぐあいになっているのでしょうか。

あわせて、今から計画しようとしている奥田駅前、とりわけ東側開発の運動競技場、陸上競技場、サッカー場のこの開発事業は27億1,000万円の事業と聞いております。ここでの事業での都市計画税の負担の見通しを示してください。とりわけたくさんの町債、借金をつぎ込んだ事業でございます。この町の借金の返済のめどは、いつごろ終了することになるのでしょうか。

4点目は、今の知多奥田駅前開発はさまざまな課題を抱えているように思います。私は、率直に言って、この事業は進めるべきではない、こういう立場でございます。仮にもこの事業が展開されるにしても、山王川がこの地域の中心を通っておりますけれども、この改修がなされない、いわゆる大前提でないと、きょうのような大規模集中、きょうは短時間でしたけれども、大規模な集中豪雨等があった場合、その河口に近いほうの旧市街地の方、以前も実際床上浸水、そういうこともありました。しかも、ここの地域は、いわゆる調整池のような意味合いを持っている地域だと思いますけれども、その課題はどうでしょうか。

現在では、東側のみの開発計画ですがけれども、西側への展開は見通しがあるのでしょうか。すごく心配しているところでございます。

5点目は、今、美浜町が抱えているいわゆる人口減少、これを解決するためには、私は公園整備や交流人口の対策よりももっと急がなければならないのが、住民が今暮らしてみえる市街地を本当に暮らしてみたいと思える、住んでみたいと思える、そういうふう to 改善することこそ優先されるべきではないでしょうか。

神谷町長も提起していますけれども、いわゆる旧市街地再編整備計画、これらの事業のほうを真っ先に展開すべきではありませんか。本当に防災もそうですし、火事とか何かあったときでも、すりかわれない、逃げられない、あるいは小さい消防自動車も入れない、そういうふうなところを改善しないことには人口がふえる状況にはならない、こう思うわけでございます。

そして、今のような公園整備、交流人口をやっておいて、先ほども指摘しました、同じ質問になっちゃいますけれども、知多奥田駅前西側のほうは、本当にいつになったら住民の要望に向いていくのか、甚だ疑問であります。

最後になります。

私は、昨年の町議会選挙に出るときに、公約の大きな柱として都市計画税の見直しを掲げて町民の皆さんに訴えてきました。一定の支持をいただいたと思っております。これは私の公約というよりも、地域の方々、とりわけ旧市街地の方々の本当に苦しい状況をお聞きして、何としても見直していただきたい、こういうことでございました。

神谷町長も、選挙の公約の大きな柱の一つに都市計画税の見直しを掲げました。今の状況では、その約束を投げ捨てたのではないかと私は受けとめます。いわゆる税金ありきで、町民の皆さんからいただいた税金はもう使ってしまったと、こう映っているように見えてしまうがありません。神谷町長は、この都市計画税の見直し、率直に削減をどのように計画しているのか、お伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上で終わらせていただきます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず初めに、都市計画事業のあり方についての御質問の1点目、これまで取り組んできた都市計画事業は都市計画税を負担している市街化区域内の皆さんに還元できているかについてでございますが、本町の都市計画税は昭和53年ごろから市街地で本格化してきた都市公園や都市下水路等の事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、昭和54年度から課税し、市街化区域内に土地や家屋を所有されている方に納税をしていただいております。これまで都市計画税を充当し、実施した都市計画事業といたしましては、都市下水路11路線を初め、都市公園20カ所、街路2路線があります。また、組合施行による土地区画整理事業6カ所の事業費に対する補助金としても都市計画税を充当しております。

議員御指摘の野間地区における都市計画事業については、過去、土地区画整理事業実施の声がありましたが、地域の事情等により実現には至らず、都市公園が設置されなかった経過はあるものの、都市下水路の北向井下水路、若松下水路及び下高田下水路、3路線の整備を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、都市計画事業とは、まちづくりを中長期的な視野に立って市街化区域等を一体として整備していくものでございますので、一地域の視点ではなく、町全体のバランスを考慮し、事業を推進するため、都市計画税を充当させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、都市計画税を負担している市街化区域内の住民の状況、特に高齢者世帯の経済的環境をどのように認識しているか、その実態と住民要望からすると交流拠点整備・交流人口増を対象とした事業はかけ離れていないかについてでございますが、まず高齢者世帯の経済的環境については、町単独で調査したものはございませんが、内閣府の平成28年版高齢社会白書によれば、60歳以上の高齢者の経済的な暮らし向きについて見ますと、「心配ない」と「家計にゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」と感じている人の割合はそれほど低くなっておりません。もちろん全てが本町に当てはまるとは思っておりませんし、高齢者の同居等の生活形態にも大きく左右され、一人一人経済環境に大きな違いがあることも承知はしておりますが、本町の状況のみが白書と大きくかけ離れているとは考えてはおりません。

また、さきの定例会においてもお答えいたしました、この交流拠点整備事業は、地域住民の声でもある地域の活性化、駅利用者及び地域住民の利便性の向上に結びつくものであり、決して地域住民の要望からかけ離れているとは考えてはおりません。

次に、御質問の3点目、現在計画されている総合公園グランド拡張事業及び計画予定の知多奥田駅前運動競技

場開発での都市計画税負担の見通しはについてでございますが、現在のところ、総合公園グランド拡張事業の概算事業費を約6億6,000万円、知多奥田駅前開発事業の概算事業費を約27億円としております。これらの事業の財源として、国庫補助金約15億7,000万円の歳入を見込んでおり、ほかに都市計画事業債約10億円と都市計画税を充てる予定をしておりますが、この起債の償還は、3年据え置きを含め、15年返済の場合には年9,000万円ほどの返済となります。

都市計画税の歳入については、現在、年約1億9,000万円で、今後減少傾向にあり、平成36年度には1億5,000万円を割ると見込んでおりますが、この2つの事業を初め、現在進めている事業や今後予定している事業を考察いたしましても、都市計画税の歳入額の範囲内で進めることが可能であると判断はしております。

あえて一言申し上げたいのは、総合公園グランド拡張事業の約6億6,000万円と知多奥田駅前開発事業の約27億円は現時点の計画による概算事業費であり、決して決定したものではありませんので、御理解をお願いいたします。

今後も、施設の見直しや費用対効果の面からも精査を進め、事業費の縮減に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の4点目、山王川の改修と奥田駅前開発計画の抱える課題はどうなっているか、また西側への展開はについてでございますが、まず集中豪雨時の対策等についてお答えいたします。

昨年の台風18号の襲来時に、満潮時と重なったこともあり、この地域一帯が冠水し、地域住民が被害の発生を心配されたとお聞きしておりますが、これまで河川の未整備の地域で施行された土地区画整理事業や民間住宅開発と同様に、調整池等の防災施設を整備することで、旧市街地への被害の発生はないものと考えております。

なお、県では、今年度から山王川の整備方針、整備計画の策定に着手していただいております。

また、本町においても管理者となる県に対し改修の鋭意要望を行っておりますが、事業に当たっては過去の被害状況、地域の開発状況や土地利用動向等を踏まえ、重要性や優先性などを見きわめ、実施しているとお聞きしております。この事業の実施が山王川の改修や知多西部線の事業促進につながるものと考えております。

次に、西側への展開の見通しについてでございますが、この地域は土地区画整理事業により住宅地や商業施設等の生活利便施設用地の確保を考えておりますが、近年の地価が低迷する等の社会情勢ではこれまでの保留地処分が期待できず、現時点では事業化が難しいと判断をしております。

今後においては、地価変動等にも影響されますが、東側の公園整備とともに、運営の面において、公園施設及び観光資源を有効活用し、関係団体等との連携を図りながら、広域型、滞在型、交流型などのさまざまな施策展開を模索し、この地域の交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげることが西側への開発の展開に結びつくものと考えております。

次に、御質問の5点目、人口減少問題解決のためには、公園整備や交流拠点对策より、住民が暮らす市街地の改善が優先されるべきではないかについてでございますが、町においては、現在、全庁挙げて人口減少問題に対し取り組んでおり、ここでは一例として、都市計画税を財源とする都市計画事業についてお答えをいたします。

本町では、これまで都市下水路、都市公園及び街路の都市計画事業と土地区画整理事業に対する補助を行ってまいりました。この生活基盤の整備のいずれも快適性の高い生活環境を創出するもので、住民や地域にとって必要不可欠な事業であると考えております。

今回、実施を予定している総合公園グランド拡張整備、奥田駅前開発整備についても、同様に住民サービスの向上や地域の活性化を図る事業であります。

また、あわせて避難所用地の確保や防災備蓄倉庫などの防災施設の整備を行うことにより、より安心して暮ら

せるまちの形成を目指すものであります。議員の言われる暮らしてみたい、住んでみたいまちづくりに結びつき取り組みであると考えております。

同時に、今年度着手しました既成市街地整備事業や空き家対策事業につきましても、旧市街地の改善を図る目的で進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の6点目、町長の選挙公約の一つに都市計画税の見直しがあるが、どのように見直し・削減を計画していくかについてでございますが、私も町長就任前は、都市計画税は地方交付税や国庫支出金などの依存財源と違い、町が課税権や税率決定権を持つ自主財源であることから、見直しの考えを持っておりました。しかし、人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、旧市街地への定住・移住を促進させるため、選挙公約の一つとした旧市街地再編成事業を初め現在進めている事業は本町にとって重要な施策と考えており、これらの事業を推進する上で都市計画税は貴重な自主財源でありますので、少なくとも現時点では見直しは難しいと判断をしております。

しかしながら、グラウンド拡張整備事業で計画されていた文化ホール建設の中止や野球場を1面にするなど、費用対効果も検討し、計画の見直しに努め、建設費の削減を図ったところでございます。

今後、継続している事業の完了や中長期視野に立って必要な都市計画等の事業量あるいは充当額等を総合的に勘案した上で、見直しが必要と判断した場合には、議会の皆様と協議しながら税負担のあり方について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○7番（山本辰見君）

これまでの都市計画税を使った区画整理事業による住宅開発、あるいは下水路の整備など、一定の期間は、私は美浜町の発展のために寄与してきたと思っています。しかし、神谷町長にかわる少し前から、そういうことでは総合公園、特に遊歩道の整備事業とか、これは8,000万円から使っています。都市計画税を実際に負担している人たちが、国の補助があるとは言いながら、その人たちの財源で進める事業とはかけ離れていませんか。それぞれが住んでいるところの都市公園ではなくて、大きい図書館の横のグラウンド、公園、遊歩道にしたって、利用する人は今都市計画税を払っていない地域の人たちもみんな平等に使うんですね。利用料を割引くわけでもなんでもありません。そういう面では、特に車でないと出かけられないところの公園整備がほとんどです。ということになりますと、先ほど高齢者の方々は苦労しながら払っていると言いましたけれども、実際は国民年金の人たちはどうでしょう。いわゆる勤めておった方が年配になったときは多少国民年金の人とは違いますけれども、そういうことでいくと都市計画税を負担している人たちとかけ離れているというのを率直に思いますけれども、そういう点でいかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

都市計画税の用途だということだと思います。

まず、遊歩道も御質問の中にございました。遊歩道につきましては、以前何度も御質問いただきまして、町の総合公園の計画、その中の最終的な一部だというふうで御説明させていただいております。そういったところで都市計画税の充当をお願いしたいというふうで、これまで何度も議会のほうでも御答弁させていただいております。

また、都市公園の関係でございます。例えば、先ほど御質問にもございました野間地区にはなぜないのか。本町では都市公園につきましては、今までは区画整理事業において都市公園を設置していただきました。今後におきましては、今、既成市街地再生整備事業、空き家事業を行っております。そういった中で、例えば空き家の利活用、そういった面で、例えば空き家の土地がもし町のほうで取得できれば、そういった場所でポケットパルク的な小公園、そういったものも一度検討課題、これは既成市街地のほうも同様でございます。都市公園につきましては、今後は各集落内でポケット公園的なものも建設していく予定、そういった課題を今持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

私は都市公園そのものを否定しているつもりはありませんし、都市公園に都市計画税を使ってはまずいということを行っているわけではありません。そうではなくて、これまでの例えば上野間の稲早公園とか新栄の川田、それぞれのところ、住んでいるところに都市公園を1つずつ整備していった、率直にいいますと、おじいちゃん、おばあちゃんが乳母車で小さい子を、そういう公園に使う。これが、いわゆる住んでいるところを整備しながらそこには公園を確保しなさいよということではいいんですが、今考えているグラウンド拡張事業にしろ、それから奥田の駅前には都市計画を今から申請して新たに都市計画税を使える事業にしようということでございます。

先ほど、私何度も言っていますけれども、市街化区域の人たちの住環境、一方であるんですが、それもやりまうと言いつつ、今の計画ではグラウンド拡張をやって、奥田駅前やって、その次です。ですから、もう今から10年、15年先のことになります。今高齢者の人たち、私でももう65ですから、10年、15年というたら、もう80に近くなります。今70歳の人たちが、どうなんですか、都市計画税をずっと払ったけれども、自分とこには、きつく言うと、見返りが無い。しかも、例えば奥田の東側駅前開発は、奥田の人たちから見たら、飛び地ですよ。ばさっと田んぼや山が残って、飛び地。そこが自分たちの暮らしているところと、本当に広がって駅前がよくなったということになるのか、すごく疑問でございます。そのところをちょっとお願いします。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、奥田駅前東側の開発の関係でございます。

地域の住民が望んでいないというお言葉がございました。ただ、第5次総合計画、それを策定するに当たりまして、各地区にて住民参加によるワークショップ、これを実施しております。その中の抜粋でいきますと、まちづくりの具体的なアイデアというふうで住民の方からは今後の奥田地区のまちづくり、交流機能を高める駅前施設の整備、文化・スポーツ施設の整備という声も上がっております。また、第4次の総合計画までさかのぼります。そうしますと、そこでももちろんワークショップを行っております。そこでの住民の方の意見でございます。奥田駅前には何も無い、発展がない、奥田駅前の開発を望むという声も多々上がっております。こういった住民の声もあるということも御承知いただきたいと思います。

○7番（山本辰見君）

先ほど、町長の答弁の中にグラウンド拡張事業を見直したと、野球場、サッカー場を1面減らしたと、面積を小さくしたということを発言されました。しかし、その時点で、そういう発言をしている段階で奥田の駅前のことは一言もありませんでした、率直に。選挙のときもなかったと思います。片方で減らしたサッカー場を新たに作る。運動競技場、また新しい課題ですけれども、一般の人から見たら、グラウンドはふやす、奥田にはまたつくると。だけど、おらの住んでいるところには、おらと言って、きつい言葉をしましたけれども、何もつくってもらっていないということでいくと、公園整備そのものが、私は駅前開発を何もやらんでいいとは言いません。だけど、それは都市計画税を払っている人たちから見たときに、率直に一番近い奥田の地域の人から見たときに

飛び地でいいのだろうかというのが本当に疑問でございます。

それから、もう一つ、次のことで、先ほど町長は、この事業は27億円ぐらいかかる事業だけでも、国の補助もある、町債10億円ぐらい、それから都市計画税をつぎ込むと。今説明にあったように、以前、二、三年前は2億円あったこれが、28年度では1億8,000万円、多分グランド拡張事業が終わる七、八年後には1億5,000万円まで減ってきます。先ほど紹介があったように、9,000万円ぐらいの町債へのいわゆる借金の返済に充てる。残り5,000万円ぐらいですけれども、それを、5,000万円あれば、いろんな事業が展開できるというような言い方をしましたけれども、実際にグラウンドの拡張、奥田駅前のここで使った町債の返還、償還が終わるのはいつになるんですか。

○都市整備課長（石川喜次君）

グラウンドは6億6,000万円と事業費を見込んで、あと奥田の駅を27億円と見込んで資金計画を持ちますと、46年に償還が全て終わります。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

先ほど、部長のほうからは旧市街地再編計画のさまざまな事業も展開するということでしたけれども、旧市街地再編事業、これがどんな構想があって、そこに都市計画税は投入できるのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

旧市街地整備事業、今年度、予算を認めていただいて実施しております。まず、今年度実施する項目でございます。まず、地域の実態調査を行います。例えば道路の関係、一番のポイントは道路だと思います。狭小道路……。

〔「都市計画税の関係」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（斎藤 功君）

都市計画税につきましては、この旧市街地整備事業、さまざまなモデルがございます。そういった中で、都市計画事業が採択できる事業も限られてきております。今年度の業務委託の中で都市計画税、町としては何とか都市計画税を充当したいというふうに考えておりますので、その辺の調査もあわせて今年度実施する予定でございます。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

今の答弁では、例えば道路1本つくるにしても非常に難しいのではないかなということを思うわけで、心配しているところです。

もう一つ、先ほど調整池の山王川の改修のことがありましたけれども、この奥田の東側開発が、駅前開発、4.8ヘクタールの規模でございます。5町歩ぐらいですね。あそこに今、さっき町長が調整池をつくるからいいんだよということですが、この4.8ヘクタールに例えば10センチの集中豪雨が降ったとします。たまたまあそこですと稲刈りが終わったら多分水が流れるようにしちゃうと思うんですけれども、4.8ヘクタールで10センチ、15センチの水を率直に受けとめられる低い土地、山王川があふれても住宅のほうまで行く前にいわゆる保留というのか、水を蓄えられるところだと思いますけれども、ここを全面開発した場合は当然、ほとんど固い芝生じゃなくて、一部グリーンの施設もあると思うんですけれども、その水が一気に山王川に流れ込むということになるかと思います。どういう排水路をつくるかわかりませんが。

山王川の改修のことに先ほど少し触れましたけれども、皆さん御存じのように、国道の橋もそう広くない橋な

のに真ん中に柱が1本あります。それから、もう一つ入った、あそこ山王橋というのかな、そこもやっぱり10メートルあるかないかのところで、真ん中に柱が1本あります。それから、ケーキ屋さんのところには川の中に大きなこういうブロックがあるとか、そういうことも含めると、一気に集中豪雨が来たときには流れない今の構造になっていると。内部のほうの拡張だとか、高さを上げるとか、そういう問題もあろうかと思いますが、先ほど計画を今から立てると言いますが、実際の計画はどの程度までお聞きしているんですか、県の改修計画は。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、調整池の関係でございます。調整池につきましては、午前中の河和台の調整池、そのときも答弁させていただきました。ある程度の開発、そういった開発を行う場合には当然、調整池が必要になってきます。そうしますと当然、基準もございます。それに沿った調整池を設置していくと。また、グラウンド部分も多少高低差をつけまして、グラウンドも調整池の一部になる、そういったことも今検討しております。

あと、山王川でございます。今、山王川の整備方針、先ほど町長の答弁で、今年度から山王川の整備方針、整備計画の策定に着手していただいたと。当初は整備方針、今年度は県は整備方針のみの予定でございました。ただ、町としてはこういった奥田東の開発計画があるということで、県のほうと協議を進めていく中で県も整備計画の策定につきましては1年前倒しで行っていただいております。このように、山王川流域におきまして、町の土地利用、そういったものがあれば当然県もその辺を勘案して計画のスピードもアップしていただけるというふうに担当としては思っています。

また、河川改修の予定でございますが、あくまでも下流のほうからというふうには県からは伺っております。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

下流のほうということでしたけれども、私先ほど指摘した国道の橋の改修なんかも含まれると思いますけれども、長さ的には、ここの開発、いわゆる役場のほうへ来る旧道というか、県道、そこまでと結構な距離があると思うんですね。この奥田の駅前開発、具体的には図書館のほうのグラウンド拡張の土を持ってくるということですが、どの程度かさ上げする計画になるんでしょうか、今の段階では。

○都市整備課長（石川喜次君）

奥田駅前の開発整備計画につきましては、今、地元といろいろ協議を重ねておりまして、まだ整備計画が決まっておりません。ですので、グラウンドの拡張においては10万立米ほど土砂が出るんですけども、それをどれだけ持って行って、どれだけ埋めるかという計画は今年度固めたいと思っております。

○7番（山本辰見君）

正式に決まっていなくても10万立方がどのぐらいの高さになるんですかということをお聞きしたかったんです。30センチ上がるのか、50センチになるのか、1メートルなのか。その辺は、全体としては出ると思うんですけども。

○都市整備課長（石川喜次君）

奥田のほうの区域は今、河川を含めずに7.6ヘクタールの区域を想定しておりますので、10万立米ですので1.2メートルぐらいですかね。1メートル埋めれば7.6万立米になりますので、そのくらいになろうかと思います。

○7番（山本辰見君）

私、間違って、4.8というのは間違いでしたか。7.6。はい、失礼しました。

あと、もう一点、最後の都市計画税の見直しの問題、もう少し質問したいと思います。

実は、都市計画税、今いわゆる固定資産税と並んで、固定資産税が1.4%、都市計画税は0.3%、これが法律で上限となっていますけれども、全国的には実は0.25、0.2あるいは0.1%も含めて見直しをしている自治体がふえています。言葉どおり都市計画税ですから、都市を形成していこうということに使えるお金だということですね。もちろんその中に美浜町が取り組んできた下水路あるいは区画整理、それも含まれると思いますけれども、極端に人口が減少している今の美浜町で、これを見直ししないでずっと、0.3%皆さんからもらっているんだからいいということではないんじゃないかと。町のほうで、もっといい意味でのまちづくりをしようということだったら、まだわからんでもないです。ところが、やっぱり時代がうんと変わったと思います。愛知県と知多郡の5市5町の0.3%がどうなっているか、資料もらいましたんで、説明いただけますか。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、愛知県下で都市計画税を徴収しております市町村、54市町村のうち43市町村でございます。知多5市5町は、南知多以外は全て徴収しております。徴収の税率、例えば0.3%、この区域につきましては愛知県内では43自治体のうち32自治体、約74%が0.3%を採用しております。また、一番低いのが日進市の0.15、これが1市でございます。その他、0.2から0.28、この自治体が43市町村のうち10、約23%でございます。

都市計画税の徴収の税率は以上のとおりです。

○7番（山本辰見君）

今紹介ありましたように、愛知県の中でも都市計画税を取っているのが、ちょっと私が計算違っているといかんですけれども、79か80%、その中の0.3じゃないところが、私ちょっと計算間違っていたんですけれども、30%切るぐらい、4分の1ぐらいのところが0.3じゃないかと。これ全国的に見ますと、実は全国紹介するつもりはありませんけれども、ここに載っているのは、その県で何市町村あるかというの、もとの数字がないんで、あれですけれども、例えば東北のほうからいくと青森県は0.3じゃないところが100%です。岩手県も100%、宮城県が44%、秋田県は100%。秋田県なんかは取っているところ自体が2つの市だけですから、取っていないところがもっとあると。そういうことで、これは関東のほうにおいても、埼玉県では4分の1がそうです。群馬県あたりですと83%が0.3じゃないところですね。数字が一番低いところはやっぱり0.15とか、そういうところがあります。

そういう意味では、都会のほうに近いところで、いわゆる市街地を整備しようというところでも、見直しをしながら、その中でやりくりしています。愛知県の中でも、先ほど紹介あったように、南知多町、大分以前からも都市計画税を中止しました。でも、まちづくりをしっかりとやっていると思っています。そういう面では、町長は多くの事業を展開して、終わったら、それから考えるということでしたけれども、計画に入れてほしいんですが、どうでしょうか。

○町長（神谷信行君）

都市計画税の問題につきましては、本当に今までいろんな考え方や討議のほうもあったかと思います。私も、先ほど山本議員が言われるように、町長に立候補させていただくときに都市計画税の見直し、これも確かに掲げさせていただいております。そうした中で、私も今までの町の事業として、これが本当のまちづくりにつながっているものでなければ、あえて都市計画税自体を、皆さんが一生懸命働きながら、その中で捻出していただいている税として、それをやはり削減するなり廃止してもいいじゃないかという考え方も確かに持っておりました。

そうした中で、そのときに掲げさせていただいたものでございますけれども、私も就任させていただいて、そして新たな美浜町のまちづくりというものを計画させていただき、また私が就任する前からも計画されておったいろんな事業につきましても、これについても事業担当者と全て協議しながら、何とか都市計画税として押さえ

ることができないかということもやらせていただきました。

そうした中で、今、山本議員さんのほうが率の問題もお話をされておりましたが、私は率は現実的な問題ではないというふうに捉えております。当然その地域が、自治体がそういったまちづくりを、こういったまちづくりをしていくかという中で、これが必要であるものであれば、今私どもの0.3%でも、これは今までどおりの見直し方でもいいのではないかと思うし、また、うち自体がそういったまちづくりを考えずに、とにかく税源を減らすだけの考え方でいくのであれば、これは0.1だろうが0.2だろうが、また徴収しなくても、それはその町自体の考え方に沿って動いていけばいいのではないかなというふうには思います。

ただ、私としては、今の総合公園グラウンドというお話もありました。これはあくまでも第2グラウンドの代替地としての、これは皆さんの要望が上がっておる代替地としての整備を行っていかなくてはならないというお話も聞いておりますし、そうした中で、私は代替地としては余りにも規模が大き過ぎるだろうと。その中で、少しでも必要性の中のもっと精査をして事業の展開を図っていけばいいんじゃないのかということで、先ほど壇上で御説明させていただきましたように、縮減を求めて、もう一回事業費の計画等の見直しも行わせていただいております。

そして、また先ほど出ております奥田駅東前、この関係につきましても、ただ奥田駅前が本当に整備されればそれで済むのかという私は観点に立って、こちらに今取り組ませていただいております。これはあくまでも、今、奥田駅前が整備されることによって西地区の奥田を中心として西地区全体にこれが発展していけるのではないかと。先ほどの奥田駅西側、そしてこれが野間に続き、また上野間のほうにも広がっていくということで、あそこに投資することによっての大きな効果を私は期待しております。

そういったことで、今回も奥田駅東前の関係につきましては、いろんな先ほども御答弁の中にもありましたように、そういった経済的な投資効果、それと、あくまでも町のみが投資するのではなくて、今からは利用していただく人にも利用料だとか、そういったものも徴収を考えていき、そしてまた大学等との利便性の中で大学のほうとも話し合いを進めていき、そうした中で財源的な確保を今から進めていきたいと。そうした中で、町の持ち出しもいかに抑えていくかということも考えております。

先ほど、山本議員さんのほうからは、あるだけの税金を投資して使い切れればいいのかというような、使い切るつもりでおるのかというお話がありました。私は、決してそんなつもりは一つもございません。あくまでも、こうした税金をいかに有効に美浜町のまちづくりに充てて、そして皆さんが喜んでいただけるまちづくりができるかということを考えた中で、この都市計画税についても本当に精査しながら、また幅広く町内全域の皆さん方が喜んでいただけるようなそういったまちづくりをつくっていきたいというふうに考えておりますので、この辺は皆さん方にも御理解と御協力をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○7番（山本辰見君）

最後になるかと思います。

今る説明ありましたけれども、実は、率直に言いまして、大学と連携は、これは先ほど紹介あったように第5次総合計画の中にありますから、否定するつもりはありません。しかし、大学の方がほとんど利用するんじゃないかと思われるような構想の陸上競技場を中心とした施設、この事業を何で市街化区域の人だけの都市計画税をつぎ込んで、むしろ一般財源でやらなければならないような事業ではないかというのが率直な疑問です。それは、いわゆる市街化区域で都市計画税を払っている人たちの率直な気持ちです。

しかも、一部そこにグリーン広場というか、子供たちが遊べる遊具場とか、グラウンド拡張のほうの中には子ども広場のことは全然見えてきませんから、あつちにつくらんのだろうなと思っちゃうわけですけども、そうい

うことでいくと、奥田の駅前開発が、前回6月のときの答弁にも、この開発の目的に定住人口の増につながる基盤整備だと。運動競技場とサッカー場とグリーン、子供の遊具と定住人口がどうつながるのか、全然私には見えません。むしろ西側の住んでいるところとの連携、もちろん区画整理とか何かは非常に厳しい、難しいと思いますが、住んでいるところの開発、あるいは旧市街地の整備こそ急がなければ、そっちのほうが先でなければ、決して定住人口の増にプラスにはなっていない。ひょっとしたら合宿で旅館に泊まってくれる人たちはあると思いますけども、定住人口増につながる計画には思えません。

最後の答弁お願いしたいと思います。

○議長（森川元晴君）

簡明に。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、なぜ市街化区域の人のみが負担するかという御質問でございます。

これにつきましては、以前何度も御答弁させていただいております。まちづくりの中には、当然、例えば区画整理もございます。例えば河和台の区画整理、これに補助するときに、もちろん河和以外の方の都市計画税も充当してございます。そういった観点で、例えば美浜町市街化区域、調整区域と全く分けるのではなく、全体を町一つとして考えて町全体の活性化を図っていくというふうで都計税の充当のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔7番 山本辰見君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩にしたいと思います。3時5分再開ということでお願いいたします。

〔午後2時44分 休憩〕

〔午後3時05分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 横田全博君の質問を許可します。横田全博君は質問をしてください。

〔4番 横田全博君 登席〕

○4番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。本会議最後の質問者でございますので、気合いを入れていきたいと思いますが、当局のほうも気合いを入れて御回答よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

去る5月に河和区の議会報告会を同僚議員2名とともに開催し、町長、副町長にも出席いただき、活発な質疑応答で時間が足りないほどでした。どうもありがとうございました。その後のアンケートで、町の将来に不安を抱いておられる方が多くいらっしゃいました。

町の将来像につきましては、第5次総合計画が策定され、それを念頭にまち・ひと・しごと創生総合戦略2015が策定されました。その中の人口ビジョンで将来人口を推計しております。美浜町の2015年の人口は2万4,200人に対し、10年後の2025年は2万2,000人前後と10年で2,000人減。さらに、20年後の2035年は2万人前後と20年

で4,000人減となっております。特に25歳から65歳の減少は、15年を1とした指数で、25年は0.947、35年は0.828となり、それが個人住民税だけ見てみましても、15年をゼロとしますと、25年は4,550万円、35年は何と1億4,000万円の減少が見込まれております。また、出生率に影響がある20歳から44歳の女性比率は、15年の15.4%に対し、25年は14.1%、35年は12.5%となり、それぞれ670名、1,360名減となっております。

この厳しい現実を踏まえ、それに対応すべき町長の2度の施政方針から主な施策の進捗状況等の質問をさせていただきます。

1 番目、奥田駅前拠点整備事業は、駅周辺の基盤整備とともに、交流拠点としておりますが、交流の対象は誰を想定しておりますか。

2 番目、西海岸に比べ、厳しい状況の河和・布土・河和南部の活性策はありますか。

3 番目、観光振興策として、日帰り型から宿泊型に誘導するとしておりますが、具体的にどのように取り組んできましたか。

4 番目、モデル事業として英語教育を布土小学校の全学年で2学期より実施予定とのことですが、その結果をもとに、町内全小学校へ拡大実施するのでしょうか。

以上、4点の質問をしましたが、冒頭に上げました美浜町人口ビジョン2015からうかがえる現状と目指すべき将来の方向性に掲げられている出生率の上昇、転入者を定住化へ、転出者の抑制、交流人口の増加を促す魅力ある地域づくりから見ると、まだまだ物足りないのではと思ったのは私だけでしょうか。

そこで、元気なまちづくりのために、町長も施政方針で述べているように、町民全てが自分事として捉え、それぞれの立場でできることをする。いわばワン・フォー・オールの心でまちづくりに参加する。町民が主役のまちづくりが求められておりますし、また、そうしなければなりませんし、参加できる仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、参加の機会づくり、場をつくるために、1、まちづくりエンジョイぷらん等を拡充し、多くのイベント案を募集、後援する予定、計画はありますか。

2 番目、町民の参加を募るため、広報紙やメルマガを活用する予定、計画はありますか。

3 番目、外からのお客様をふやすために、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど都市農村交流事業や、地域資源活用プロジェクトへの高齢者の参加要請を行う予定、計画はありますか。

これらの事業を絶え間なく開催することにより、美浜の特産品をアピールしつつ、いつ行っても楽しい町、また行きたい町のイメージを描いてもらい、また一方では、農家のアドバイス付きのレンタル菜園や農地つき住宅の販売までが広がればと期待しております。

4 番目、地域の特性を生かして、泊まって楽しむ食と歴史のまちめぐりの企画とガイドの育成、組織化の予定、計画はありますか。

ふるさと歴史教室で勉強されている皆さんや味わい深い昔話をされる古老の方を案内係にして、旅館や飲食店とコラボしたカルチャー催事が今、世の中で人気が出ております。これらのイベントの多くは既に町内で開催されておりまして、新たなイベントも徐々にふえてきております。行政は何もかもやるということではなくて、調整の黒子役に徹して、それを各団体・グループの知恵と協力を得ながら、多くのボランティアさんの協力を得ながら、とりわけ全町民の29%を占める高齢者の皆さんが主力となって、より魅力のある催事へつなげていけたらと思っております。多くの皆さんが居場所を見つけ、笑顔がふえれば、それが町の活性化となり、地域間や世代間のすき間も埋めてくれるのではないかと期待を持っております。ぜひ実りある回答を求めます。

以上、壇上での質問を終了します。ありがとうございました。

○町長（神谷信行君）

いよいよ最後になりました。今まで6人の皆様方から本当に町を思いやる、熱意あふれんばかりの御質問をたくさんいただき、ありがとうございました。最後に、私どもとまた執行部のほうも力を入れて御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、町長が施政方針等で示された事業の進捗状況についての御質問の4点目、モデル事業として英語教育を布土小学校の全学年で2学期より実施予定とのことだが、その結果をもとに、町内全小学校に拡大実施することについてを教育長より答弁し、それ以外をお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町長が施政方針等で示された事業の進捗状況についての御質問の1点目、知多奥田駅前拠点整備事業は、駅周辺の基盤整備とともに、交流拠点としているが、交流の対象は誰を想定しているかについてでございますが、まず事業の進捗状況について申しますと、現在、奥田3区を初め、地域の代表者や議員の方々と計画内容等について協議を重ねており、この計画案がまとまり次第、地域住民と地権者の皆様への説明会を開催する予定をしております。

現時点では河川を含む区域の全体面積を約8.7ヘクタールとし、サッカー場を兼用できる陸上競技場と多目的ホールを附属するクラブハウス、遊戯広場や芝生マウンドを備える公園、耐震性貯水槽や防火備蓄倉庫等の防災施設、イベント等の会場として利用可能な芝生駐車場等の施設を想定したものを素案としております。

当該運動施設は、日本福祉大学との連携によるみはまスポーツクラブの活動拠点として、地域の方々の交流の場としての利用とあわせ、小・中学校のスポーツ競技会の場として、また新設される大学スポーツ科学部の拠点グラウンドとしての利用を見込んでおります。さらに、障害者競技会を初め、国際競技大会の招致等により、スポーツ等を通じ、町内外の子供から大人までの交流を対象としております。

また、公園施設については、高齢者の健康増進の場としての機能を備えた、町民同士の交流の場としての環境整備を目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、河和・布土・河和南部の活性化はあるかについてでございますが、少子高齢化による人口減少を食いとめ、町の活性化を図ることは、本町にとって最も重要な課題であると認識し、町全体の早急な対応策を考えているところでございます。少しでも人口減少を抑制し、活力のある町を維持するために、市街化区域内の未利用地などの宅地化促進と計画的な住宅地の提供や旧市街地再編整備、国道247号を初めとする主要幹線道路の整備、大型商業店舗の誘致など進めてまいりたいと考えております。

議員の言われる本町東部の活性化についてでございますが、まず、河和地区については、これまでも駅周辺や河和港総合観光センターの整備に力を入れており、引き続き充実させていきたいと考えております。また、住みやすい環境をつくり、定住促進につなげるため、今年度、既成市街地整備調査を実施し、旧市街地再編整備を検討してまいります。

布土地区については、地域の人口減少の抑制と活性化につながるように、旧布土小学校跡地の活用を検討してまいりたいと考えております。

河和南部地区につきましては、第5次総合計画の商業ゾーンの想定地域に、カインズ、フィールに続いて大規模な商店の誘致を図り、雇用と経済効果を期待したいと考えております。

人口減少によるさまざまな問題の発生が懸念される中、これから活力と魅力のある町を築いていくためには、地域の特性を生かすことが必要であり、そのためには地域に愛着を持つ住民の方々の協力が欠かせません。日ご

ろより住民の皆様には、地域の活動を初め、自発的な取り組みにおいて町の活性化に御協力をいただいておりますが、元気な住みよい町が実現できますよう、今後も引き続き御協力をお願いいたします。

次に、御質問の3点目、観光振興策として、日帰り型から宿泊型に誘導するとしているが、具体的にどのような取り組みでできたかについてでございますが、観光の形態が滞在型から日帰り型、体験型へと移行しつつある中、本町ではそれぞれの観光資源が点在している上、その連携が十分でない状況であり、観光振興の課題となっております。そうした中、体験型の観光とも言えるグリーンツーリズムでは、多くの参加者から美浜の自然や酪農、農業などを体験し、再び美浜に来ていろいろな体験をしたいなどと貴重な御意見をいただいているところであります。

今後のさらなる取り組み策の一つとして、美浜町観光協会の体制の強化がございます。観光資源を有効に活用する事業を展開する人的、組織的な整備を図るため、本年1月に名鉄知多奥田駅高架下に本町の観光窓口としての事務所を構えるとともに、行政からの自立を目指し、大手旅行者からの事務局長と職員を迎え、民間の手法による積極的な事業展開を図るべく動き出したところでございますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、元気なまちづくり事業についての御質問の1点目、まちづくりエンジョイぷらん等を拡充し、多くのイベント案を募集、後援する予定、計画はあるかについてでございますが、このまちづくりエンジョイぷらんは平成26年度に創設し、ことしで3年目となります。それまでのコミュニティー活動を支援するために実施していたまちづくり推進委員会交付金事業にかわり、住民の方が自由な発想で主体的に行う新たなまちづくり活動に対して、交付金により応援する制度として事業を実施しております。

本年度も、協働のまちづくり推進のため、それぞれ素晴らしいアイデアにより活動に取り組んでいる9つの団体に交付をいたしました。住民の方がみずからアイデアを出してまちづくりに参加していただけることで、地域が活性化され、とても意義深いものと捉えております。

今後は、各団体の事業の効果を精査し、継続が必要な事業にあつては事業の質を高め、発展させていくことができるようにすると同時に、新たにまちづくり事業に参画したいと考える団体にも活用していただけるよう、必要に応じ、要綱の見直しを含め、実施してまいりたいと考えております。また、エンジョイぷらんに限らず、地域の活性化に結びつく事業については、今後も応援をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、町民の参加を募るため、広報紙やメルマガを活用する予定、計画はあるかについてでございますが、まちづくりエンジョイぷらん等の事業につきましては、これまでも町広報紙やチラシ、ホームページを利用して周知を図ってまいりました。また、実際に活動している場面についても、町広報のフォトニュース等で紹介しておりますが、私どももこれで十分と考えているわけではございません。参加者をふやすには人と人とのつながりで広めることが効果的かと思われますので、活動する会員の皆様からもしっかりと声がけをしていただきながら、町としても引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。そのためには、メルマガ等を含めて、新しい媒体につきましても検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、都市農村交流事業、地域資源活用プロジェクトへの高齢者の参加要請を行う予定、計画はあるかについてでございますが、既に都市農村交流を推進する中、グリーンツーリズムでの酪農体験を初め、ジャムづくり体験、炭焼き体験あるいは竹馬づくり体験など、地域における経験豊富な高齢者の方々を講師とした事業展開を実施しており、今後もこのような高齢者の方々に活躍していただきたいと考えております。

なお、地域資源活用プロジェクトにつきましては、農漁業体験ツアーなど地域特性を生かした各種ツーリズム等を試験的に行い、新たなビジネス実証実験を行うためのツーリズム商品開発事業の推進、地域オリジナル版教

育資材の作成が事業内容でございます。

議員御質問の高齢者の参加要請を行うといった内容ではございませんが、先ほど申し上げましたように、地域における経験豊富な高齢者の方々を講師とした事業展開ができるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の４点目、泊まって楽しむ食と歴史のまちめぐりの企画とガイドの育成、組織化の予定、計画はあるかについてでございますが、議員御承知のこととは思いますが、既に野間大坊を中心とした史跡めぐりを初め、河和城跡、河和海軍航空隊跡といった史跡などを紹介する美浜歴史観光ガイド協会がボランティアガイドとして活動を行っているところでございます。また、毎年、総合学習の一環として、野間小学校の児童による野間大坊での観光ボランティアガイド活動も行われているところでございます。

議員御提言の食と歴史を題材とする企画につきましても、観光協会と連携を図り、観光商品の一つとして調査、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（山本 敬君）

最後になります。

御質問の１点目、町長が施政方針等で示した事業の進捗状況についての４つ目、布土小学校で実施しているモデル事業を町内全小学校に拡大実施するかについてでございますが、まず、現状の小学校外国語活動の取り組みと今後の方向性について御説明いたします。

現在、小学校では、５、６年生に週１時間、外国語活動として英語の学習が設定されており、本町採用の外国語指導員１名と学級担任がペアとなって指導に取り組んでおります。平成32年度からは、５、６年生では外国語活動を改めて英語科として教科に指定して、週２時間の実施になります。さらに、３、４年生には週１時間、外国語活動の時間が設けられることになっております。

本町といたしましては、こうした動向を踏まえ、小学校全学年において外国語活動の充実に取り組もうとしております。これは、12年目となりますシンガポールとの国際交流の充実発展、日本福祉大学及び附属高校との連携強化を含めて、本町義務教育の大きな特色として確立していきたいと考えているところであります。

議員の御質問の全校に拡大するの点でございますが、拡大したいと考えております。ただし、11月より実施します布土小学校の授業において、そのカリキュラムの妥当性を十分に検証すること、そして外国語指導員を増員すること等のハードルを越えなければなりません。これは全小学校への拡大に当たっては、教育委員会としまして、不十分な形で学校に丸投げするのではなく、しっかりと準備が整ってから実施したいという思いがあるからであります。

今後も本町の子供たちの人生に貢献できる、そして保護者の皆様にも喜んでいただける教育施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様には一層の御理解と御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○４番（横田全博君）

では、１番から順番に質問させていただきます。

町長の答弁の中で、今、地区の方々と検討中だと。その中で、多分、事業の内容も多少は変わってくるかなと

いうのがあるんですけども、さきの山本議員の質問の中でもそうだったんですけども、ただ単独で例えばグラウンドをつくりました、公園をつくりました、これをやりましたということではなかなか交流ができない。ただし、裏の公園については福祉大との連携というものが大きく視野の中に入ってきております。今後もそのあたりを念頭に入れて計画を進めていくのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

奥田駅前開発につきましては、もちろん日本福祉大学との連携が大事なポイントとなっております。例えば、今現在、開発した後の利用者数、そういったものも今年度検討していきたいと思っております。今現在でいいますと、例えば美浜町の場合ですと1万8,000人、通常、総合公園とか、そういったところで利用されております。また、大学のほうで確認しましたら、大学、附属高校等々で年間約5万人ほど利用できるのではないかと。そうしますと、合わせて約6万七、八千人の利用というふうで、今、もちろん大学とそういった連携も踏まえながら、利用者数の見込みを立てております。さらに、それ以外でも、例えばほかの大会の誘致、そういったこともできれば、さらに利用人数がふえるというふうな、今そういった試算をしております。

参考までに、知多市並びに半田市さんのほうにも運動公園がございます。あちらのほうは年間の利用者数はおおむね4万数千人ほどとお聞きしておりますので、まだこれは計画の段階ですので、はっきりとは言えませんが、それを上回る利用者数というふうで今ちょっと算定しておる最中でございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

オリンピックじゃないですけども、算定するというと非常に甘い算定になってまいりますので、その辺は十分考えながら算定をお願いします。

それだけの6万人を超える人が利用できるということになりますと、周りの環境をどのように整えていくかということもやっぱり必要ではないかなと思うんです。あそこ、奥田の駅前にそういう施設ができる。ちょっと歩くとビーチランドがある。例えば、あそこのグラウンドからビーチランドへ通じる道路の整備なんかもきちっとして、きれいな道路という言い方はおかしいけれども、きちっとした道路をつくっていただきますと、環境整備だけしていただきますと、今度は、民間がそれを見て、そこにお店を出店しようかな、おしゃれな喫茶店でも出そうかな、そういうようなことも起きてくると思うんですね。同時に強力な観光協会の拠点ですので、その辺も観光協会も十分に協力していただけたらと思いますけれども、そういう計画はどうですか。

○建設部長（斎藤 功君）

当然、奥田駅から西はビーチランドまでの町道がございます。今、片側歩道がついております。実際には、あそこには知多西部線が延伸してまいります。そこで町の都市計画道路、今ある奥田中央線の位置を変えて、奥田駅前のほうに変更しようという将来的な計画を持っております。

また、今、西側については市街化調整区域でございます。通常ですと、もちろん建築物はできません。区画整理事業等々、そういった事業ができればもちろんいいわけですが、その以前に都市計画法の取り扱いの中でドライイン適用路線、そういった方法もございます。そういった路線を指定して、まずそういった飲食店を誘致する、そういったことも今検討しておる最中でございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

ぜひ、そういう夢のある施設をつくっていただきたいと。本当に建物だけつくって終わりということではなくて、皆さん、知恵者がたくさんおりますので、ぜひぜひ活用してよろしくお願いいたします。

2番目にいきます。

いろいろと河和、布土、河和南部の活性策をお聞きしたんですけれども、はっきりしたものはないなというのが今の感想ですけれども、町長も布土のお生まれですけれども、さっきの横田貴次君の話じゃないけれども、なかなか部長さん連中はそういうことは語れないと思いますけれども、布土の出身として、ばつと夢を一つ、ありませんか。

○町長（神谷信行君）

それでは布土出身ということで。私も子供のころから布土地区を眺めておりまして、何回か布土地区が変貌しようとするチャンスはございました。そのチャンスを今までこういった形で逃してきたということは、なかなかそれが生かせなかったのかなと、地域の住民の皆さん方のまた御理解も難しかったのかなというふうには思っておりますが、そうした中で、今、私は布土の地域として、まず247号の国道の交差点、あそこが大きなまちのポイントと思っております。あそこが改良されることによって、学校、公民館等々の公共施設のあるほう、そしてまた、西とつながるための重要な幹線としての役割が変わってくるのかなというふうに思っておりますので、また、その周辺の方々等ともお話をいろいろさせていただきながらも、協力姿勢をいただいておりますので、できれば、そちらのほうの布土の交差点、まずあそこを基本とした改良を進めていきたいなということで、今、事あるごとに国、県のほうにそこのお話をさせていただきながら進めさせていただいております。

それと、本来でいきますと、もう一つ、あくまでも私の夢でございすけれどもというふうに捉えておいていただきたいと思いますけれども、東側は非常に風等も西に比べますと緩やかでもございすし、そしてまた、海岸も今全部、昔は海水浴場としてございましたが、この海水浴場も一つもなくなってしまいました。そうしたことで、こういった海岸利用、住民の皆様方、また地域、よそからでも、こういった気候的にも条件のいいところであり、また波も静かで、そういった中で、いろんな関係で遊びに来ていただける方や、また住民の皆様方があそこを一つ、海のほうを拠点とした、そういった何とか産業的なものの活性化が見られないかなという思いはしております。そういったことで、あそこの布土から時志にかけた海を利用した施設整備、そういったことができるとありがたいなというふうに思っております。これが全て、逆に東部につながる一つの活性にもつながっていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○4番（横田全博君）

まちを今までのように商店街を復興して、これをこういうふうにして、またこちらのほうにこういうものを持ってきてということではなくて、やっぱり各地域に合ったまちづくりというものをやっぴいかれたほうが手取り早いという言い方はあれですけれども、そういう考え方もあるのではないかなと思うんですけれども、どうですか。

○企画部長（沼田治義君）

今、横田議員の言われるとおりだと私どもも理解をしております。まちづくりにつきましては、冒頭で横田議員の質問の中であったように、第5次総合計画並びに地方創生の総合戦略、これは表裏一体で美浜町としては取り組んでいかないといけない問題だと思っております。具体的になかなか施策が見えてこないという御指摘も受けておりますが、私どもとしては総合戦略の中で4つの柱をつくっております。

まず1点目につきましては交流人口の増加、2つ目につきましては女性や高齢者の働き場所をつくる、3つ目につきましては子育て環境を充実させる、4つ目につきましては安心安全な住民間のきずなをつくっていくというものの実現を図るために、地方創生の交付金、本年度におきましても7,770万円ですか、今年3月に補正予算をいただきまして、繰越明許で、本年度、今一生懸命、各所属のほうで取り組んでおりますので、そうした形で、

具体的な施策が見えてこないじゃないかという指摘は重々承知しておりますが、ソフト的な部分を中心にやれるところから、国の補助金を使いまして事業展開していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

次、3番目にいきます。

観光宿泊型に変えたらどうですか、これは町長の一番最初の方針の表明の中にあつたと思ひますけれども、なかなかそれも難しいなというのもあります。この中の、次に農村交流事業等々もそうですけれども、そういうものを組み合わせたものがやっぱり宿泊型、要するに楽しむまちづくりというものにつないでいくんじゃないかなと思ひておりますけれども、もう少し具体的に、観光協会も含めてですけれども、こういう楽しい企画があるんだけれどもというような、これはありましたら、ちょっと御紹介をお願いします。

○経済環境部長（竹内康雄君）

横田議員の御質問にお答えをいたします。

御提言にもありますように、体験型とか、今、私どもでもグリーンツーリズム、それからブルーツーリズム等行っております。観光振興におきましては、近年、爆買いに代表されるようなインバウンドが大変大きな影響力を持っております。これは皆さん御承知のとおりでございますけれども、観光の現場におきましては、やはり日本人の皆様に国内で観光旅行をしていただくということも大変重要でございます。

国内観光につきましては、今や、かつてのような大人数で観光バスに乗り込んで観光地を駆け足でめぐるといふような画一的なものではなくて、むしろ家族ですとか友人とともに、少人数グループあるいは個人で体験ですとか学習というようなものを伴うものが大変人気を集めております。これは議員御指摘のとおりでございます。

そういう中で、私どもといたしましては、修学旅行を初めとする教育旅行など団体の誘致にももちろん今後力を入れてまいりますけれども、今申し上げたようなさまざまな観光のニーズ、こういったものにお応えすべく、観光協会事務局とも連携をしながら、新しい観光商品の造成に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○4番（横田全博君）

気がついたら、10分を切っております。焦っております。

次にいきます。

英語教育でございますけれども、今、小学校の英語教育をする際に、何が一番ポイントとなってきますか。

○教育長（山本 敬君）

一番のポイントは指導体制であると思ひます。指導体制というのは、学級担任ともう一人、先ほども外国指導員をつけるという話を申し上げましたけれども、やはり美しい発音、正しい発音を耳で聞くことになれるということが第一のポイントだろうと思ひます。これは近年のそういった英語教育の研究者、また指導者も、小さいころから聞いたほうがいいよということは皆さんおっしゃっておられます。そういう意味で、美しい発音の人が教室にいるということが第一のポイントであろうと思ひております。

○4番（横田全博君）

今、外人さんが、外人さんという言い方はおかしいな、先生が1人いらっしゃいますけれども、これを拡大しようと思ったときに、その辺の人材の確保というのは大丈夫でしょうか。

○教育長（山本 敬君）

今ネーティブに行っていただいておりますのは中学校です。小学校は、日本人の町内に在住の教員経験者であります。この方は大変勉強熱心で、退職されてからも大学院に行って勉強されたということで、小学校で指導していただく傍ら、シンガポールの交流のほうで正式文書を整えていただいたり、そんな仕事もしていただいておりますが、理想といえばネーティブの方がよからうと思います。ただし、ネーティブの方でも日本語が余りしゃべられない方というのは、打ち合わせをするのにすごく時間がかかるんです。実際に私が以前勤めておった学校でネーティブの方に来ていただいておったんですけれども、打ち合わせだけで授業と同じぐらい時間がかかるんですね。これはやっぱり学校現場にとっては大変な負担で、そういう意味で、今来ていただいております日本人の指導員の方も大変すばらしいと思います。打ち合わせもすぐ終わります。発音もしかもしきれいです。教員経験者ですので、指導の仕方も十分に心得ておられるということで、増員に当たってはそういった、日本で、今言ったような方がこの近隣におられればということで、今、数名の方にちょっと当たっておる最中でありまして。

以上です。

○４番（横田全博君）

昨年、うちのめいがシンガポールに参加させていただいて、英語がちょっとわかったと言って喜んでおりましたので、ぜひよろしく願いいたします。

次にいきます。

まちづくりでございますけれども、これはぜひ町内の高齢者の方を活用してもらいたい。活用していただくにはどういうことが必要なのかなというのが一番のことだと思います。どちらにしても、やる人、中心になる人、今たくさん中心になってやっていただいている方が多いんですね。こちらにもちょっとらしい人が見えますけれども、そういう人を中心にイベントをどうやって拡大をしていくかと。イベントがたくさんあるということは、街に人が出てまいりますから、昼間通るとゴースタウンみたいな町から、ちょっとはにぎわいが出てくるかなという思いがあります。

全体を通してでございますけれども、この辺のお年寄りを表に出させる企画というのか、組織化というのをどういうふうに考えておられますかね。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員の御質問にお答えをいたします。

横田議員言われるとおりでございます。地域ではいろんな方が、まちづくりの担い手という形で御活躍されています。そういった方々もなかなか、毎年毎年年齢を重ねますので、高齢化になってきているというのも事実でございます。

そうした中、団塊の世代といえましょうか、そういった元気な高齢者というのは美浜町の中にたくさん見えると思います。こういう人たちに何とかまちづくりのほうに入っていただいて、一緒になってまちづくりをやっていただくと、そういうことは非常に大事だと思っています。私ども行政としましては、そういった活動に入っていっていただけるような仕組みをつくるのが行政の責任ではないかなというふうに思っております。

それから、その手法ではないですけれども、行政のほうができること、そういった活動をしている団体が、どんな団体が町内にあって、その団体はどういう活動をしているのかということと町民に対して情報提供を積極的に行って、何とかつなぎをしていきたいという思いはございます。

いずれにいたしましても、まちづくりにつきましては、行政だけではなかなか進まないものでございます。町民の皆様、議員の皆様初め、さまざまな方の協力があってまちづくりは進んでいくと思いますので、それにつきましては、今後、防災、それから福祉、子育て、産業、いろんな部門でそれぞれのまちづくりがあると思います。

が、そういった形で皆さんが協力して、まちづくりのほうを進めていきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

最後です。

○４番（横田全博君）

お年寄りの活用をぜひというのは、オールマイティーとは決して思っておりません。おりませんけれども、29%を占める人口というのは、例えば商品なんか売るときには、それだけで利益が決まるようなぐらいのパーセンテージなんですね。ということは、まちの活性化、まちの将来を握っているのは、実はお年寄りかも、お年寄りと言っではいけない、高齢者かもしれない。その辺をやっぱり認識しながら活用を……、お願いをする、出てきてくださいということは、先ほど言われた福祉のほうも関係がありますし、それから家族の子育て支援も全部関係してくるんですね。ですから、その辺はやっぱりお年寄りが主役の町であってもいいのではないかなと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（森川元晴君）

町長、閉めてください。

○町長（神谷信行君）

最後に、ありがとうございます。

確かに、私もいろんな地区のイベントやそういったところに出させていただきましても、本当にお年寄りの皆様方が逆にスタッフとなって、主役となって運営していただいております。本当にこういったお年寄りの皆様方が元気なまちというのは非常に活力もあって、そしてまた、将来においてのそういった若い方たちがお年寄りの皆さんの姿を見て、また自分たちもそういったまちづくりをやっていこうという気持ちにつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、今後におきましても、そういったお年寄りの皆様方が活躍できるようなまちづくりも充実した形でつくってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。横田全博君は自席に戻ってください。

〔４番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、９月９日から９月12日までの４日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、９月９日から９月12日までの４日間を休会することに決しました。

来る９月13日は午前９時より本会議を開き、提案議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午後 3 時56分 散会〕

平成28年 9 月13日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成28年 9 月 13 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 承認第 9 号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第 3 議案第 41 号 美浜町飲酒運転根絶条例について
- 日程第 4 議案第 42 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 43 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 7 発議第 6 号 社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について
- 日程第 8 発議第 7 号 国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について
- 日程第 9 発議第 8 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 発議第 9 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 発議第 10 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美 代 子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
12 番	石 田 秀 夫 君	13 番	杉 浦 剛 君
14 番	江 元 梅 彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君

総務部長 本多孝行君
 厚生部長 坂本順一君
 建設部長 斎藤功君
 総務課長 杉本康寿君
 税務課長 廣澤辰雄君
 秘書広報課長 谷川徳寿君
 福祉課長 西田林治君
 健康推進課長 齋藤孝茂君
 環境保全課長 岩本健市君
 都市整備課長 石川喜次君
 学校教育課長 日比郁夫君
 学校給食センター所長 夏目明房君

企画部長 沼田治義君
 経済環境部長 竹内康雄君
 教育部長 牧守君
 防災安全課長 石濱克彦君
 企画政策課長 磯貝尚美君
 住民課長 茶谷佳宏君
 子育て支援課主幹 久綱勇君
 産業振興課長 天木孝利君
 建設課長 鈴木学君
 水道課長 鈴木晴雄君
 生涯学習課長 河村伸吉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

おとといの９月１１日は、毎年のことではありますが、思い出することが２件あります。多分皆さんも同じだと思いますが、ニュース等で報道されています１６年前の平成１２年９月１１日から１２日にかけて、秋雨前線と台風１４号の影響による大雨、この地域に関しましては大気の不安定により竜巻が発生した東海豪雨は甚大な被害を出しました。そして、次の年の２００１年、平成１３年９月１１日は今でも映像が目に焼きついていますワールドトレードセンタービルやペンタゴンに旅客機が突入するというアメリカ同時テロが発生しました。まるで特撮映画を見ているような衝撃的な映像でありまして、事件発生時の記憶は今でも鮮明に覚えております。そのころから、テロという言葉が一般的によく使われるようになったのではないかなというふうに思っております。９月１１日に関しましては、自然の脅威また人的な脅威を知らされた、そんな思いがあります。

以上でございます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

山下子育て支援課長でございますが、病気療養のため欠席させていただきます。代理として久綱子育て支援課主幹が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

議会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

先日の北朝鮮の核実験の実施を受けまして、本町の抗議文を昨日、北朝鮮に送付をいたしました。抗議文は町長と議長の連名で、北朝鮮に対して、世界で唯一の被爆国自治体として到底許しがたく強い憤りを覚えるとの内容で抗議をいたしましたので、御承知をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（森川元晴君）

日程第 1、同意第 4 号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第 4 号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

日程第 2 承認第 9 号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第 2、承認第 9 号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第9号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 議案第41号 美浜町飲酒運転根絶条例について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第41号、美浜町飲酒運転根絶条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第4 議案第42号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第5 議案第43号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第43号、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 認定第1号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで7件一括

○議長（森川元晴君）

日程第6、認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いをいたします。

この議案は決算審査でありますので、27年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないように注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」、また「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定されています。議員各位においては、この点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

それでは、歳入の部分でございますけれども、資料も請求して、きょう手元にまとめていただきました。見ればわかると言ってもはそれまでですけれども、一つは個人町民税、これ一緒ですから、固定資産税、都市計画税の収入未済額2,500万円から3点ありますけれども、この5年間の推移とこの傾向、例えばどんな対策を打ったのかも含めて御説明いただきたいと思います。

それともう一つは、滞納処分があると思うわけですが、これも件数にしても少しずつ減っている、ちょっと戻っている数字もありますけれども、少し減ってきているのかなと思うわけですが、その中身を御説明いただきたいと思います。

もう一点は、先ほどの個人町民税、固定資産税、都市計画税、これらの、資料には所得別の実態はないということですが、どういう評価をしているのかで結構ですので、所得別の実態、その傾向についてコメントをいただきたいと思います。

もう一点は、同様に、もしかしたら連絡がとれない方も含めて、滞納者のうち、住民以外がみえると思いますが、どんな割合になっているのか、資料はないと言いながら、これはつかんでおく必要があるかなと思うものですから、1点質問いたします。

そして、同様の資料の中に不納欠損の数字もありますので、それについても収入未済額と不納欠損の状況についても御説明いただきたいと思います。

以上です。

○総務部長（本多孝行君）

では、一部ですが、まず私からお答えをいたします。

まず、所得別の実態あるいは傾向についてコメントをとということなんですけれども、これにつきましては、そこにございますように、まず統計をとっていないということがまず第一でございます。そういったことを考えますと、じゃ、傾向はどうだということになりますと、正直な話、お答えできるものがないと。なぜならば、調べるためにとても多大な力が要ります。例えば1人、年金だけの方、100万円の方がおいでになったとします。その方だけを調べるのであれば、ある程度簡単かもしれませんが、その方が同居してみえるのか、その方を扶養してみえる方がどれだけの年収なのか、実際に援助があるのか、そういったことまで調べなければちゃんとした答えが出ないと、そういうことがございますので、まず資料がございませぬ。そういった意味で、そこまで把握しておりませぬので、傾向、実態というのは、コメントということでありましたが、コメントするものがございませぬので、その点はちょっと御容赦いただきたいと思います。

あと、住民以外の割合、知っておいたほうがいいよねというお話でしたけれども、これも統計はとっておりませんが、ただ、督促状を郵送するときの担当のイメージは2割ぐらいかなということとございます。これも統計をとっておりませぬので、それを仕分けする者のイメージというふうに御理解をいただきたいと思います。

私は以上でございます。

○税務課長（廣澤辰雄君）

それでは、収入未済額の23年度からの推移につきまして御説明をさせていただきます。

個人町民税につきましては、5年間で2,561万3,000円の減、約半減しております。50%になっております。固定資産税は7,073万5,000円の減で58.6%の減、都市計画税は1,007万3,000円の減でマイナス58.2%となっております。それぞれ大幅に減少することができました。町財政の根幹をなす町税の収納率を向上できるよう、今後も滞納整理機構と共同して鋭意取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、滞納処分の推移でございます。年度によりましてばらつきはあるものの、年間60件程度差し押さえております。差し押さえ物件におきましては、預貯金が5割を超えております。そのほかには生命保険や賃料、不動産などが主なものでございます。

続きまして、不納欠損の状況でございますが、こちらも年々減少しております。27年度は23年度の約6割となっております。税目別での23年度からの推移につきましては、個人町民税が8万円減、マイナス1.5%、固定資産税は831万7,000円の減でマイナス54.9%、都市計画税は120万9,000円の減、マイナス55.8%となっております。金額の減少が大きいのは、多額な滞納者の減によるものでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

職員の方々の担当の部署の努力があらわれているのかなとは思いますが、率直に、私は私たちの同僚の、他の市町の方からもいろんな話を聞くわけですが、もう少しやっぱ分析をしまして、所得別の実態あるいは住民以外の割合なんかも。ある町ですと、率直に課税所得で200万円以下の人たちで滞納者がざっと半分ぐらい占めていると。300万円になると、あと1割ぐらいふえる。中にはすごい所得のある人でも、実態はよくわかりませんが、そういう方もみえますが、率直に払いたくても払えないような状況が一方であるのか

など。よくこれが引き続き不納欠損に続いていくものですから、努力はしていると思いますけれども、実態はやっぱもう少しつかんでおいていただきたいなと。

それから、住民以外の割合ということもそうですけれども、これもなかなか連絡がとれないとかいうことも含めてですけれども、先ほどの他の町の資料ですと35%ぐらいの方が町外だったということで、非常に担当の方々も苦勞して連絡をとったり、いろんな説得、打ち合わせをしてやっているようですけれども、本当に頑張って取り組んでいるのはよく理解できます。

それともう一つ、先ほど課長のほうから、滞納整理機構との関係もあってふえたということですが、その辺ではもう少しそのところの実態、あるいは滞納整理機構だけじゃない、職員でこんな努力をして、今は解決しているんだというのがあれば御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

山本君、最初のほうは質問の意味というのか、趣旨がわかんないんですけれども。

○7番（山本辰見君）

今回の決算に間に合わなくても、私は、次年度に向けてでも結構ですから、個人滞納者の所得別実態、傾向についてはつかんでおいていただきたいと。27年度、次のときにでもいいですから、それは時間がかかると言いましたが、時間をかければやれるわけですから、ぜひこれは、私たちもそうですけれども、職員の方たちもやっぱりつかんでおくべき資料ではないかと思うものですから、そのところのどういう対応をしてくれるのか、お願いします。

○税務課長（廣澤辰雄君）

所得別の階層別の調査の件につきまして、まず御説明をさせていただきますが、滞納者の実情につきましては、部長から説明がありましたが、同じ所得であっても扶養人数や預貯金、またローンの有無、家族のかかわりであったり、納税意識などによって変わってきます。このようなことから、所得階層の調査は行っていないわけですが、滞納者の所得につきましては納税相談をする上で必要となってくるので、それらにつきましては個々で滞納者と向き合って相談をさせていただき、その方に適切な対応を今後とも続けてまいりますので、階層別調査という相対的な比較のようなデータは今後ちょっと考えておりません。

それと滞納整理機構の関係ですが、差し押さえの件数につきまして、町と機構の割合、そちらにつきまして御説明させていただきます。

先ほど差し押さえの件数につきましては59件ということで説明をさせていただきました。それで、機構の分につきましては、主要施策のほうにも記載をさせていただいたと思いますが、34件で、内訳が預貯金16、生命保険が5、賃料5、不動産と動産で4件、その他が4件となっております。残りが町のほうで差し押さえを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

歳入についてです。今いただいた資料で、これは通告していなくて申しわけないんですが、滞納処分のところに差し押さえだとか強制執行の推移がありますが、これについて、例えば23年度の差し押さえの総額は幾らかというのを、23年度から27年度まで教えていただきたいんですが、わかるでしょうか。

それから、都市計画税についても通告してあります。27年度は約4,000万円ほど使っているが、これで大きい借金がなくなって、町民が安堵していると思うんです。残りの1億5,000万円は基金に積み立てたのでしょうか。都市計画税を払ってきた町民のことを考えると、基金に積み立てるのではなくて、ぜひそうした町民の生活を救済する、暮らしに使ってほしいと。町民の生活を救済するために税率を下げるなり、町民の負担を減らしてほしい、そういうことを考えたことがあるかということです、27年度に。

それから、もう一つです。民生費の国庫補助金の中に、特別支援教育就学奨励費補助金が収入未済額として1,749万4,000円ありますが、議案説明会で説明してもらったかもしれませんが、済みません、私、聞いていないというのか、覚えておりませんので説明してください。

それから、47ページの地域生活支援事業負担金544万6,500円です。これについて説明してください。

わかば園の入所受託収入についても929万5,000円ですけれども、説明してください。

それで、今後の収入、例えば税収入の見通しは良好と予想できるのでしょうか。それで、今回の決算では経常収支比率が26年度、27年度とちょっと上昇ぎみなものですから、これが気になります。以前、うちの財政はこれが九十幾つとか大変大きくなって苦勞した覚えがあると思うんですけれども、これについてちょっと説明してください。お願いします。

○総務部長（本多孝行君）

また今回も一部、私がお答えをいたします。

まず、都市計画税を払ってきた町民の生活を考えてということのお話がありました。積み立てるんじゃなくて税率を下げる検討をしたかということでございますが、これにつきましては、山本議員の一般質問において町長が答弁をいたしておりますように、町長も都市計画税を未来永劫このままでというふうに考えておるわけではないと。ただ、今、町長としてまちづくりをするためには貴重な財源であるので、少なくとも今はこのままお願いしたいという旨のことをお答えしていると思いますので、今回の御質問についても同様だというふうにお答えをいたしておきたいと思っております。

そしてもう一つ、今後の歳入の見込みについてなんですけれども、ここでバラ色の未来を語ればいいんですけれども、少子高齢化ということは働く世代が減少するということ、そして、土地の価格がまだ下げてまわっていないということを見ますと、大きな柱であります個人住民税及び固定資産税につきましては、まだこの先ふえていく見込みということは残念ながら言えないということを踏まえますと、その分を国のほうが確実に交付税で措置してくれるのであれば、何らかの、かといって、それは減少を減らすだけのことでありますので、この先どんどん財政的によくなるということは残念ながら申し上げられないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○税務課長（廣澤辰雄君）

差し押さえの金額について御質問をいただきましたが、大変申しわけないんですが、データを持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

鈴木議員のほうから、民生費国庫補助金の中の特別支援教育就学奨励費というような御質問だったんですが、民生費ではなくて、教育費の国庫補助金のほうに就学奨励費補助金のほうは入りますので、民生費ですか、教育費でよろしいですか。

このページ数でいきますと、34、35ページになります。

教育費国庫補助金の中で、中学校費補助金として1,774万円の調定のほうをさせていただいております。このうち、特別支援教育就学奨励費補助金としまして、この補助金というのは特別支援学級に入級してみえる保護者の負担軽減を図るために国がそういった補助制度を設けていて、市町村のほうに補助金を交付していただくもので、就学奨励費補助金の2分の1相当額を補助金として受け入れるものでございます。

今回、平成27年度中に総額で24万6,000円の就学奨励費補助金のほうを受け入れさせていただいております。未収入額として1,749万4,000円の未収額がありますけれども、これにつきましては、3月議会の段階でお認めいただきました野間中学校のつり天井の撤去工事の財源に当たる補助金でございまして、議会におきまして、28年度に全額繰越明許ということで繰り越しさせていただきましたので、本年度、この補助金については収入する予定となっております。

またもう一つ、財源としまして町債のほうもありますが、これが3,790万円ほどたしかあったかと思いますが、それにつきましても同様で、28年度に町債のほうを収入させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○厚生部長（坂本順一君）

それでは、一番先の質問の地域生活支援事業の負担金について御説明をさせていただきます。

この負担金につきましては、美浜町と南知多町両町共同で運営をしております地域生活支援のために使っているものでございまして、27年度、28年度の2年間を美浜町が担当するものでございます。ですから、この金額については2分の1が南知多町から入ってくる金額でございます。

次に、わかば園の入所受託収入でございます。

こちらにつきましては、児童発達支援事業のわかば園の平成27年度の利用に対する障害福祉サービスの障害児の給付金として、愛知県の国民健康保険団体連合会から支払いを受けたものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○総務課長（杉本康寿君）

都市計画税の平成27年度は約4,000万円ほど使っている、残りの1億5,000万円は基金に積み立てたのかの御質問でございますけれども、地方財政法第7条の規定により、財政の健全性を確保するために剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てなければならない規定に基づきまして、この9月定例会に一般会計補正予算において基金積立事業とし、若干余裕を持たせ、補正後、予算総額2億9,859万5,000円を上程させていただきました。

都市計画税につきましては、歳入総額1億8,939万5,000円に対し、支出において都市計画事業費4,046万7,000円で、差額1億4,892万2,000円につきましては、今年度中に一般会計補正予算（第2号）の承認後におきまして、予算を組み替え、都市計画税の剰余金約1億5,000万円を積み立ていたしますので、よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

經常収支比率ですけれども、26年度、27年度としてこういうふうになんか90%近くに上がってきているんですけども、この先、28年度、29年度に上がっていくのか、その辺の予想はつかないかもしれませんが、どんなふうにご予定をしておりますか。

○総務課長（杉本康寿君）

經常収支比率でございますけれども、平成26年度につきましては87.4%、平成27年度につきましては89.1%で、

前年比1.7%の上昇でございました。これは経常収支比率算定上、平成27年度につきましては、性質別歳出で繰出金が前年度対比6,723万8,000円が主な要因でございます。いずれにいたしましても、引き続き歳入財源の確保に向けた努力と長期的な財政見通しに基づく事業の厳選をし、安定的な財政運営を維持できるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

まず、歳出の全款においての消費税総額をお教えてください。

また、67ページの公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務、どういうことか教えてください。

それから、85ページの地方公共団体情報システム交付金、これについても同じです。

115ページの放課後児童クラブ運営事業、人件費ということだが、資格のある人を探しているんでしょうか。

それから、主要施策を見てください。

主要施策の83ページ、虐待とあります。虐待の通報件数が3件あって、そのうち一時保護したのが1件あるということですが、これについて大変気になる数字ですので、ぜひもう少し状況をお知らせください。どうだったのかをお知らせください。

それから、主要施策の98ページの検査の中で、肝炎ウイルスの検診をしています。受診者が130人あって、B型、C型の肝炎検査もしているんですが、よければ、その結果をお教えてください。そうした陽性の方がやっぱりいたのかどうかということです。

それから、99ページの訪問指導実施状況の中で、こうやって訪問していただいているんだということがすごくありがたくわかったんですけども、訪問について、訪問して担当者はどう感じたのか、この人は立ち直れるという言い方は変ですけども、そばに寄り添ってやれば何とかなる人たちかどうか、その辺がすごい気になるものですからお聞かせください。

それから、101ページの乳幼児の健診です。これについて、要検査とか要観察だとか要医療だとか結構あるんですけども、町としてはどこまでフォローしているのか、お聞かせください。

それから、107ページの……

○議長（森川元晴君）

鈴木さん、3回質問できますので、どうですか、どこかで切ってもらったら。

○8番（鈴木美代子君）

じゃ、切ります。

○議長（森川元晴君）

お願いします。

答弁、いいですか。どこから。

○総務課長（杉本康寿君）

消費税の影響はについてでございます。

平成27年度の一般会計の消費税額は1億172万円ほどでございます。特別会計も含めると、全会計総額で1億1,200万円ほどを見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

67ページの公有地の拡大に関する法律に基づく事務でございます。

こちらにつきましては、県や市町村が住みよいまちづくりをするために必要な道路、公園、学校などの公共用地を計画的に取り扱うことを目的として制定されました公有地の拡大の推進に関する法律という法律に基づいて行う事務でございます。要するに、公有地を購入したりですとか、売りたいと言われる場合に、市町村が真ん中に入りまして、それが適切かどうかを協議いたしまして、その管理運営を行っていくという事務でございます。

それにつきまして、県のほうから、これは平成23年に事務移譲がされたものでございまして、これまでに2件が実績としてございます。それに要した事務といたしまして、町のほうで7,860円実績、事務用品を購入いたしました、それに県のほうから事務の交付金といたしまして1万円を補助でいただいたものでございます。

以上です。

○厚生部長（坂本順一君）

それでは、地方公共団体情報システム交付金について御説明をさせていただきます。

633万6,000円でございますが、これは平成27年10月から始まりましたマイナンバー制度に基づく個人番号カード、通知カードの作成費用を交付金としまして、国の外郭団体であります地方公共団体情報システム機構へ支払ったものでございます。なお、同額を国庫補助金として受け入れておりますので、申し添えさせていただきます。

それから、115ページの放課後児童クラブ運営事業の人件費ということの質問でございますが、こちらにつきましては、指導員につきましては教職員の資格を有する者が9名、保育士の資格を有する者が1名、また補助指導員としまして7名の方を採用させていただいております。合計17名の方に河和児童クラブと奥田児童クラブの指導をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

主要施策については、各担当課長から御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○福祉課長（西田林治君）

主要施策の83ページの9、虐待となったところの通報件数3件、うち一時保護したのが1件というものの中身でございますが、これにつきましては、3件のうち高齢者に関する虐待が1件、障害者に関する虐待が2件でございます。なかなか詳しいことは申し上げにくいわけでございますが、高齢者の場合はおけがをされましたので、けがの回復までを一時保護措置として家族から引き離させていただきました。これにつきましては、老健施設のショートステイを利用しております。

障害者の1件につきましては、美浜町の人がよその市町へ通う障害施設で虐待があったんじゃないかという通報が県のほうにございまして、その連絡が町のほうに来ました。県とその存在する市町村と美浜町とで調査をいたしまして、県の指導、協力によりまして、こういう事実だったということで解決はしてございます。保護する必要はなしと判断されております。

もう一つの場合は、精神の関係の方が御自分で県のほうに虐待されているという連絡を入れたそうなんです、支援相談員や何かと本人のところに行ったんですが、ちょっと会えずじまいだったんですが、家族によく事情を聞くと、薬を飲まなくなるとどうしてもそういうことが起きるというような回答をいただいて、それ以降はそういう症状は出ていないというふうなことで報告をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○健康推進課長（齋藤孝茂君）

続きまして、鈴木議員のほうからの質問でございます、オの肝炎ウイルス検査で予防接種における副作用はについてでございますが、この表につきましては、予防接種の実施状況を示している表ではありませんが、住民の健康増進を図るため、健康増進法の第17条の規定に基づき実施をいたしましたB型、C型肝炎検査については、130名の受診者があったものということで表にあらわしたものでございます。

また、検診時期としましては、5月、6月、9月の間で計6回の検診日を設け、実施した表でございます。なお、先ほど議員のほうからもありました、状況はということですが、一応陽性の方が1名おりました。この方につきましては、現在発症しているわけではなくということですので、保健師による事後の相談等を実施しております。

次に、99ページ（4）訪問指導実施状況、訪問内容、訪問した理由についてでございますが、生活習慣病要指導については、健診結果により生活習慣病、メタボリックシンドロームの改善のため、2人の方に対し、延べ5回の訪問を実施させていただきました。食生活等からの指導を行っております。

また、その他の方々につきましては、精神に障害のある方2名に対しまして、継続的に支援を行っております。延べ7回の訪問をするとともに、その御家族の方に対しましても延べ8回、生活状況についての把握等のため、訪問指導をした表でございます。

次に、101ページのウ、4カ月児健康診査、エ、1歳6カ月児健康診査、オ、3歳児健康診査でそれぞれの健康診査後どのように対処したのかについてでございますが、ウ、4カ月児健康診査の主なものとして、首の定額または未定額——首の据わり状況についてでございますが、118名の方の対象者に対しまして118名のお子さんが受診をいたしております。100%となっております。その結果としましては、異常なしで106人、あとの12名の方につきましては、医科への受診となった数をあらわしております。

また、子育て支援ということで、その方々に対しましては、支援不要が84人、またそのほかのお子さんについては子育て相談や家庭訪問、電話による健診後の発育・発達状況を確認し、指導、支援を実施した表でございます。

次に、エ、1歳6カ月児健康診査については、主に言語のおくれ等についてを行い、144人の対象者に対しまして141人、97.9%のお子さんが受診し、異常なしは130人で、あとの11人については同じく医科への受診となった数をあらわしております。

子育て支援につきましては、支援不要が43人で、そのほかのお子さんについては同じく子育て相談や家庭訪問、電話による健診後の発育・発達状況を確認し、また指導、支援を実施した表でございます。

次に、オ、3歳児健康診査については、発育相談、育児支援について167人を対象に、164人、98.2%のお子さんが受診しました。異常なしということで139人、あとの25人につきましては、同じく医科への受診となった数をあらわしております。

また、子育て支援ということでは、支援不要が103人、そのほかのお子さんについてはほかの健診と同じく、子育て相談や家庭訪問、電話による健診後の発育、発達状況を確認し、随時指導、支援を実施した表でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○8番（鈴木美代子君）

B型、C型肝炎のウイルスで陽性反応が出た人があるということですが、この肝炎というのは下手すると死亡

を招くような大変重大な病気だと思うんですけども、その後のフォローをしておるんですか。

○健康推進課長（齋藤孝茂君）

一応、この検査につきましては、陽性なのかどうかということの検査でございます。この方につきましては、先ほども申しました、発症しているわけでもなくということでございますので、検査結果を通知したときに、今後の保健相談の中で、また発症した場合の医療機関への受診等々説明をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

3回目です。

○8番（鈴木美代子君）

最後です。いろいろ本当に細やかな訪問活動がされておって、私は一部に安心はしているんですけども、本当に虐待などはよその町の話かと思っていたんですけども、やっぱりそういった虐待の件数もあって、すごくショックを受けています。できるだけ、そういつて、要精検だとか要観察だとかいろいろ上がってきた人はぜひ保健師なり、そういった方の訪問活動を強めていただきたいと思います。

最後になります。公害苦情処理件数のところで、ごめんなさい、107ページですけども、大気、水質、騒音、振動、悪臭とあって、その他とあるんですけども、多分悪臭はそういった畜産農家のおいだとか、そういうものが主かもしれませんが、悪臭とその他について詳しくわかっている内容をお知らせください。

○環境保全課長（岩本健市君）

それでは、107ページの公害苦情受け付け件数について申し上げます。

このうち、悪臭につきましては、農地に還元された堆肥等のおいでの関係の苦情がございました。あと、その他の46件につきましては、その中で46件中39件が野焼きの苦情でしたので、おおむねその他の中では72%が野焼きの苦情の申し立てでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私はまず、2款総務費の中の7目総務企画費の中に、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金というのが3,000円ありますけれども、期成同盟会の実態と美浜町がどんな形で参加しているのか、今後の見通しについてもお尋ねしたいと思います。といいますのは、御承知のように、28年度に大型予算を28兆円近くも上る、これは民間企業の起業支援、莫大な税金が使われる結果として、たかだか3,000円とかいう小さい金額ですけども、税金を民間の企業に投資される、こういう状況とつながっていくものですから、このことをどう評価しているのかも含めてお願いしたいと思います。

同じく総務企画費の中の電子計算費、この中に入るかと思います、先ほど別件でマイナンバーの話がありましたけれども、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料というのが、数字はちょっと申し上げませんが、これに関連して、マイナンバーカード、27年度末では普及はどの程度になっているのか。また、今の時点でも数字があれば教えてほしいと思います。

もう一点、通告をしていませんけれども、わかると思いますので、決算書の99ページの中に、下のほうに、敬老事業の中で敬老事業実施補助金というのが390万円ほどあります。不用額の中で100万円ほど補助金の減だった

ということですが、人数がもし減ったのであれば単価をアップして、せつかくの予算をぜひ敬老事業に使ってほしいと思いますけれども、その中身をもう少しお教えいただきたいと思います。

以上です。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、リニア中央新幹線の建設促進期成同盟会負担金の実態と、あと、どのような形で美浜町が今現在参加しているかということと今後の見通しについてということでございます。

実態でございますが、リニア中央新幹線の建設促進期成同盟会負担金の中身でございますが、この新幹線につきましては、2027年の東京から名古屋圏、2045年には東京から大阪の開業に向けて、現在準備が進められているところでございます。工事のほうは2014年10月から建設のほうの段階に入っているというふうに伺っております。

この中央新幹線につきましては、三大都市である東京、名古屋、大阪間の時間的な距離を大幅に短縮して、大量高速輸送機関として期待されておりまして、本同盟会では名古屋駅を含む沿線地域として、中京圏の鉄道網の整備促進とか交通ネットワークの拡充、それと都市機能の向上を目指して、一致団結して設置目標を掲げて進んでいるところでございます。

今後の見通しといたしましては、リニア中央新幹線の開業により、この地域におきましてもかなりの経済効果、あと知多半島全体に及ぶ波及効果が相当なものというふうに期待されておりまして、同盟会に関しましては愛知県下全市町村が加入いたしまして、その事務局も愛知県地域振興部交通対策課リニア推進室が率先して事務局となっていております。本町におきましても、今後知多半島とか広域で活性化を目指す意味でも、この同盟会に参加することは意義があると考えておりまして、今後も加入を続けていきたいと思っております。なお、これの賛助会員といたしまして、同じく経済域であります組織団体ですとか、美浜町におきましては漁協の方、それから商工会、観光協会も加入されているということでありますので、一体となって今後も加入を続けていく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（坂本順一君）

まず、マイナンバーカードの発行数についてお答えをさせていただきます。

平成28年度3月末で561枚、全体で見ますと2.5%でございます。8月末現在では1,223枚、5.4%のカードを作成しております。まだ受け取りに来ていない人がおりますので、現在のところ、実質4.6%というような状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

それからですが、敬老会事業で不用額のほうですが、一部学区におきまして、やはり学区で敬老会事業をやろうとしても、今まで学区で動いている大きな事業のはざまに入るため、なかなか敬老会事業に踏み切ることができないということで、その学区における交付金のほうが不用額として残ったものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

よろしかったですか。

○7番（山本辰見君）

先ほどのリニア中央新幹線のことで、私が最後に指摘した活性化の問題をるる説明しましたけれども、結果として税金を投入することが民間の企業の中に早速つながっていったわけですが、そのことをどう評価していますかということにはお答え願えなかったもので、いかがでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

山本議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほどりニア中央新幹線の必要な説明はさせていただきました。そうした中で税金を投入することがいかなものかという御質問だったと思いますが、私ども、このリニア新幹線につきましては、名古屋圏、中京圏、知多半島も含めて、全ての市町村に対して経済効果があるものという理解をしておりますので、山本議員が言われる税金を投入するに値する事業だというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。それでは、お願いいたします。

8款土木費の中でございますけれども、5項都市計画費、5目公園管理費、ここに総合公園遊歩道の整備費というのが、この年度ですと1,500万円ですけれども、合計でつぎ込まれた事業費というのは幾らだったでしょうか。

そして、一般質問でも触れましたけれども、利用者の実態、それから、この計画の中で利用者の伸びないものの一つとして、東側入り口、本来だったら遊歩道の正面側になると思うわけですがけれども、ここに駐車場がなくていいのかというのが大きくありますけれども、今後の計画だとか、これに対する見通し、どういうことを考えているのかを。その対策がないと、ただ単に遊歩道ができましたよというだけでは広がらないんじゃないかなと思うわけですがけれども。

同じく土木費の中の1項道路橋梁費、道路橋梁総務費の中で知多地区道路整備促進期成同盟会負担金4万円というのがありますけれども、先ほどのリニアの話と背景的には同じようなことを聞くわけですがけれども、これが今いわゆる格上げとなったと思われる西知多道路もこれに含まれているのか、運動として。それから、これまでの負担金が膨らむという要素はないのか、お尋ねします。

もう一点は、同じく今の同盟会負担金に関連して、知多半島道路から横断道路、南知多道路などが民間へ売却が示されましたけれども、これとの関連で、全体はどんな事業展開になるのか、どの辺までつかんでいるのか、美浜町にどういう、このことが影響を与えるのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○建設部長（斎藤 功君）

それでは、8款5項5目公園管理費の中の総合公園遊歩道整備についてお答えさせていただきます。

総合公園の遊歩道の整備につきましては、平成22年度から発掘調査、測量設計等着手し、6年間にわたり整備を進めまして、本年2月12日に供用を開始いたしました。

まず、事業費につきましてでございますが、総事業費は約1億5,300万円でございます。その財源として、100%補助の愛知県の緊急雇用創出事業基金制度の活用、国からの社会資本整備総合交付金と都市計画税などを充当いたしております。

次に、利用者の実態についてでございます。ことし、先ほど申しました2月に供用開始以後実施しました遊歩

道のPRもあわせて説明させていただきます。

まず、供用開始に合わせまして、住民周知のため町ホームページの掲載と遊歩道のパンフレット200部を図書の玄関に配置いたしました。4月には既に在庫がなくなってきたことから、パンフレット、さらに300部を追加配備しております。このPRの効果と思われますが、5月には名古屋の企業の組合のほうから、研修先としてバス4台で訪問したいという問い合わせがございまして、追加でパンフレット200部を送付させていただきました。また、その他の企業からも研修場所としての利用の問い合わせをいただいております。その他数名の町民の方がウォーキングをされているということは認識しておりますが、ただし、遊歩道ということでございますので、体育館の施設とは異なりまして申し込みが必要ございません。そういった中で利用者数の把握については多少困難を極めるというところもございますが、今後もさらなる活用を求めて、PR等をしていきたいと思っています。

続きまして、東側入り口に駐車場がなくていいかということでございますが、遊歩道はあくまでも公園施設の一つとして、水や緑に親しみながら吉田池周りや古窯群の保存を周遊していただく施設でございます。利用者の方の駐車場はグラウンド側の駐車場の利用を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の遊歩道の計画等でございますが、現時点においてはございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、8款土木費、道路橋梁費、知多地区道路整備促進期成同盟会負担金についてでございます。

この同盟会でございますが、知多地区5市5町で構成する団体でございまして、知多半島の主要な道路の整備を促進し、地域経済の発展と交通渋滞の緩和を図ることを目的として設立されております。主な事業といたしまして、知多半島の道路整備促進に関する要望を愛知県、中部地方整備局、国土交通省に行っております。

西知多道路、これにつきましては、セントレアと伊勢湾岸道路を直結するとともに、名古屋高速を經由してリニア中央新幹線を結び、中部国際空港へのアクセスの充実、利便性の向上、さらには発生が危惧されております南海トラフ巨大地震等の災害時において緊急輸送道路としての機能を有する道路で、当該地区にとっては重要な路線と考えており、以前より5市5町で要望活動を行ってまいりました。

また、この同盟会の負担金につきましては、事業活動実施に要する費用を負担するものでございます。市が8万円、町が8万円、現在負担しております。市町の道路整備促進の要望箇所がふえたといって、この負担金が増額することはございません。あくまでも同盟会の事業活動に要する負担金というふうでお願いしたいと思います。

次に、同じくこの同盟会においての知多半島道路、横断道路、南知多道路などの今後の影響、どんな事業展開という御質問でございます。

愛知県におきましては、愛知県道路公社が管理する有料道路におきまして、民間事業者の創意工夫による良質な利用者サービスの提供と有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出等を目的として、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施し、前田建設工業を代表とするグループが共同出資により設立した愛知道路コンセッション株式会社が公共施設等運営権実施契約を締結しております。

全体の事業展開としまして、維持管理、運營業務としまして、交通管理業務、維持業務、施設点検・修繕業務、また改築業務といたしまして、名古屋北インターチェンジの新設、りんくうインターチェンジの出口の追加、大府パーキングエリア、阿久比パーキングの新設などの実施方針が公表されております。

本町における影響については、現在のところ確認されておられません。ただ、本町といたしましては、道路運営事業によりまして、関連企業や他の民間事業者による沿線の開発、道路利用促進に資する事業など地域経済の活性化が期待できるものと考えております。

なお、有料道路コンセッションの事業開始、これが本年10月1日でございます。これに合わせて、通行料の改定、割引が実施されることが発表されました。これは知多半島道路部分で通勤割引が発生すると。あと、空港連絡道が半額になるというものでございます。

また、先ほど申しました改定業務の中で、武豊にはインターチェンジができる。大府、阿久比にはパーキングができると。ただ、道路公社の方が実は昨年、町長に面会に見えました。その際に、今後の有料道路の公社の展望を述べられました。そういった中で、この3点はそのとき申されましたが、町といたしましては美浜町にも美浜パーキングがあると。ぜひこれをもっと有効活用していただきたいということを強く公社の方々に、町長とともに要望させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

同じ中身の質問、もう少し深めていただきたいと思います。先ほど部長のほうから遊歩道の利用状況、片側に駐車場があるからいいじゃないかということですが、基本は、特に26年、27年度で整備したほうは大きな木も切って、東側のほうがメーンの施設ではないのかなと。私たちは本来こんなことをやるべきじゃないというのがありましたけれども、でき上がったやつを上手に利用してもらわないかんというのがあるわけですが、以前、例えば民間の業者の駐車場の一角を借りられないとか、そういうことですと、例えば公園を整備しました。あそこは自宅から乳母車を引いてとか、そういう形で来られる場所ではありません。車で来ないと利用できないような施設でございますから、そういう面ではここをうんと利用者をふやそうという感覚が全然伝わってきませんので、駐車場を考えるつもりはないのではなくて、もう少し検討する必要はないですか。

それから、もう一つ、これは今最後に説明を受けたのは、口頭じゃなくて、改めて行政報告会か何かで資料を提示して説明をいただきたいと思いますので、きょうは口頭で結構ですが、改めてまた私どものほうから要求したいと思います。

遊歩道について、もう一度お願いいたします。

それから、先ほど部長は、私が聞き間違えたらいかんですが、負担金が市が8万円、町が8万円という言い方をした。ここだと4万円だと。さっき8万円と言ったような気がするんですが、違いましたか。

○建設部長（斎藤 功君）

大変失礼いたしました。町は4万円です。市が8万円ということで訂正をお願いいたします。

あと、東側の駐車場の関係でございます。これはこの遊歩道を計画する当初、平成22年、そのときに近隣の民間事業者、こういった方々も巻き込んで交流拠点の整備というふうで検討してまいりました。遊歩道、総合公園のすぐそばに大きな会社がございまして、民間企業が。その企業とも打ち合わせをさせていただきました。そういった中で、その企業さんも独自の計画を持っておりまして。そういった関係で、この東側部分については、そこら辺を何とかうまく活用できないかという御相談もさせていただきましたが、最終的には今、工場の増築というふうになっております。ただ、今後につきましても、民間企業さんとのそういった打ち合わせを重ねまして、遊歩道、お互いによりよい有効活用ができるように、再度また検討させていただきたいというふうに思っております。

それと有料道路、こちらの資料提出ということでございますが、実は私どもも、これにつきましては本当のパンフレットを1部しかいただいておりません。その程度でよろしければ、行政報告会のほうでは報告させていただきますけれども、その程度でよろしいでしょうか。

○議長（森川元晴君）

山本君、3回目です。

○7番（山本辰見君）

その程度と言われても、物を見ていませんので。ほかでは一定さっきのパーキングの場所だとか、こういう構想を持っているというのを図面というか絵をもって、それから有料道路の空港へ渡るのが半額になるとか、朝の通勤時間は割り引くとか、そういう数字を示してありますから、口頭じゃなくて数字あるいは図面、資料を添えて説明いただければと思います。この会場では結構だと思います。改めてまたお願いしたいと思います。

○建設部長（斎藤 功君）

先ほども申しましたとおり、今、道路公社さんからはまだ正式な図面等いただいております。ホームページで全て、今確認しておる状況でございますので、資料といたしましてもホームページ程度になりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「議長、トイレ休憩をお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質問されますよね。

〔「します」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

じゃ、暫時休憩をとりますので、大至急行ってきてください。そうですね。済みません。

ここで休憩をとりたいと思います。じゃ、35分から再開ということで、よろしくお願いいたします。

〔午前10時15分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続きまして、歳出の5款から8款までを行います。

じゃ、質疑に入ります。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

主要施策の124ページに家畜糞尿対策事業というのがあるんですけども、これは決算書のほうにもあります。もちろん、決算書にはちゃんと畜産のほうで65万8,000円という決算が出ているんですけども、家畜糞尿対策事業については、こう書いてあります。家畜糞尿から発生する悪臭防止のため、希望者に対し環境衛生資材購入の補助をします。恐らく補助をしたと思うんですけども、これについて効果はあったのか。例えば、うちの近くの養鶏の畜産のところですけども、多少なりとも効果があったのか。その辺は確認をしているのかお聞きします。

それから、決算書のほうで147ページですけども、アサリの稚貝の放流の補助があります。これについては、28年度も補助はしているんですけども、ただただ毎年300万円の補助、漁協のほうは六百何万円使っていますので、その半分の300万円の補助しているわけですけども、効果がなくては本当に毎年300万円も出していてもどうしようもないんですけども、これについて、27年度はもらってどういう形で最後27年度を終わったのか。それとも、研究者とか大学の先生とか、いろんなところを訪ねてきちんとこの原因を追求する活動を行ったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、149ページの委託料です。河和漁港沈没船処理業務委託料と、漁港機能保全計画策定業務処理委託料が出ているんですけども、河和漁港の沈没船というのは美浜町民の所有の船でしょうか。その辺をきっちり

どういう形で調査して委託を出しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、153ページ、南知多ビーチランド対策協議会負担金40万円ですけれども、115ページにも南知多ビーチランド、繰越明許で60万円ありますね。この辺をちょっと説明してください。

それから、155ページの食と健康の館整備基本計画策定業務委託料ですが、これも300万円近く、289万円出ているんですけれども、これはもう既に27年度に業務委託をしたわけですから、その成果は上がっているのかどうかお聞きしたいと思います。

もう一つ、農業振興費の中で通告していないところで、今気がついたんですけれども、141ページの地域食育推進事業補助金で54万8,000円出ているんですけれども、これは農業振興の中で地域食育を考えて、何か事業を行ったのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（天木孝利君）

それでは、鈴木美代子議員さんからの御質問のほうに答えさせていただきます。

まず、家畜糞尿から発生する悪臭防止のため、希望者に対し環境衛生資材購入への補助を行っておるが、その効果については確認をしているのかどうかという御質問だったかと思います。

確認といいまして、数値的に臭気測定だとか、そういったことについてはやっております。一般質問でも答えさせていただいたように、巡回指導ですとか、注射ですとか、防疫対策等で担当者が畜舎のほうへ行っております。その都度、一応その担当者としての実感、それからこの環境衛生資材の補助、家畜糞尿対策事業につきまして、記載のとおり希望者に対しというふうになっておりますとおり、一応希望者、要は畜産農家として効果があるというもとに畜産農家のほうも実施していただいておりますというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目、アサリの稚貝放流の補助、実際の成果はということでございますが、成果を今年度の潮干狩り事業というふうで捉えちゃいますと、成果としてはゼロだよということにはなっちゃいますけれども、あくまでも野間漁協といたしまして、潮干狩り事業の復活に向けた手だてとして稚貝放流を行ってきたということでございます。その時期につきましては、一応、夏から10月にかけて稚貝の放流を実施させていただいております。

実態としまして、愛知県のほうで生育調査等も行っております。それから資源保護という意味で、野間漁協独自に網で囲って生育状況の調査等も行いました。その結果といたしまして、囲ったところについて、上野間のほうについては一応残っておるという状況ではございました。

しかし、潮干狩りを実施するまでの数量じゃないということで、潮干狩りのほうは中止ということでございましたので、調査そのものについては組合員の方々、それから県の水産試験場のほうとともに、一応その状況の調査については行っておりましたので、その辺についてもよろしく願いしたいと思います。

それから、私の分のほうで、次に、南知多ビーチランド対策協議会負担金が2つあるけれどもという御指摘でございますが、繰越明許のほうにつきましては、議員御承知のとおり、地方創生交付金、これを使いまして、繰越明許につきましては年間パスポートということで、4歳から6歳の乳幼児に対して年間パスポートを交付するという例の創生金のあの事業の分でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、食と健康の館の整備基本計画策定業務委託料、これも地方創生交付金事業でございましたけれども、館周辺の整備についての基本的な計画をつくろうということでございます。あくまでも美浜町の観光拠点として位置づけられておる食と健康の館、この周辺を整備するに当たっての基本計画をつくるという目的で、この基本計画業務を委託実施させていただいたものでございます。

成果としての報告書については上がってきております。具体的な絵に描いたような基本的なパースの絵ですと

か、そういったものがありますが、基本的に館の裏側の農地部分でありますが、この辺のところの農園整備、貸し農園であるとか、観光農園といったものを基本とした基本的な絵となっておりまして、よろしくお願いをいたします。

それから、追加でありました地域食育の推進事業補助金でございます。

これにつきましては、決算のほうでも説明させていただいておりますが、布土の季の野の台所の森川さんのところがやっておみえになります食育事業でございます。それに対する補助金ということで国の補助メニューでございまして、町の補助金は一切入ってございません。町がトンネル事業として補助を実施したものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○建設部長（斎藤 功君）

続きまして、委託料の関係でございます。

河和漁港沈没船処理業務委託料でございます。

この業務につきましては、河和漁港内の健全なる維持管理のために、港内に放置されました所有者不明の廃船7隻の解体撤去処理を行ったものでございますのでお願いいたします。

同じく委託料、漁港機能保全計画策定業務委託料でございます。

この業務につきましては、水産庁所管の水産物供給基盤機能保全事業を活用いたしまして、効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調査し、機能診断を行うとともに、機能診断の結果に基づきまして機能保全計画を策定するものでございます。

参考までに、今年度は、上野間漁港のほうの業務の委託をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○8番（鈴木美代子君）

沈没船については、もちろん調べたと思うんですけども、まだわからないんでしょうか。まだ持ち主不明のままやったんでしょうか。そうすると、もし持ち主がわかれば、持ち主からこの沈没船処理のお金をもらうということですか。

それから、もう一つは、食と健康の館の整備基本計画を策定したということですけども、それについては私どもに配付してもらえますか。

以上です。

○建設課長（鈴木 学君）

河和漁港の中の沈没船の所有者の件でございますが、私どものほう、船体のほうを確認させていただいております。船のほうには、漁船であればACというアルファベットを先頭に持つ番号が、プレジャーボートであれば、数字がたしか8桁だったと思いますが、これらのプレートのほうがついてございます。今回処理した船につきましては、これらの船体のまずないもの、それと番号があっても、所有者所在不明という形で持ち主がわからないようなもの、そういったものについて今回処理のほうをさせていただきました。所有者のほうがわかるものにつきましては、所有者のほうに撤去または保管等をしっかりといただくというふうに指導のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○経済環境部長（竹内康雄君）

ただいま鈴木議員から御質問のございました食と健康の館の整備基本計画でございます。

先ほど産業振興課長からも御答弁いたしましたように、個々具体のものを細かく規定したものではございませ

ん。あくまでも全体のイメージですとか、今後どういうふうな位置づけでやっていくのかというものでございます。現状分析から、それなりのページ数もございますので、できれば——多分、議員の皆様、御関心があるのは今後どうなるのかとか、それから今のイメージパース、そういったものがどういうふうなものが描かれているのかということであろうかと思しますので、お許しがいただければ、抜粋の形でコピーを皆様に、また行政報告会等で配付させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

じゃ、次にいきます。

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

187ページです。

このページは、いじめ不登校対策事業について書かれています。いじめ不登校対策について協議会が開催されたようですが、27年度のいじめ・不登校の様子はいかがでしょうか。主要施策には、今のところ適応指導教室を使った人は27年度は3人と書いてありましたので、3人なのか、それとも何かいろいろと適応指導教室に、それこそ何かいろいろ事情があるのか、その辺を、様子をお聞きしたいと思います。

それから、適応指導教室が、ここ3年ほどを見ると、6名あったり、3名あったりいろいろしているわけですが、適応指導教室に来て、子供たちは元気に勉強しているのか、遊んでいるのか、その辺がちょっと知りたいと思います。子供たちが元気にクラスに戻ってこられるような状況にあるのか、その辺が私たちは興味深い、知りたいと思います。

○教育部長（牧 守君）

御質問のありましたいじめ・不登校の様子ということで、様子と言われましても何を答えればいいのかちょっと迷うところでございますけれども、こちらであらかじめちょっと御答弁をつくりましたので、御報告させていただきます。

27年度のいじめ・不登校の様子はどうかについてでございますが、いじめの実態といたしましては、新たに認知された件数が12件、そのうち解消された件数につきましては8件で、継続しているものは4件でございます。これは12月31日現在の数字ですけれども、よろしくお願いいたします。

前年度と比較いたしますと、認知件数では5件の増加となりましたが、解消件数につきましては2件増の8件となっております。継続件数につきましては3件増の4件となっておりますが、該当校におきましては、全校体制で見守っていただいているとのことでございます。

いじめの態様でございますが、主なものを3つほど申し上げますと、第1位が冷やかし、からかい、悪口、おどし、第2番目が軽くぶたれる、たたかれる、蹴られる、第3位は仲間外れ、無視となっております。

続いて、不登校の状況でございますけれども、小学校7名、中学校21名の合計28名となっております。前年度と比較いたしますと、小学校では横ばい、中学校におきましては5名の減少となっております。

不登校になった理由につきましては、無気力型、不安情緒混乱型、意図的拒否型の順となっております。

いじめ不登校対策につきましては、教育委員会が設置しておりますいじめ不登校対策協議会の下部組織におき

まして、指導主事さん、それから教育相談員さん、指導員さん並びに各小・中学校の校長先生、教諭を構成員とする部会のほうが設置されております。そこで年3回の会議が開催され、各学校で発生した事案とその対応についての情報交換を行っていただいております。

また、各学校におきましても、校内委員会を設置しまして、職員間で情報の共有化を図るとともに、事実が判明した場合には、保護者への電話連絡、必要に応じて家庭訪問を行うなど、日ごろより早期解決に向けて積極的に取り組んでいただいているところでございます、学校側に対しましては感謝を申し上げる次第でございます。

青森などでは、夏休み明けにいじめが原因と思われる子供の自殺が立て続けに発生しております。何がその子供をそこまで追い込むのかわからない、どこで発生してもおかしくない状況にあると思うべきであり、本町教育委員会といたしましても、改めて気を引き締め、学校と密接に連携をとりながら、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

次に、適応指導教室についてでございますが、平成27年度における児童・生徒は、中学3年生2人と2年生1名の合計3名でございました。年間の通室、適応指導教室に通う日にちでございますが、38日の子がいたり、29日の子がいたり、また年間通して2日という子供さんがいたり、通ってきた日数につきましてはばらつきがございますけれども、ホープみはまに来て、教育相談員と指導員との会話や活動を通じて、人とかかわりや活動の楽しさを体験して、社会的自立や再登校に向けての活力を高めてもらえたのではないかと考えております。

今回、この子供たちがその後どうなったのかなというようなことで僕も気になりましたので、ちょっと聞きました。そうしたところ、3年生の子供2人につきましては、ともに2人とも高校のほうに進学されたということで、毎日元気に高校のほうに通ってみえるということを聞きました。また、2年生の子供さんについては、在籍校のほうへ復帰したということで、元気にやってみえるということを聞きました。適応指導教室、それなりに相談員さん、指導員さんがいろいろ御苦労されて一生懸命やっただいていいる成果が出ているのかなというふうには思っておりますけれども、今後におきましても適応指導教室につきましては、子供たちが抱えている不安感、それから不信感を取り除いて、傷ついた心を癒す温かい場所であってほしいと心から願っているものでございます。

以上でございます。

○8番（鈴木美代子君）

ありがとうございました。

適応指導教室からもののクラスに戻った子がいると聞いて、本当にうれしく思います。

いじめが12件あって、そのうち解決したのが8件でしょうか。そのいじめは、例えばけがもするとか、そういうのではなくて、冷やかしか、からかいとか、無視とかそういう精神的に本当に苦しめるいじめなんですか。何かいじめについてはもっとエスカレートしそうですが、多分、学校の先生たちが見守ってくれていると思うんですが、あと残りの4件はまだ片づいていないとか、まだいじめが継続しているわけでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

12月31日現在ということで申し上げましたけれども、その後においては学校のほうでいろいろな形でサポートしていただきまして、まだ一部、解決には至っていない事案もあろうかと思えます。ただ、先ほども申し上げたように、学校内におきましても先生方が一生懸命対応していただいている。また、いじめ不登校対策協議会におきましても、その部会の中でいろいろ情報交換をしたりだとか、部会の部員の皆さんのスキルアップを図るために、対策協議会におきまして、年1回7月に研修会ということで講師の方を招いて、またいろんな事例をお聞かせいただいて、非常に参考になっているというようなことで、いろんな知識を得ていただいて、今後、そうい

ったいじめ、また一部継続している事案もありますけれども、対応していただけるものと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（森川元晴君）

3回目です。

○8番（鈴木美代子君）

それで、今、適応指導教室は3名の方と聞いたんですが、不登校が21名の方、不登校の中でも、それだけおっても適応指導教室には通えなくて、今も実際は不登校の人がいるということでしょうか。続いているということでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

不登校につきましては、これまでも何日も学校に来られない子供が実際にいるというようなことは事実でございます。まだそういった状況が続いているのも事実でございます。そういった不登校の中でも学校へ復帰したいというのか、そういった気持ちの強い方だとか、保護者のそういった意向があるという方については、何とかその子供をもとに戻したいというようなことで、適応指導教室のほうにも相談をかけられたり、それから実際に子供を行かせたりというようなことで、親御さんも努力してみえるというようなことでございます。

不登校につきましては、これにつきましても学校のほうでいろいろその都度、保護者の方と面談したりだとか、電話連絡したりだとかいうようなことで緊密に連絡をとっていただいて、子供の状況も日々確認していただいていると思いますので、学校の先生方を信じていただいて、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。それでは、私のほうから1点だけ。

国民健康保険税に係る滞納者の実態資料をいただきました。皆さんのところにも裏面にあると思いますけれども、この収入未済額6,000万円ぐらいあるわけですがけれども、この五、六年でうんと減ってきている状況、本当にありがたい、いろんな努力をされていると思いますけれども、これに関連して、特に6,000万円の中でも、ことしや27年度分じゃなくて繰り越し分が結構含まれているのかなと思いますけれども、あわせてここにはちょっと質問には書きませんでしたけれども、この滞納者の方々の保険証が、例えば資格証明だとか、違う形でとか、保険証がもらえないとか、そういうのに流れとしてはつながっていくわけですがけれども、実態はどんなぐあいでしょうか。それへの対応をどんな形で指導してみえるのか。もちろんお金を払ってもらうわけですがけれども、例えば分納でもとか、いろんな対応をしてくれていると思いますけれども、収入未済額に関連して説明いただきたいと思います。

○厚生部長（坂本順一君）

まず、収納率だけの説明をさせていただいた後、担当課長からお答えをさせていただきたいと思います。

ここの収入未済額を見ていただいてもわかるように、収納率で見ますと、23年度が78.6%、24年度が81.5%、

25年度が84.9%、26年度が86.7%、27年度が89%というように、収納率としては上がってきている状況でございます。

それでは、担当課長のほうより説明をさせていただきます。

○住民課長（茶谷佳宏君）

それでは、山本議員の質問に対してお答えさせていただきます。

先ほどありました現年度分と滞納繰り越し分のことについてですけれども、27年度につきまして約6,000万円の滞納額があるということで資料を提示させていただいておりますけれども、そのうち滞納繰り越し分、26年度から27年度に既に繰り越されていて、27年度からこの28年度に繰り越す額ということになりますけれども、そちらのほうについては約4,000万円ということとなっております。

それから、もう一つ、資格証明書だとか、短期保険証についての御質問ですけれども、こちらについて保険証は2年に一度更新になります。それが今年度28年9月1日に更新になるんですけれども、今年度においても同じなんですけれども、この更新の時期に向けて滞納者につきましては、納付相談の機会を設け、こちらのほうに来ていただいたり、電話連絡したりする中でその家庭の実態を把握する。またその中でどのような形で今後納付ができるのか、そのような相談をしながら納付を推進していくような形をとっております。現在のところ、資格証明書については美浜町では交付しておりません。短期証についても、その状況に応じて3カ月であったり、6カ月であったりという形をとりながら納付相談の機会をふやすような形をとっておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第7 発議第6号 社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第7、発議第6号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

7番 山本辰見君、説明をお願いします。7番 山本辰見君。

〔7番 山本辰見君 登壇〕

○7番（山本辰見君）

発議第6号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について。

社会保障の改悪検討の中止を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月13日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、提出者、同じく美浜町議会議員 鈴木美代子でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、安倍内閣が社会保障の基本方針に自助自立を据え、社会保障のためと消費税増税を強行しながら社会保障を切り捨てる手法で、これまでの連続改悪でずたずたにされた年金・医療・介護・福祉がいよいよ立ち行かなくなり、憲法第25条が定める国の責任を後退させ、国民の生存権保障を真っ向から否定するような改悪検討を直ちに中止するよう強く要望する必要があるからであります。

この中身については、意見書本文を、ぜひ議員の皆様にも、また当局の皆さんにも認識を、やっぱり一緒に考えていただきたいと思いますので、改めて読み上げさせていただきたいと思います。

参議院選挙で、安倍首相は憲法改正と併せて社会保障についてもほとんど語りませんでした。しかし、これまでに社会保障の切り捨てを進め、さらには選挙後に大改悪を具体化しようとしています。

2013年度施政方針演説で安倍内閣は、「自立自助を第一とし、共助と公助を組み合わせる」と言明、社会保障の基本方針に「自助自立」を据え、憲法第25条が定める国の責任を後退させてきました。

これまでの4年間で削った社会保障の「自然増」は総額で1兆3,200億円、年平均3,300億円となり、毎年2,200億円を削った小泉「構造改革」を上回る切り捨てを行いました。

公的年金は、4年間で3.4%も削減。国民年金の平均受給額が月5万円なのに、“貧しい年金”をさらに削り

込んでいます。

医療では、70～74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げ、一般病床の入院給食の負担増（1食260円→360円、2018年度からは460円に）、紹介状なしで大病院を受診した患者の追加負担など、受診締め出しと患者追い出しを進めてきました。

介護では、「要支援1・2」のヘルパー・ディサービスの保険給付外し、特別養護老人ホーム入所を「要介護3」以上だけに制限、介護報酬も過去最大規模に引き下げました。「介護離職ゼロ」どころか、「介護共倒れ」社会に陥ろうとしています。「要介護1・2」を特別養護老人ホームから締め出したのに続き、生活援助や福祉用具の貸与まで原則自己負担を基本とする考えです。

さらに、生活保護を“不正受給だらけ”のように描いて、生活扶助費の切り下げ、冬季加算の削減など連続削減を強行しています。「要支援1・2」に続いて、要介護1・2のサービスも保険給付から外す報道もされており、「家族介護が必要となり、介護離職ゼロも達成できなくなる」（日本医師会）と批判が噴出しています。

「社会保障のためといって」消費税増税を強行しながら、社会保障切り捨てる手法は、まさに「国家的詐欺」に等しいやり方です。

さらに安倍内閣は、今後も毎年3,000億～5,000億円の社会保障の「自然増」削減を決定しており、社会保障の連続大改悪を進めようとしています。

医療では入院ベッド削減、75歳以上の窓口負担の2割化、市販類似薬品の保険外し等を計画しています。国民健康保険料（税）への市町村独自の繰り入れを止めさせ、保険料引き上げや給付抑制を進めようとしています。

これらの実施は、これまでの連続改悪でずたずたにされた年金・医療・介護・福祉が、いよいよ立ち行かなくなり、憲法第25条が定める国民の「生存権保障」を真っ向から否定するものです。

よって、これらの改悪検討を直ちに中止すべきです。

以下のような形で提出先を求めています。ぜひ、議員の皆さん方にも御賛同いただいて、意見書を国のほうに届けていけるようによろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第6号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。

発議第6号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書につきまして、4点質問をさせていただきます。

1点目、意見書文中、1段落目3行目、「大改悪を具体化」という言葉があります。それと、1枚めくっていただいて、8小節目の2行目に「連続大改悪を進める」と記載されておりますが、提案者はなぜこのような言葉を使うのか、また、大改悪とはどういう意味なのか、お聞かせ願いたいと思います。

質問の2つ目、4段落目3行目後半に、「受診締め出しと患者追い出しを進めてきた」と提案者は申し述べております。これは国が進めてきたという理解でこのような表記をされているのでしょうか。それであるならば、国がどのような手法でこの締め出しをするのか、お聞かせいただきたいと思います。

3つ目の質問、6段落目の1行目に、「生活保護を“不正受給だらけ”のように描いて」と記載されております。これは国が描いているわけでしょうか。どこに描いておられるのかをお聞かせください。

最後の質問になります。ページをめくっていただきますと、1行目に「国家的詐欺に等しいやり方です」と書いてありますが、我々が住む日本国というのが国家的詐欺をどのように行っているのか、またその対象となるのは誰なのか教えていただきたいと思います。

以上です。

〇7番（山本辰見君）

連続大改悪あるいは大改悪という言葉はどういう意味を持っているのかということですが、今幾つか、あえて私、意見書を読み上げさせていただきましたけれども、繰り返し、これは今の安倍内閣もそうですけれども、その以前から、先ほど文面にもあった小泉構造改革のころから、本当に本来だったら自然増をきちっと保障していく、国の予算をつけて社会保障を対応していかないかん、こういう流れがもう繰り返し出ています。小泉内閣といいますと、もうかれこれ10年近く前からの流れになると思いますので、その面では、今一つ一つは挙げませんけれども、さまざまな分野にわたって、年金の問題、介護の問題、医療費の問題も含めて繰り返し改悪を進めています。そのことを私は大改悪あるいは連続改悪という形で表現させていただきました。

それから、2つ目の受診の締め出し、これは、新しい病院に行った場合は、初診料という形で普通は受けられるわけですが、大病院に行った場合は、金額はちょっと今正確に持っていませんけれども、1万円とか何千円とかいう、紹介状がなければそういう割増しの受診料が一番最初にかかる。そういう形ですと、もう簡単に新しい病院、大きい病院にはかかれないなという形で、なかなかやっぱり受診する場合、お金がかかるわけですから、ついついお金がかかる時は診察をちゅうちょする、こういうケースがこれまでも出ております。そういうことを指しております。

3点目の生活保護を不正受給だらけのように描いてというのは、これは国の担当大臣が言ったとかそういうことではありませんけれども、流れとしては以前、俳優さんだったか、家族のことで、本来、家族の人がある方の生活保護を支援しなきゃいかんというのが基本的には全然別で、個人の生活実態で判断していくわけですが、さも家族だとか、あるいはそういう方たちが支援するのが当たり前だという流れが一つ大きな事件になったようなことを通じて、その後は、今進められているのが、生活保護を受けるときに申請される前に、家族の状況はどうだと、応援してくれる人はいないのか、支援してくれる人は家族なり親族にいないのかという形でこれが横行しています。

たまたま美浜町では、窓口ではそういう形での対応を極力控えていますし、国のそういう指導に頑張って抵抗しているわけですが、他の市町では今言ったように生活保護の用紙すらもすぐに渡さないという状況がありますので、生活保護の分野はそういうことでございます。

最後に、4点目にありました国家的詐欺という言葉ですが、非常にきつい言葉ですから、私、括弧づけで書かせていただきましたけれども、一方では消費税の増税のときにも、これは5%から8%のときも、スタートのときもそうでした。3%にしたとき、3%から5%にしたとき、さらに10%にしようとしている。このときにも、基本は社会保障のためというのがもう前提ですが、実態はそうではなくて、今るる説明したように、一方で、口では社会保障のためと言いながら、年金は切り下げられ、医療の窓口負担、ここにあります一般病床の入院をもう患者のほうに負担させる。介護の要支援1・2、要介護の1・2、こういう形がどんどん外されていく。1・2といいますと、人数的には美浜町の実態もそうです、全国的にも要支援、要介護、全ての全体の中の6割からの人たちがサービスから外されていく、こういう状況ですので、これが例えばいろんな形で法律を決めたり、制度を決めていくわけですが、一方で中身としては実態は全然伴っていない。

そういう形で少しきつい言葉でございますけれども、これは私たちもそうですけれども、マスコミでも国家的

詐欺だという形のとられ方をして報道しております。

以上でございます。

○1番（横田貴次君）

4点お伺いをしましたが、背景ばかりを語られていて明確にお答えがいただけなかったと理解しております。

これまでの意見書もそうなんですけれども、提出された意見書を読むと、正直言って、私、非常に心が傷つく文言ばかりをあえて使用しているように受け取っています。その意図はどこにあるのですか。

○7番（山本辰見君）

意図という、そういう言葉に対しての答弁ではありませんけれども、私たちは実態を本当に分析するならば、報道されているような中身ではなくて、やっぱり中身できちっと評価というか、受けとめていくべきだと思っていますので、実は率直に言いまして、安倍政権という言葉も使いました。そういう面では、今の現行の政府、ストレートに批判しておりますから、私たちはこれまでも国民健康保険税、後期高齢者医療制度の問題、あれこれ制度の問題は批判しております。批判というか、いろんな指摘をして改善も提案してきました。改めて作り直すべきだということも含めてきましたけれども、実際には、今進められているのが今ずっと説明したとおりの中身で、私は実態を、これは私個人的に判断したわけじゃなくて、医療保険協会、あるいは県のほうのいろんな団体の分析の資料を頂戴しながらつくらせていただいた意見書でございます。

特に、非常に気になるところは、一般のマスコミではなかなか触れられない言葉も出てきます。それは率直に言うと、一般的に報道しなくなっているその背景とかそういうことがありますので、どうしても皆さんにとってきつい言葉が出てくるかもしれませんけれども、意図ということではなくて、実態をしっかりとやっぱり皆さんに評価していただきたいというのが率直な気持ちでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第8 発議第7号 国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第8、発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

8番 鈴木美代子君、説明をお願いします。8番 鈴木美代子君。

〔8番 鈴木美代子君 登壇〕

○8番（鈴木美代子君）

発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について。

国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月13日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく山本辰見です。

提案理由です。

この案を提出するのは、福祉施設・事業における人材の確保と定着が図れるよう、国の責任において保育を初めとする福祉労働者の賃金水準を全産業平均にまで引き上げること及び国が定めている福祉・保育諸制度における職員配置基準を抜本的に改善することを強く要望する必要があるからであります。

内容については、ぜひ読んでください。そして、議員全員の賛同によって国へ送りたいと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番 横田貴次君。

○1番（横田貴次君）

発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について、3点質問をさせていただきます。

1点目です。1段落目、「保育園落ちたと訴える母親のブログが大きな話題となる」と記載されておりますが、なぜ、顔の見えない、またブログ上の言葉を、こちらの美浜町から提出する意見書に表現するのか。美浜町に住む母親の生の声を書くべきだと思いますが、あえてこのブログの内容を書いた理由をお聞かせください。

2つ目、5行目の後半になりますが、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する」と記載されております。本町は、今待機児童がいっぱいいますでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。また、下から7行目、同等の質問になりますが、保育所の増設と——保育職員の処遇改善は必要だと思いますが、保育所の増設は、今この本町において必要だとお考えなのでしょうか。

質問の3つ目、下から2行目中盤から、保育職員や介護・障害福祉従事者、これ、保育職員、また介護職員、障害福祉職員、それぞれ働く環境も背景も違うと思います。この3つの人件費、労働条件の改善という意見書の一つにまとめる理由をお聞かせいただきたいと思います。私は、1個ずつ丁寧に申し述べていくべきだということに考えておりますが、この3つをひっくるめて意見をする意図をお聞かせいただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

保育園落ちたと訴える母親のブログを、なぜこの美浜町から出す意見書に利用したかということですが、保育園落ちたと訴える母親は本当に切実で、私たちには気持ちがすごくわかるものですから、皆さんにもわかってほしいと思ってこの文面を使いました。

美浜町には待機児童はありませんけれども、しかし、この事業を拡大することによって、例えば乳幼児医療をもっと拡大して、南知多町でも大変なことになったということですが、美浜町でもそういった乳幼児保育を拡大することによって、事業を違う面で拡大することによって待機児童ができる可能性もあるものですから、ぜひ、今の条件を国に対しても緩和してほしいということで、ここに国に対して提案するということにしました。

3点目は、やっぱり福祉というどうしても介護の問題、障害者福祉の問題、それから保育の問題もそうですが、そういった施設に働いている人の賃金や労働条件を、ぜひ改善してほしいという声は満ち満ちていると思

ます。特に保育ばかりじゃなくて介護労働者についても、私の知り合いも特養で3年働きましたけれども、もうどうしても我慢できないといってやめていきました。個人的な話ですけれども、私の息子も15年働いていますが、今38歳ですが、給料が二十二、三万円しかもらえなくて、本当にやめたい、やめたいという言葉が時々出てきますけれども、何としてもこうした介護労働者が一番、今必要な、これから必要なときだと思って、そういった労働者の賃金の上昇を、値上げをこうやってやっぱり地域のほうから訴えていかないと国は動かないと思って、私たち、提案しました。

保育所の増設については、保育所という形では美浜はないかもしれませんが、例えば子育て支援センターを増設したいと、国に対して物申さなければ、そういった施設の増設はなかなかできません。確かに美浜町は、保育の子供たちは今きちんと保育所に入ることができていますけれども、全体から見るとやっぱり大変保育所が足りないというのはよそごとではないものですから、美浜町も一緒にそういった意見書を、美浜町もほかのまちと同じように出していけたらと思って提案しました。

○1番（横田貴次君）

1点だけ、再度質問させてください。

1つ目に、保育園落ちたと訴える母親のブログについて伺いました。記憶で申しわけないのですが、このブログ記載の中に、日本死ねというブログもあわせて発表されております。それと同等の取り扱いをして、ここの意見書に記載をしているということでしょうか。

○8番（鈴木美代子君）

保育園落ちたというのは、どうしても保育所に入りたい母親の切実な願いだったんです。そして、その日本死ねというのは私は読んでいませんが、それも母親はもう究極の本当に苦しい立場でそういったブログを書いたと思うんですけれども、その母親の思いというか、願いは本当に厳しいものだと思います。だからこそ、母親のこういったブログで国が少し動いて中身を改善しようと努力していることは、私は母親の願いが少し通ったかなと思っています。

○7番（山本辰見君）

済みません、今のところのちょっと補充の説明させていただきたいと思います。

この保育園落ちたのブログ、実はそのことではなくて、そんな名前も示さないことが本当かということで、政府の幹部の中でこの中身を否定した。ここには書いていませんけれども、その関連が保育園落ちた、日本死ねというのは、日本の制度、このままじゃもう死んじやうぞという意味の日本死ねという言葉だったと思っています。その国の対応が、そんなこと、顔も見せずに言って嘘を言うんじゃないというような言葉遣いだったのが大きな問題になって、参議院選挙の中でもお母さん方が、特に都会のほうではお母さん方の意見がたくさん発言をされて、国会前でもそういう訴えがありました。

もう一つは、全体の文面が美浜町の実態と離れていないかということ、待機児童の問題、保育所の増設の問題がありましたけれども、さっき鈴木議員が説明したように、美浜町からではありますが、国の全体の今の動向を、やっぱりうちは待機者がいないからいいんだということではなくて、一緒になって考えていこうじゃないかというのがこの意見書の背景にありますので、そこのところをぜひ御理解いただいて。例えば、全然違う話をしますけれども、沖縄の基地の問題だとか何かを、美浜に関係ないとかいうことではなくて、全国でいろんな形の課題を支援して訴えていきたいというのが背景にありますので、待機児童の問題は、この近くでいくと名古屋市なんかも本当に大事な課題だと思っていますので、私たちはそれに名古屋市が頑張ればいいということではなくて、国のほうの責任でというのが、一番上に表題にありますように、そういう立場からこの意見書の文案を作成した

次第でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第 9 発議第 8 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
についてから

発議第 10 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてまで 3 件一括

○議長（森川元晴君）

日程第 9、発議第 8 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてから発議第 10 号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、提案者より提案理由の説明を求めます。

9 番 野田増男君、説明をお願いします。野田増男君。

〔9 番 野田増男君 登壇〕

○9 番（野田増男君）

それでは、発議第 8 号より順を追って提案理由を説明させていただきます。

発議第 8 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 13 日提出、代表提出者、美浜町議会議員 野田増男、提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく荒井勝彦、横田全博、丸田博雅、江元梅彦。

提案理由。

この案を提出するのは、国において、平成 29 年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページに載っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第 9 号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 13 日、代表提出者、美浜町議会議員 野田増男、提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく荒井勝彦、横田全博、丸田博雅、江元梅彦。

提案理由。

この案を提出するのは、政府に対して、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層の増額と拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の増額と拡充を図られるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページに載っていますので、よろしくお願いします。

次に、発議第10号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月13日、代表提出者、美浜町議会議員 野田増男、提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく荒井勝彦、横田全博、丸田博雅、江元梅彦。

提案理由。

この案を提出するのは、愛知県に対して、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を増額・拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページに載っていますので、よろしくお願いします。

以上3件、意見書をもちまして提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第8号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第9号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第10号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月14日から9月20日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、9月14日から9月20日までの7日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時48分 散会〕

平成28年 9 月 21 日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成28年 9 月 21 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 41 号 美浜町飲酒根絶条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 42 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 43 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 4 認定第 1 号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 認定第 2 号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 認定第 5 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 発議第 6 号 社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について

日程第 8 発議第 7 号 国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について

日程第 9 発議第 8 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

日程第 10 発議第 9 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

日程第 11 発議第 10 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

日程第 12 委員会の所管事務調査報告について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 13 議員派遣の件について

日程第 14 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 横 田 貴 次 君

2 番 荒 井 勝 彦 君

3 番 大 岩 靖 君

4 番 横 田 全 博 君

5 番 大 崎 卓 夫 君

6 番 丸 田 博 雅 君

7 番 山 本 辰 見 君

8 番 鈴 木 美代子 君

9番 野田増男君
12番 石田秀夫君
14番 江元梅彦君

10番 森川元晴君
13番 杉浦剛君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１１名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	大井徳男君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	坂本順一君	経済環境部長	竹内康雄君
建設部長	斎藤功君	教育部長	牧守君
総務課長	杉本康寿君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	八谷充則君	議会係長	山下美幸君
--------	-------	------	-------

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

おはようございます。

心配されました台風16号もこの地域に関しましてはさほど影響、被害もなく、本日定例会最終日を迎えることができましてほっとしております。これ、毎週言っていますよね。

さて、連休の間、皆様はどのようにお過ごししましたか。マンスिंगウェアレディース東海クラシックは、テレサ・ルーがプレーオフを制し優勝賞金1,440万円を獲得いたしました。２位となりました全美貞は賞金704万円です。半分です。１打差で。ゴルフを知らない私でも、本当に悔しいんじゃないかなということを感じております。ただ、うらやましい面もあります。それと、私と誕生日が同じの柏原明日架ちゃん、一生懸命応援していたわけですが、19位タイで終わりました。でも、賞金は74万円です。ことし二十です。

そして、３日間の入場者数であります２万78人でした。最終日が天候が心配されましたが、ことしも２万人を超えて盛大に終わりました。気になりますのが美浜町の経済効果ですけれども、どれぐらいだったんでしょうか。わかりますか。後で聞きます。とにかく、美人プロが大変多くなりました。この大会も長く美浜町で開催されることを願います。

本当はパラリンピックの話もしたいんですけども、長くなりますので。2020年の東京を楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第41号 美浜町飲酒根絶条例について

○議長（森川元晴君）

日程第 1、議案第41号、美浜町飲酒運転根絶条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る 9 月 14 日午前 9 時より役場 3 階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第41号、美浜町飲酒運転根絶条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

郡内 5 市 5 町における運用状況はとの質疑があり、垂久比町、武豊町、南知多町では既に制定済みであるとの答弁がありました。

また、美浜町は飲酒運転が多いという話を聞いたが、その状況はとの質疑があり、28年度 6 月末現在、5 市 5 町の中で武豊町、半田市に次いで 3 位となっている。愛知県内でも割合上位に入っているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号、美浜町飲酒運転根絶条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第42号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第２号）

○議長（森川元晴君）

日程第２、議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

都市計画決定変更業務委託料とはどのようなものかとの質疑があり、用途区域変更に当たり作成する図書の業務委託料で、年度内に用途変更し、少し規制緩和を図るとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る９月15日午前９時より役場３階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第43号、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第43号、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第４ 認定第１号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（森川元晴君）

日程第４、認定第１号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第１号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

ふるさと納税について、収支の状況はとの質疑があり、収入は約630万円、町民が他市町へ寄附した額が950万円で、結果として320万円ほどの赤字であったとの答弁がありました。

また、地方創生事業についての会議の内容はとの質疑があり、27年10月に総合戦略を策定し、４つの基本目標を定め、人口減少を抑止させて美浜町の経済を活性化させるための事業案を論議、展開し、完了後は事業効果も検証する。町幹部で構成する本部会議と課長補佐、係長級のプロジェクト、そして商工会、大学、区長などの代表から成る第三者委員会があるとの答弁がありました。

地方創生事業の結果をどのように次につなげるのかとの関連の質疑があり、進捗状況の確認、効果検証を行い、第三者委員会と議会に報告して意見を聞き、その結果は住民にも公表していく。また、いただいた意見をできる限り反映させ課題点を修正し、次年度以降の取り組みにつなげるとの答弁がありました。

また、グリーンツーリズムについて、観光協会との連携を利用してはとの質疑があり、都市部と農村交流が主眼であるが、まさに地方創生事業として、本年度から着手しているとの答弁がありました。

また、消防団詰所の耐震診断の結果はとの質疑があり、新旧耐震基準で７カ所行った。不適合３カ所のうち１カ所が要改修であった。これからの消防団再編を踏まえ改修計画を立て検討するとの答弁がありました。

なお、討論はありません。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました認定第１号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、主に次のような質疑がありましたので御報告をいたします。

美浜ファミリーサポートセンター事業について、利用者が少ないようだが今後どのように事業を進めていくのかとの質疑があり、この事業は平成27年４月より、町子育て支援センター——これは布土にありますが——にて

開始、まだあまり浸透されていない。今後、さらなるPRに努めるとの答弁がありました。

次に、放課後児童クラブは、河和、奥田の2カ所にあるが、利用状況と対応従事者はどのような人かとの質疑に、利用について、河和につきましては定数29人ですがほぼ定数、奥田は定員25人に対しやや少ない16名、このことは開設間もないことが要因と思う。従事者として教員、保育士の資格者及び一般の人が指導者として対応をしているとの答弁がありました。

学校給食センター冷凍冷蔵機設置工事は、フロン対応がされているものかとの質疑があり、脱フロン対応機の設置であるとの答弁がありました。

また、町指定文化財保護事業で指定されている件数、また事業等の補助率はこの質疑があり、町内において、国指定3件、県指定7件、町指定28件、うち2件は無形文化財である。限度額内で2分の1の補助がある。文化財保護委員会7名にて事業が行われているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。私は、ただいま議題となっています認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論いたします。

27年度の一般会計決算額は、歳入総額で76億1,025万2,000円、歳出総額では70億3,310万9,000円となりました。

地方消費税交付金が8%の増税の影響から大幅の増額となりましたが、歳出において消費税負担が一般会計だけでも1億172万円。特別会計含む全体では、実に1億1,200万円にもなりました。この金額というのは、一般会計歳出の実に1.45%にもなり、美浜町の財政運営にも多大な影響を及ぼしております。

また、この消費税の影響は美浜町民の日常生活や町内の業者の事業運営にも大きな負担となっております。しかも、政府は、消費税増額は全て福祉のためと言いながら、実態は全くのうそだらけであります。内容については、ここでは細かく触れられませんが、私たち議員からも意見書等で声を上げていきますけれども、ぜひ行政当局からも最低でも以前の状態に戻すように、自治体いじめをやめるように、声を上げていくべきであります。

個人町民税においては、年々収入未済額を減少させておりますけれども、これは関係職員の御努力を一定評価するものでございます。

しかし、一部の皆さんから取り立て屋とまで厳しい評価をされている知多地方税滞納整理機構に、差し押さえや強制執行59件のうちの半数以上を依存している実態は、この整理機構ができる前は職員の方々、町民のそばに寄り添って滞納の改善に努められておりました。そういう面では、美浜町財政担当のそういうお気持ちから、この整理機構への参加は気持ちがかかけ離れているのではないかと思いますので、早い段階に機構から抜けて町独自で滞納整理の解決に当たられることを提案いたします。

歳出面で幾つかの指摘をさせていただきます。

2 款総務費、総務企画費の中で、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金がございます。これまでも繰り返し指摘させていただいておりますけれども、この事業は民間企業で取り組んでいる事業でございます。ところが、国の本年度の補正予算で莫大な税金をつぎ込み、工事の前倒しを支援することになりました。当局の担当の方からは、美浜町にとってもバラ色の事業のような説明がなされましたけれども、私たちはこの事業自体に大きな問題あるいは課題があると考えております。先ほどの税金投入の問題初め、この事業のほとんどのルートが長大なトンネル工事を伴うことから、地域の関係先でさまざまな自然破壊の問題が危惧されております。美浜町だけではなく、地方行政を巻き込んだ形になっておりますので、これは決して私たちは認めるわけにはいきません。そういうことから、金額の多少ではなくてこの期成同盟会から抜けることを提案いたします。

同様なことは、8 款土木費、道路橋梁総務費の中の知多地区道路整備促進期成同盟会負担金に関してでありますけれども、このいわゆる期成同盟会の流れの中で、西知多道路建設が取り沙汰されてきました。この事業も、議案説明等ではバラ色の説明がされましたけれども、私たちは新規の建設そのものに反対であります。一方で財政が厳しいといって高齢者の方々をいじめ、福祉や暮らしの予算を大幅に削っておきながら、緊急性のない大型の公共事業に惜しげもなく莫大な税金をつぎ込む、こういうやり方、一方で大企業だけを応援し、国の借金を膨らませるだけであります。これに連動するような期成同盟負担金については即刻辞退するべきであります。

8 款土木費の中の公園管理費、総合公園遊歩道整備事業でございますけれども、延べで 1 億 5,300 万円を費やしましたが、皆様御承知のように、利用状況はさっぱりで、私は率直にこっちに住んでいるわけではありませんけれども、人が歩いているのをほとんど見たことがありません。しかも、この工事は途中で、皆さんも御存じのように、インターのところから見える場所を、50 年近くも育ったような大木をばっさり切って一部を裸にしてしまいました。これ、地元の区の関係者等からも叱られております。当局からは、このことについて何ら反省の言葉は聞こえてきませんし、率直に言って、私はこの遊歩道整備事業、無駄な事業だったと考えております。

3 款の民生費でございますが、この中の老人福祉費、保養施設利用助成事業でございますが、前町長のときに年齢を 10 歳も引き上げて 3 枚を 2 枚にしましたけれども、このことによってカットされた金額はたかだか 300 万円ぐらいかと思います。ほかの無駄な事業を見直すことによって幾らでも捻出できる金額ではないかと思います。このことは、いつまでも元気で暮らしてほしいという、こういう願いの高齢者の皆さん、要支援とか要介護に行かないように体力をつけて健やかに過ごしていただくためにも貴重なサービスではないかと考えております。以前のような段階まで年齢を引き下げ、枚数も見直していただきたいと思います。

8 款土木費の中の公園管理費、交流拠点基本設計修正業務委託料、これは神谷町長が公約されたグラウンド拡張事業の見直しでございますけれども、一部見直された一方で、都市計画総務費の奥田駅前東地区開発可能性調査業務委託料により、せっかくさきの住民の気持ちでやるグラウンドの拡張の見直しができたと思ったことを、新たな運動競技場、サッカー場の計画が示されました。これは都市計画税を負担している市街化区域の多くの皆さんは、本当に苦勞しながら税金を負担しているのに、このように住んでいるところとは離れて車でなければ利用できないような離れたところに新しい施設ばかりをつくってと、本当に私も議員は何をやっておるんだと叱られている状況です。私たちはこのまま工事を展開することには反対であります。

しかも、神谷町長は、財政が厳しいといって昨年は公共下水道事業を中止するときに言った理由が、孫子の代まで借金を残していいのかと、見直したいと、こう言っていたと思いますけれども、こういう公約違反につながるものだと思っております。

あと幾つかの課題では前進している、町民にとっても新しい課題もありますが、あえて私はここでは発言をい

たしません。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。6番 丸田君。

○6番（丸田博雅君）

認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、チャレンジ美浜を代表し、賛成の立場から討論をいたします。

平成27年度一般会計の決算ですが、歳入決算額は76億1,025万2,000円、歳出総額は70億3,310万9,000円となり、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となっております。

これは、町債の借り入れや繰越金の減少等により歳入総額は減少したものの、普通建設事業等の実施事業の変更や見直しにより歳出が大幅に削減されたこと、また町債の償還が進んだことによる公債費が減少したことによるものであります。

また、歳出において、町制60周年記念事業として名誉町民の委嘱、山車まつりを初めとする各種事業、式典の開催を実施し地域の活性化に努めたほか、住民課窓口での一般旅券発給事業の開始、わかば園利用者負担の軽減補助実施といった住民サービス向上のための事業、また漁港機能保全計画の策定、奥田駅前東地区の開発可能性を調査委託といった今後の美浜を見据えた事業も着実に実施しております。

なお、住民福祉の維持・向上のため必要な施策は、これまでどおり着実に実施しており、それらの事業の実績及び成果は、主要施策の成果並びに実績報告書からも読み取ることができ評価できるものであります。

監査委員の平成27年度決算審査意見書においても、平成27年度歳入歳出決算及び証拠書類を審査した結果、予算執行及び経理は適当であり、財政指数となる経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、また、基金の運用状況についても適正であると認められております。

しかし、決算概要に記載があるように、町税は、けさの新聞報道にもありましたように、本町の地価の下落により固定資産税が年々減少していること、また町民税は特定企業の法人税の伸びに左右され不安定なものであることなどにより、今後も自主財源がふえることは期待できません。

国の地方創生等による交付金についても、今後の国の施策により変動する可能性があり、依存財源に頼った財政運営は非常に不安定であると考えます。

まだまだ景気は回復したとは言えず、今後も少子高齢化、人口減少化と行政を取り巻く状況は大変厳しい状態が続くことは確実ですが、限られた財源の中、事業を取捨選択し、本町の持つ地域の特性を生かしたまちづくりを着実に推進していただくことを切に要請し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。まず、最初に反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

では、賛成討論。13番 杉浦君。

○13番（杉浦 剛君）

認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定に当たり、政和会を代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

平成27年度予算は、前山下町長の主導のもと編成された予算でありました。

神谷町長は、町長選挙で訴えた公共下水道整備事業を中止するという決断をされました。行政の一貫性から考えれば大変大きな決断でありましたが、町長選挙によって明らかにされた民意を受けてのものであり、その英断を高く評価するものであります。

また、神谷町長は総合公園拡張工事の見直しも指示されました。これもまた、美浜町の置かれた財政状況、事業の優先順位などを総合的に判断された結果と受けとめております。

一方で、前山下町長の進めてきたすぐれた施策はこれまでどおり実施するとともに、国の地方創生事業を活用し美浜町の活性化と少子高齢化対策に奮闘されております。

財政状況の分析、実施された主要事業の評価については、今、賛成討論があり評価されたところでありますので改めて言及はいたしません、公共下水道事業にかかわる新たな生活排水処理対策の実施、空き家対策を含む市街地の再生、少子高齢化対策などこれからの山積する課題に、より強力なリーダーシップを発揮し取り組まれることを要望し、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第2号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（森川元晴君）

日程第5、認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、3議案につきましては、審査、採決の結果、認定第2号につきましては、全員賛成により認定することと決定し、認定第3号、認定第4号

につきましては、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、まず認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましてですが、まず一般被保険者高額療養事業と退職者被保険者等高額療養事業との違いは何かとの質疑があり、一般被保険者高額療養事業は国保加入者であり、退職被保険者等高額療養事業は会社等を退職後、国保に加入した60歳から64歳までが退職被保険者となり、健康保険、共済保険より国保のほうに入ってくる。そのため、予算決算上分かれているとの答弁がありました。

認定第3号につきましては、質疑はありませんでした。

また、審査の過程において、認定第4号で、一般会計の繰入金はどういうものかとの質疑があり、一般会計からの負担分を概算で支払い、翌年度に精算するものとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第４号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。８番 鈴木君。

○８番（鈴木美代子君）

平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

介護保険が導入されて15年たちますが、要介護高齢者をめぐる状況は決して安心できるものとはなっていません。

先日、久しぶりに久しく御無沙汰していた同級生が訪ねてきました。彼女は、お母さんと２人暮らしで介護離職をしていました。大変なんだよ、母と一緒に死にたくなることもあるよと深刻そうな顔をして話してくれました。社会的な事件として、介護心中、介護殺人と悲惨な出来事が新聞紙上をにぎわせています。政府は、高齢者ばかりでなく、介護して疲れきっている方を助ける手だても考えなくてはなりません。私の知人は、御主人が奥さんを介護してみえます。

介護保険制度は、平成27年、28年、29年の３カ年で４大改悪をしています。その１、要支援１・２の訪問介護、通所介護の保険給付外し、地域支援事業への移行は27年度４月１日に施行。第２は、特養ホーム入所の原則、要介護３以上の限定についても2015年（平成27年）４月１日とされています。第３は、低所得の施設利用者、部屋代補助、補足給付への試算等の要件追加は2015年（平成27年）８月１日が施行日となっています。第４に、一定以上の所得のある利用者の負担割合は１割から２割と引き上げが行われましたが、2015年８月となっています。つまり、平成27年の８月となっています。ほとんどが2015年、平成27年に改悪されたものです。

介護保険料も、スタートのときは2,500円だったものが、第６期では5,100円も２倍以上に跳ね上がりました。2025年には保険料は8,000円を超すと、高額になると厚労省は想定しています。

老人福祉の国の補助は、保険の導入前は国の補助はおおよそ５割でしたが、介護保険導入後は25%に減額しています。このままでいくと国民の負担だけが青天井に上がっていきます。介護保険料は、国と市町村の負担がふえない限りどんどん上がる仕組みとなっています。国庫負担を引き上げなければ介護保険は改善されません。

以上で終わります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第４号、平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 6 認定第 5 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第 7 号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで 3 件一括

○議長（森川元晴君）

日程第 6、認定第 5 号、平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第 5 号、平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 3 議案につきまして、審査、採決の結果、認定第 5 号、認定第 6 号の 2 議案につきましては、全員賛成により認定することに決定いたしました。また、認定第 7 号につきましては、全員賛成により可決及び認定することに決定いたしました。

認定第 5 号及び認定第 6 号については、質疑はありませんでした。

認定第 7 号につきましては、審査の過程において次のような質疑がありました。

有収率94%であるが、緊急修繕の対応が 6 %かとの質疑があり、漏水や工事の際の洗管などにより、有収率に変動がある。消防の火災消火や消火栓の点検などでも使用する水があり、受水との差で有収率は100%とならないとの答弁がありました。

なお、3 議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第 5 号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号、平成27年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号、平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第7 発議第6号 社会保障の改悪検討の中止を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第 7、発議第 6 号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、最初に反対討論を。1 番 横田君。

○ 1 番（横田貴次君）

1 番 横田貴次です。

発議第 6 号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書につきまして、反対の立場で討論を行います。

本議案上程時、4 つの質問をさせていただきました。提案者から説明がなされましたが、説明内容を理解することができませんでした。

特に、この意見書の中に書いてある文言についての質問だったわけでありますが、特出して言うべきなら、大病院が受診者締め出しと患者の追い出しを進めている、また御自分が帰属する国家日本に対して、国家的詐欺に等しいやり方で国政を行っているというような記載があります。

この意見書というのは、私も何度か国会にお邪魔して全国の意見書を拝見するわけでありますが、不特定多数の方がさまざまな価値観、さまざまな立場をもって閲覧されると思います。この美浜町議会で承認して提出される意見書の内容には到底属していない内容であるため、反対をいたします。

本町名誉町民であります日本経済団体連合会の榊原会長がこの意見書を見たとき、どのように感じられるのかな、また平野名誉町民がこの意見書を拝見したときにどのような感想を持たれるのかな、そんなことを考えますと、もう少し意見書の文言については十分な精査が必要であるというふうに感じておりますので、反対の立場として討論をさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第 6 号、社会保障の改悪検討の中止を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第 8 発議第 7 号 国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第 8、発議第 7 号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、最初に反対討論。1 番 横田君。

○ 1 番（横田貴次君）

1 番 横田貴次です。

発議第 7 号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本議案上程時に、私、質問をさせていただきました。本町における保育所待機児童があるのかないのか、そしてまた保育所自体が不足しているのかという質問に対しまして、十分足りているという認識であるというふうに伺いました。しかしながら、名古屋市では待機児童もあり保育所も不足しているという提案者の答弁をいただきました。

本意見書は国に向けて提出されている、内閣総理大臣、厚生労働大臣向けではありますが、名古屋市のことを危惧して意見書を出すならば、まず愛知県に出すべきだろうというふうに思います。

そして、もう一点、冒頭にあります「『保育園落ちた』と訴える母親のブログが大きな話題」ということではありますが、このような無責任なブログの記事をこの意見書に載せることは断じてあってはならないというふうに強く思いますので、反対をさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

今回の意見書でございますが、全国の自治体ごとには多少なり温度差があることは当然であります。例えば、今、同僚議員からも発言がありましたが、保育園の待機児童の問題で限りますと、美浜町では基本的には待機児童はカウントされておりません。しかし、名古屋市を初め全国の、とりわけ都市部においては、認可保育所の施設建設が追いついていなくて働くお母さん方の要望を満たしていません。

厚生労働省から発表された認可保育所の待機児童の集計は2万3,553人になっておりますけれども、このたび隠れ待機児童層が別に6万7,354人に上ることを厚生労働省そのものが公表しました。これは、待機児童の捉え方が自治体によって異なっているからであります。具体的には、この待機児童の問題、認証保育所など地方の単独事業所に入った児童やお子さんやあるいは親御さんが育児休業中、あるいは特定の保育所等のみ希望する場合、また求職活動を休止中の場合は、いずれも自治体の判断によって待機児童のカウントから外してもよいとして国のほうが認めているものでございます。手元には、先ほど名古屋市だけではなくて多くのところの特徴的な実際の資料はありますが、一つ一つの例は省かせていただきます。幼稚園の預かり保育など、特例保育は全国で9,951人にも上りますから、この今の特例保育の問題は隠れ待機児童にもカウントしていません。これらを含めれば、実際の待機児童は10万人を超えております。

そして、待機児童、2年連続で増加しており、今、国が進めているような保育基準を緩和し、詰め込みで対応するようなやり方では真の待機児童の問題は解消しないことは明らかであります。5歳児まで安心して通える認可保育所の増設を柱に据えるなど、国の責任でニーズに応えるという抜本増設こそが求められております。

私は、意見書というのは一地方自治体の実態から来る要望のみならず、国や県が抱える深刻な課題に意見を申し述べていくこと、これは議員や議会に与えられた、そして認められた大切な運動だと認識しております。

保育園の待機児童の問題だけではありません。同様に、福祉の労働者の方々からも全産業と比較して本当に賃金が安い、これを何としても平均的なところまで引き上げ労働条件を改善する抜本的な対策が求められております。この課題については、地元美浜町においても、またこの近隣の市町においても要望が強く求められている課題であります。

以上、賛成意見を申し述べ、同僚議員の皆様にも国に対して意見書をお届けできるように、ぜひ賛同をお願い

申し上げるものでございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第7号、国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第9 発議第8号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
について

○議長（森川元晴君）

日程第9、発議第8号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第8号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 発議第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第10、発議第9号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第9号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第11 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第11、発議第10号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第10号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第12 委員会の所管事務調査報告について

○議長（森川元晴君）

日程第12、委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長より所管事務調査につき、報告の申し出がありましたので、これを許します。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

ただいま議長よりお許しが出ましたので、委員会の所管事務調査報告について御報告をいたします。

文教厚生常任委員会において、高齢者を中心とした買い物と生きがい支援活動に関するアンケート調査について、町当局の見解をただしましたのでお知らせをいたします。

当該アンケート調査について、所管事務調査を実施したのは、アンケートの実施方法及びその内容について疑義を訴える声があり、当委員会として確認する必要があると判断したからであります。

このことにつきましては、美浜町議会会議規則第72条により議長に通知をいたしましたのでよろしくお願いをいたします。

委員会では、アンケート調査の概要、調査対象が65歳以上、これは美浜町の4,363世帯に発送いたしておりますが、返信先が日本福祉大学であること、住居地別調査であることなどについて、町当局より説明を受けました。

なお、アンケートは昨日、9月20日で締め切られております。

今後は、より丁寧な説明に努め、住民に誤解を与えることのないよう、アンケート調査を初めとする事務の執行に当たることを町当局より確認をいたしました。

なお、アンケート調査がまとめ次第、報告をする時期が来たら説明するとのことでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

報告が終わりました。

報告のとおり御了承願います。

日程第13 議員派遣の件について

○議長（森川元晴君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。別紙のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

異議なしと認めます。そのように決しました。

日程第14 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第14、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、こんにちは。

それでは、平成28年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた報告第5号、専決処分事項の報告についてを初めとする14件のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認をいただけたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

さて、9月も中ほどを過ぎ、秋の彼岸を迎えております。暑さ寒さも彼岸までと言われますが、そのころを境

として秋の気配が一気に感じられるところでございます。

爽やかな気候の中、各地区では運動会等の行事・催しが多く行われ、また、収穫の喜びを感じられる季節でもあり、楽しく笑顔で過ごしたいものだと思っております。

議員の皆様方には、この実りの季節を存分に楽しみつつ、それぞれのお立場にて一層御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成28年第3回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時15分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月21日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 荒 井 勝 彦

議員 石 田 秀 夫